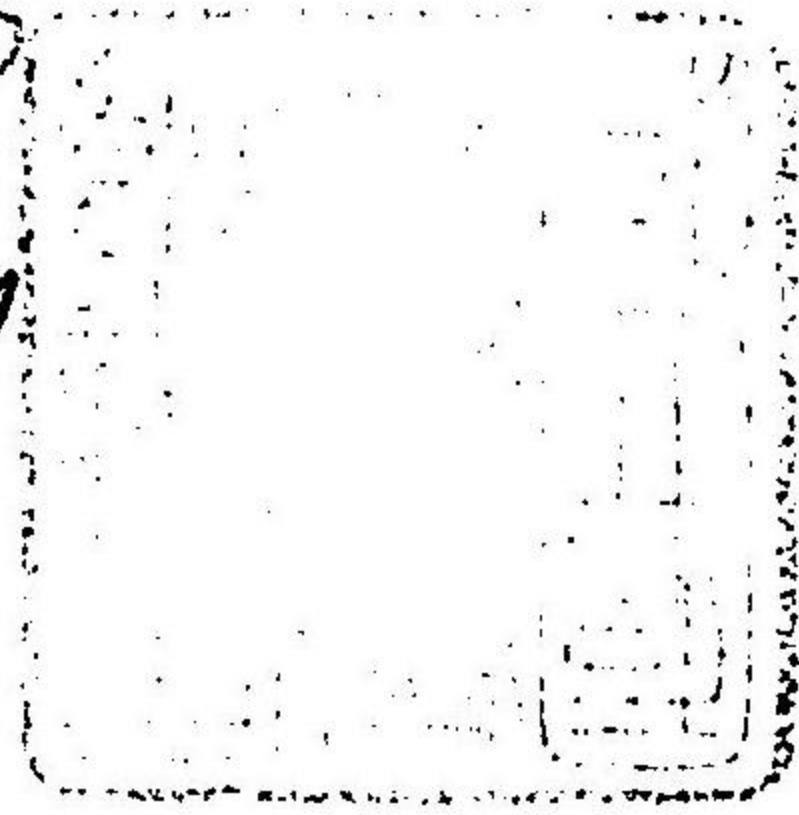


291.53
Q 439.1



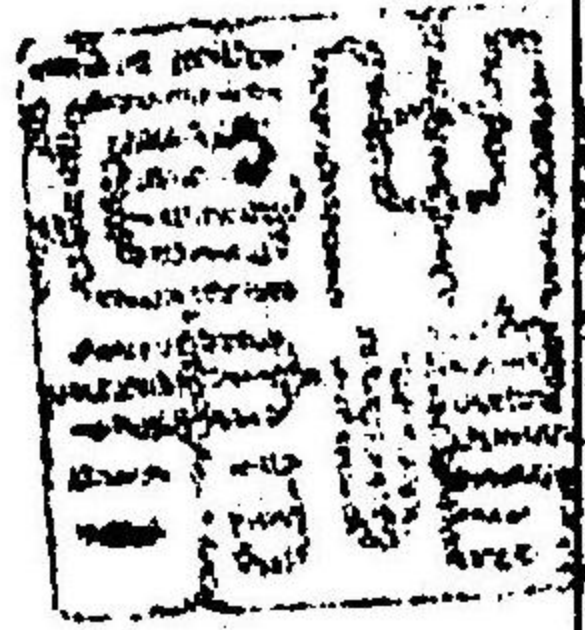
388
0217



237874

新撰美濃志

緒言



○岡田文園翁ハ尾藩ノ士ナリ博覽多識ニシテ史學ヲ好ミ家ニ古書ヲ藏スルコト一萬餘卷嘗テ藩命ヲ奉シテ深田正韶、植松茂岳、中尾義稻ト共ニ尾張志ヲ撰輯シ天保十四年ニシテ成ル爾後翁美濃國ノ史志ナキヲ歎シ廣ク古書ヲ探リ傍ヲ里傳ヲ採リ夙夜拮据シテ遂ニ此新撰美濃志二十卷ヲ編成セシナリ

○美濃國史志ナシトハ全國ヲ包括シタル歴史地志ナキヲ謂フ昔時國司ノ廳ニハ風土記アリシモ今ハ亡ビテ存セズ俗間風土記ト稱スル者アルモ
偽書ニシテ論ズルニタラズソノ他

美濃國古蹟考 美濃明細記 濃陽志略

濃陽循行記 土岐齋藤軍記 土岐錄

稻葉錄 江濃記 塘叢

等ノ書採ルベキモノ多シト雖全國大體面上ヨリ組織シ郡市町村ニ及ブ迄細ニ其事項ヲ記載シタルモノ未曾テ之アラザリキ是翁ノ慨然トシア斯書ヲ撰著セ

緒言

シ所以ナリ

○翁ノ斯書ヲ編成セシハ舊幕府ノ世ニ在リ當時美濃國郡邑ノ分領星羅棋布啻ナラズ笠松陣屋支配地アリ各藩領地アリ旗下采地アリ社寺領地アリ各藩及旗下預地等アリ其甚キハ一村三四ノ分領アルニ至ル是幕府ノ制度ニシテ其意蓋人民黨ヲ結ビ暴ヲ爲スヲ豫防スルニ在リ是ヲ以テ各領主自區域ヲ相爲シ其舊記古文書ノ類互ニ之ヲ秘セリ此時ニ當リ其全局ヲ包羅シ史志ヲ作ラントスルハ實ニ一大難事タリ翁ノ自奮テ斯書ヲ成スソノ苦心察スルニ餘アリ然ルニ不幸ニシテ未其稿ヲ脱セズ萬延元年七月疾ニ罹リテ歿セリ

○皇政維新ノ後新ニ岐阜縣ヲ置カル明治八年余縣廳ニ出仕シ史志編纂ニ從事シ始テ斯書ヲ觀以爲ラク眞ニ古記中ノ傑作ナリト然レトモ郡上一郡ヲ欠クヲ以テ當時ノ知縣ニ稟議シ其補遺一篇ヲ蒐輯セリ今現ニ廳中ニ在リ

○經年ノ後名古屋市岡田翁ノ遺族此原稿ヲ藏スルヲ聞キ余其家ニ就キテ之ヲ問フ果シテ美濃廿一郡全備ノ者ヲ見ル余乃驚キ且喜ビ速ニ之ヲ刊行センコトヲ勸ム遺族曰ク翁ノ世ニ在ル之ヲ門外ニ出サシメズ況ヤ其刊行ヲヤ余曰ク開明

ノ今日ニ當テ空ク之ヲ匣中ニ秘ン以テ蠹魚ノ食トナサンヨリハ若カシ之ヲ世ニ公ニセンニハ若シ版權ヲ讓與セラレバ余不敏ナリト雖烏焉魯魚ヲ正シテ之ヲ印刷ニ付セント後日談途ニ熟シ版權ヲ讓リ受ルニ至レリ

○斯書ハ前述ノ如ク未定稿ナルヲ以テ各町村ノ記中尾張領地ハ總テ詳悉ニシテ他ハ多ク簡略ナリ是編者偏頗ノ意アルニ非ズ其未精査ニ暇アラザルノ際偶易筆セシ故ナリ余ハ他日補遺ヲ編製シテ此憾ナカラシメント欲ス各地ノ諸賢幸ニ忠告ヲ吝ムコト勿レ

○翁素ヨリ史志ヲ編成スルノ難キヲ知り自足レリトスルノ意ナシ即チ書中往々「猶考、明ラムベシ」或ハ「何レノ村ニ在ルカ定カナラズ暫クコ、ニ記ス其所ヲ尋テ改メ訂スベシ」又ハ「後人ノ考ヲ待ツ」等ノ語アルヲ以テ之ヲ知ルベシ余モ亦謂ヘラク記事確實善良ノ國志ヲ作ラント欲セバ悉ク其郡町村ヲ巡行臨檢シソノ實際現況ヲ視其地ノ有識者ニ諮ヒ之ヲ糾シ之ヲ補テ始テ苟完ナルヲ得ン然レトモ我身金翅銀翎ナクシテ實地ヲ翱翔スルコト能ハザルヲ如何セン

○書中戸數人口ヲ記載セズ是舊幕府ノ時各地領主互ニ相秘シ其實ヲ他ニ洩サ、

ルニ由ル又學校ノ類ヲ舉ガルハ舊藩中ニハ往々其設置アルモ他ハ所謂寺子屋ノ類ニシテ記スベキモノナキ故ナリ

○書中郡市町村現今ト大ニ其名稱地域ヲ異ニスルモノアリ其分合廢置ハ近來小島春風氏ノ著セル濃飛新町村誌アリ覽者此ト相對照セバ亦以テ其沿革ヲ明カニスルニ足ラン

○書中徳川氏ノ領地ヲ御料トイヒ尾藩領地ヲ尾張御領トイフモト翁ハ尾藩ノ士ナルヲ以テ當時ノ通語ヲ用ヒシナリ覽者深ク咎ムルコト勿レ又書中安藤氏ノ領地ヲ岩崎ト記セリ是其居城元奥州磐前郡磐城平ニ在ルニ由ルサレトモ岩崎ノ字ヲ用ヒタルハ何ニ據レルカ定カナラズ

明治三十三年九月金華山下艸廬ニ於テ 七十八翁 神谷道一記

新撰美濃志

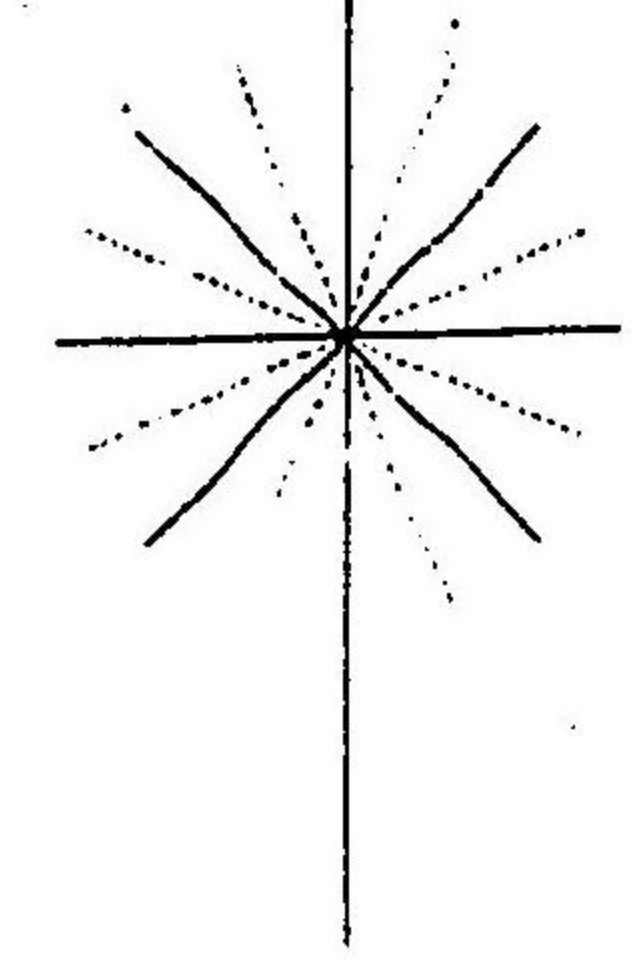
目次

美濃全体説	一
美濃廿一郡概論	十四
不破郡上	四十一
不破郡中	九十五
不破郡下	百五十一
多藝郡	百七十五
石津郡	二百三
安八郡上	二百三十七
安八郡下	二百七十七
池田郡	三百十七
大野郡	三百四十一

本巢郡	三百七十七
席田郡	四百五
方縣郡	四百十三
厚見郡上	四百三十七
厚見郡中	四百六十七
厚見郡下	四百八十三
山縣郡	五百十九
武儀郡上	五百四十五
武儀郡中	五百八十七
武儀郡下	六百十一
郡上	六百二十一
郡下	六百四十一
加茂郡	六百五十七
惠那郡	七百一

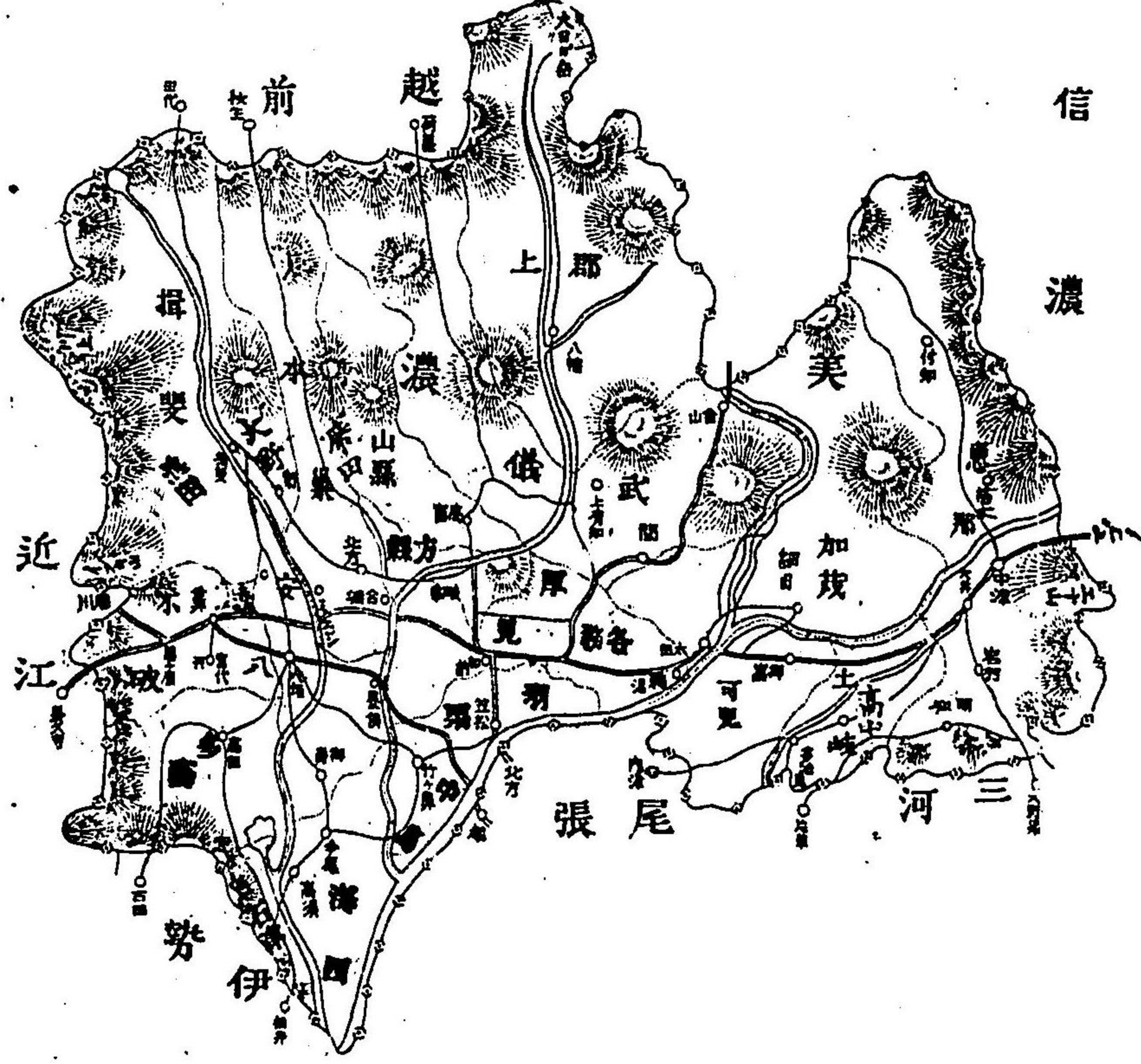
土岐郡	七百五十七
可兒郡	七百五十九
各務郡	八百五
羽栗郡	八百二十一
中島郡	八百四十五
海西郡	八百六十一

美濃國一郡略圖



天保年間岡田
文園翁ノ校正
刊行セシ由形
ヲ本トシ之ヲ
略縮シテ斯圖
ヲ製ス
七十八翁簡齋

飛驒



信濃

新撰美濃志一の卷

尾張文園岡田 啓編輯

美濃簡齋神谷道一修正

美濃全体説

國界 は京都より三十餘里寅卯の方にあたり東山道に属ける地にて西は近江西北は越前北東は飛騨東は信濃東南は參河南は尾張南西は伊勢の七箇國に隣り前は尾張一國を隔て、南の海近く後もまた越前一國を隔て、北の海遠からず左りははるかに松前蝦夷の地まで三百餘里右も又大隅薩摩に至り三百餘里に及びたれば實に日本の中央にあられる上國なり諸國地の廣狹によりて大上中下の四等にわかつたる當國はその上にて延喜民部式に美濃國上としるし官職秘抄職原抄百寮訓要抄拾芥抄等の古書ごもにみな美濃上と見わたり

國

號

はむかしより青野各務野加茂野とて三所の廣野あるひは青野大野各務野の三所とすあるゆへ三野と名づけし物にて古事記萬葉集日本靈異記舊事記の國造本記等にみな三野國とかけり其のち文字をさまざまに書かへて新撰姓氏錄には美努とかき政事要畧公卿補任師實記小野宮年中行事諸門跡譜八

雲御抄藤原公定の分脈系譜また日本靈異記の伊奈婆大神の事をいへる條扶桑略記の文徳天皇二年のくだり日本紀畧の天曆元年七月廿一日の記神宮雜例集の七ヶ國、封戸の條等には美乃の二字をしるし類聚雜要抄には三乃ともかけりその外六國史をはじめ正史古記録等には今の如く美濃の文字を用ひたり又ある説に御野とは大和の宇陀野河内の交野カヌのごとく禁制野俗にいふ御留場の通稱にて當國にむかしよりさる獵野のありしゆゑ起れる國號也といへるも據なきにはあらず奈良の東大寺に所藏の古文書に大寶三年御野國戸籍と見え三代實錄に元慶六年十二月廿一日已未勅云云美濃國不破安八兩郡ノ野、本自禁制永爲藏人所獵野云云としるし同七年十二月廿二日甲寅令山城大和云云美濃等國聽百姓樵於禁野内云云と見えたり是當國にふるく御野のありし證なり

州

號 是異國のさまをまねびてよからぬならひなれどむかしより詩文には用ふる人多く本朝文粹本朝麗藻田氏文集元享釋書砂石集日本紀竟宴和歌の橘朝臣直幹が歌の前書等に美州とかきて頭文字を用ひしは正しく同じ田氏文集本朝無題詩等に濃州とかきしよりいまに至るまで通用となりしはかへりてたゞしからず伊賀伊勢頭文字同じければ伊州勢州と上下の文字を用ひわけしはむべなり美作に作州と下の文字を用ひたれば當國にはさしつかへなく頭字を用べき事也

田

圃 是和名類聚抄に美濃國田萬四千八百二十三町一段六十五歩と見え拾芥抄に田萬五千三

百四町としるし新撰類聚往來に美濃田數四萬四千八百卅三町南北三日山原田島多倍豊也五穀万倍生々大上國也とかけり後世數度の檢知に田數増しあるひは原野を墾開して新田とする物夥しく和名抄等の田數に八十倍にも及べり類聚國史に天長九年九月癸卯美濃國空閑地廿四町一段爲三勅旨田二三代實錄に仁和二年十月十四日已未令美濃國班給百姓口分田二政事畧の諸國國造田四百一十一町五段のうちに美濃國廿四町管力婦女田廿七町三段のうちに美濃國二町賜田八町のうちに美濃國一町と見えたり

税

稻 是和名類聚抄に美濃國云云正公各三十萬束本稻八十八萬束雜稻二十萬束と見え延喜主稅式に美濃國正稅公廩各卅万束國分寺料四萬束藥師寺料二萬七千束延曆寺惣持院料四萬束同寺四王堂料四萬束文殊會料二千束藥分料一萬束修理官舍料二萬束池溝料四萬束救急料二萬束俘囚料四萬一千束としるせり中むかし永錢つもの頃は何萬貫文の地なりしにや定かにしるしたる書なければ今は知りがたし天正の中頃より諸國ともに石高となりて今の免賦といふ事はじまる是を天正の石直しといふ當國は古高帳元和の頃の物といへど奥に六十萬九千七百四拾石餘としるし元祿十四辛巳年十一月の郷高帳には六十四萬五千一百一石五斗三升と見えたり領主ハ拾壹萬七千六百石余江戸御藏入拾貳萬八千八百石尾張御領郡上 席田 海西の三郡を除きのこる十八郡のうち所々にて領し給ふ濃陽志畧に元和元年八月信濃の木曾また當國沿河の地を三萬石御加増同五年上有知邊五萬石をまし給ひ其のち追々慶安年中に至り總計十二萬七千六百七十八

石五斗七升一合を領 壹萬五千石餘高須領 信濃の伊奈郡にて一萬五千石其餘は拾萬石大し給ふよしをせり

垣領 安八 多藝 石津 不破 池田 大 六萬石餘加納領 本知六萬五千石のうち五千石は領せらる 是は安藤氏の城主の時の事也 貳萬參千八百拾石餘郡上領 本高三萬八千七百餘石餘 是は金森氏の城主の時の事也 貳萬四千七百參拾石餘岩村領 本知三萬餘石餘 是は駿河國を領し殘高を惠奈 土岐 壹萬五百石苗木領 惠奈 加茂 二郡の内七千七百餘石餘 是は安藤氏の城主の時の事也

石本庄大和守 山縣郡高富の領主本高一萬石のうち三千二百石 四千石戸田淡路守 本知一萬六千石は大垣十萬石の内分と三河國にて領せらる 貳千石餘伊東若狹守 本知一萬三千石の内七千五百石備中國四百石河内國三百石攝津國日向國にて領せらる 六千五百石餘遠山左京 惠奈郡嶺山村 小杉村 落倉村 殘高を池田郡の内にて領せらる

船村 小泉村 原村 釜屋村 上手向村 久保原村 下手向村 田代村 猿瓜村 吉良見村 多良子村 大栗村 上田村 明知村 馬坂村 馬木村 高波村 淺谷村 小路志須淵村 柏尾村 岩竹村 安村 土助村 才坂村 阿妻村 一色村 野原村 五千三百石岡田將監 大野郡土岐郡のうち曾木村 山田村 羽廣村 猿子村 戸狩村

斐の三輪村 房島村 極樂寺村 伊尾野村 中津原村 仁坂村 北方村 大 五千石竹中主光寺村 小館村 神原村 隨原村 數屋村 高屋村 長良村 下岡島村

膳不破郡岩手村 關ヶ原村 玉村 五千石戸田主膳 本知郡文殊村 法林寺村 方縣 藤下村 山中村 府中村のうち

石戸田内藏助 本知郡北方村 席田郡加茂村 佛生 三千五百石戸田左京 大野郡政田村 寺村 石原村 郡府村 三橋村

川村 深根村 結 五百石戸田半彌 大野郡 七百石餘戸田豐前守 方縣郡彦坂村 東栗野城村 牛洞村

田村の 五千石餘坪内伊豆守 各務郡新加納村 大野村 前渡村 小佐野村 三井村 長塚うち 松 同加兵衛 本家より内證 同佐左衛門 同しく平 同太郎兵衛 同しく三井村 三人倉村

千石坪内十右衛門 葉栗郡大佐野村 笠田村 無動 五百石坪内權左衛門 各務郡山脇村 寺村 成清村 各務郡下切村

村 四千五百石西尾左吉 大野郡中元村 横屋村 堤村 北脇村 東座倉村 西座倉村 下有里村 鹿野村 上磯村 下磯村 五里村 北領家村 南領家村

村 大野村 小野村 田上村 加茂郡肥田瀬村 九百石西尾藤兵衛 厚見郡葦 三百石西市平賀村 稻口村 大針村 羽生村 今泉村

尾七兵衛 大野郡上磯村 二千六百石餘加藤平内 大野郡公郷村 池田郡片山村 柳深村 五里村のうち

三千石青木縫殿頭 大野郡居倉村 大野郡斐村の枝郷南方村 杉原村 石津郡多羅郷猪尻村 大野郡平尾村 安八郡白鳥村 大野郡三日市場村 可兒郡 二千七百石 室原村 葉栗郡三屋村 をはけ村 長池村 北藤掛村

三千石津田主膳 不破郡平尾村 安八郡白鳥村 大野郡三日市場村 可兒郡 二千七百石 餘德山五兵衛 大野郡能郷村 德山村 樺原村 山手村 塚村 池田郡志津原村 池田村 戸五入村 門入村 各務郡西市場村 桐野村 岩地村 山後村 大島村 野口村

百石德山甲斐守 各務郡島崎村 熊 貳千參百四拾石 元三 高木新兵衛 石津郡多羅郷北田村 野口村

宜村 淵上村 東山村 宮村 羽賀原村 堂上村 岩須村 時郷 千石餘高木求馬 石津郡
 時山村 上村 時堂上村 山上村 下村 打上村 細野村のうち 千石高木立蕃 石津郡多羅郷上原村 加毛脇
 鍛冶屋村 宮村 馬瀬村 櫻原村 時郷時山村 千石高木立蕃 石津郡多羅郷上原村 加毛脇
 上村 堂上村 下村 打上村 細野村のうち 千石高木立蕃 石津郡多羅郷上原村 加毛脇
 村 打上村 堂上村 下村 二千五百石德永平兵衛 大野郡唐栗村 福島村 西座倉村 三千
 打上村 細野村のうち 二千五百石德永平兵衛 大野郡唐栗村 福島村 西座倉村 三千
 石金田遠江守 各務郡芥見村 加茂郡 五百石金田幸二郎 加茂郡深萱村 各務郡東 五百
 石金田惣兵衛 各務郡古市場村 加茂郡深萱村 三百石金田平次郎 本高七百石のうち各務郡 二百石金
 田新藏 各務郡芥見 二千六百石餘中川右近 可兒郡伊香郷山岸村 小作村 村木村 乘里
 南船原村 二千八百石餘大島雲八郎 本高五千石のうち二千二百石ハ攝津國にて領し
 森村坂丸村 二千八百石餘大島雲八郎 本高五千石のうち二千二百石ハ攝津國にて領し
 磯郡關 千五百石大島雲四郎 本知二千七百石のうち千二百石は攝津國殘高を席田郡上保村
 て領 六百石大島織部 加茂郡加 二千石餘遠藤外記 郡上郡香部村 廣瀬村 中原村 卯相
 野原村 卯野原新田村 弓懸村 宮代村 宮地村 千石餘遠藤文次郎 郡上郡戸川村 祖
 宇山島村 法師丸村 西乙原村 福手村 門原村 千石餘遠藤文次郎 郡上郡戸川村 祖
 宮代村 宇山島 貳千石餘村瀬伊左衛門 武儀郡倉知村 下 貳千石餘林新五郎 可兒郡塩
 村 法師丸村 貳千石餘馬場藤十郎 惠奈郡茄子川村 千參百石餘馬場讚岐守 岐土
 村 小木村 大原村 貳千石餘馬場藤十郎 惠奈郡茄子川村 千參百石餘馬場讚岐守 岐土
 中島郡江吉良村 貳千石餘馬場藤十郎 惠奈郡茄子川村 千參百石餘馬場讚岐守 岐土

郡釜戸の中切村 公文垣内村 甚徳村 宿村 足股村 大島村 上平 千八百石餘妻木平
 村 論豫村 萩島村 細山村 平山村 可兒郡柿下村 小名田村
 四郎 土岐郡妻木村 大平村 可兒 五百石妻木齋宮 土岐郡妻 千五百石餘松平隼人 縣
 郡明知郷古屋敷村 瀬田村
 郡伊自良の大森村 千參百石佐藤三四郎 加茂郡伊深 千貳百石岡田勝之助 大野郡清
 洞田村 松尾村 千參百石佐藤三四郎 加茂郡伊深 千貳百石岡田勝之助 大野郡清
 良村 五百石岡田主水 大野郡清 七百石岡田庄九郎 大野郡揖斐郷南方 千石室賀下總
 守 本高七千石のうち各務郡宮代村 千石島長門守 武儀郡横越村 笠神村 極樂寺村 明 千石
 岩田村 芥見村 前野村
 別所播磨守 不破郡新井村 石津郡多羅郷谷畑村 上原村 前夫村 小 千石平岡主殿 葉栗
 山瀬村 池田郡片山村 安八郡善光村 中島郡新井村
 屋村 中島 九百石曾我伊賀守 方縣郡洞村 七百石山本主税 本知千五百石のうち方縣郡
 郡堀津村 本高二千石のうち加茂郡加茂野村 爲 七百五十石餘押田忠次郎
 七百石瀧川播磨守 岡村 山本村 野原村 則光村の内
 山縣郡伊自良、松 七百石池田市之丞 武儀郡小梁村 七百石日根野大學 池田郡片山村
 尾村 平井村 七百石池田市之丞 武儀郡小梁村 七百石日根野大學 池田郡片山村
 海西郡者 七百石津田三左衛門 可兒郡長洞村 五百石神長左衛門 本高七百石のうち不破
 結村 七百石津田三左衛門 可兒郡長洞村 五百石神長左衛門 本高七百石のうち不破
 加茂郡下 三百石津田幸之助 可兒郡室原村 矢戸村のうち 五百石長谷川半四郎 不破郡大 五百石餘
 古井村 三百石津田幸之助 可兒郡室原村 矢戸村のうち 五百石長谷川半四郎 不破郡大 五百石餘
 三淵縫殿助 安八郡南今淵村 山縣郡古市場村 五百石餘奥山甚兵衛 安八郡南今淵村 本巢郡十九條村

山縣郡古市場 五百石名取源次郎 安八郡中川庄北方 五百石松波備前守 本高七百石の
 村 北野村の内 五百石 中島郡沖村 五百石 松波備前守 うち池田郡野
 中村 本集 四百石 伏屋備前守 加茂郡下 參百石 土岐龜之丞 本集郡小彈正村 中野郡
 郡見延村 四百石 土岐圖書 本高七百石のうち五百石 河内國殘高本集 五百石 向坂主計 方縣郡
 良 貳百石 土岐圖書 郡小彈正村 中野村 中島郡沖村のうち 五百石 向坂主計 上土居
 村 上 貳百石 向坂左門 方縣郡上 植村吉次郎 方縣郡 七百石 餘植村五郎 右衛門 方縣
 福光村 貳百石 向坂左門 土居村 植村吉次郎 則松村 七百石 餘植村五郎 右衛門 則
 松 七百石 餘植村五太夫 方縣郡則松 七百石 餘前田熊之助 方縣郡則松村 彦坂村 參
 百石 前田庄五郎 方縣郡 以上元祿高帳 新高帳 美濃名細記百莖根濃陽志畧等に参考して
 するすその外 寺社領ハ 貳百五拾石 餘伊勢神領 安八郡今尾村 檢保村 多藝郡石畑村
 木 貳百石 尾張名古屋の聖徳寺領 加茂郡 稻口村 百石 伊勢の香取村 法泉寺領 多藝郡等み
 な御朱印地なり 其外猶多し 其村其神社其寺院の條にしるす 伊勢のむかしの神領ハ 神風抄にのせ
 たる今の村とのみなたがひたればこゝにはのせす是もその村の條にしるす
 行 程 は東西ハ長く南北は少し短し 不破郡今須より惠奈郡落合まで中山道三十一里餘あり又
 垂井より尾張の起宿まで七里あり 是を美濃路といふ 宿驛ありて 旅泊繼馬等自由なり 驛毎の
 里數ハ其村の條にしるしてこゝには畧す 南の方伊勢の國界 桑名郡油井村石 より北方ノ方越

前の國界 今立郡温見村 まで凡二十四五里 また尾張の國界 丹羽郡大山村 より越前國界 大野郡石徹白村ま
 本集郡大河原村 まで凡二十三里餘あり 諸城下ノ往來の道程は 大垣より加納へ四里十六町 加納より郡上へ十四里
 加納三ノ余芥見三ノ上 有苗木より大垣へ廿三里十六町 苗木ヨリ大井へ二ノ中 大井ヨリ美江寺 苗木より加納へ十
 知四ノ下 田四ノ郡上 八幡苗木より大垣へ廿三里十六町 マテ十八里半 余美江寺ヨリ大垣へ二ノ苗木より加納へ十
 八里 余岩村より加納へ十八里半 余岩村ヨリ大湫へ四里 大垣より高須へ五里 師川半ノ今尾一ノ高須 大垣よ
 り郡上へ十九里八町 上 有知四ノ下 田四ノ八幡 大垣より岩村へ二十二里半 十二町 苗木より高須へ二十
 六里八丁 加納ヨリ竹ノ森 勝村にかゝりゆく 加納より高須へ七里 郡上より高須へ二十一里 加納へ岩村より高須へ二十三
 里半 余 加納へ苗木より郡上へ二十三里 苗木一ノ高山一ノ蛭川二ノ切井一ノ半赤川一ノ大地二ノ上田一ノ泉半ノ廣野
 洞半ノ下 澤半ノ上 澤半ノ宮地 苗木より岩村へ五里半 苗木一ノ半島一ノ金山一ノ半赤部一ノ月川一ノ祖師野一ノ保須半ノ下
 半ノ具間一ノ中ノ保二ノ八幡 苗木より岩村へ五里半 子川四ノ岩村 岩村より郡上へ二十四里半 岩村より大久手
 り 關上有知にかゝりゆく 大垣より伊勢の桑名へ十里 郡上より越前の大野城へ二十里 郡上より飛驒の高山へ十
 三里あり

驛

遞 むかし當國に數驛ありしが 後世變革して 今知りがたき所多しまづ 和名類聚抄に 不破郡
 驛家 大野郡驛家 方縣郡驛家 各務郡驛家 賀茂郡驛家 可兒郡驛家 土岐郡驛家 としるし 延喜兵部式 諸
 國驛傳馬の條に 美濃國驛馬 不破三正 大野方縣各務各六正 可兒八正 立傳馬 不破方縣各務可兒武義郡各四正 大
 坂大井各十正 坂本三十三正 武義加茂各四正 傳馬 野郡三正 土岐郡五正 墨奈郡十正 と見え
 同し 民部式に 凡美濃國坂本土岐大井三驛 信濃國阿知驛子課役並免とあり 又同し 主稅式に 諸國驛
 馬飼秣者云云 美濃國坂本信濃國阿知兩驛並正別四十五束 驛馬直法伊勢美濃二國上馬三百五十束

中馬三百束下馬二百束政事要略同し雜式に凡美濃國互差様若目一人令檢按土岐惠奈兩郡雜事并驛家遞送事と見たり續日本紀に寶龜七年十月壬辰美濃國菅田驛與飛驒國大野郡伴有驛相去七十四里巖谷險深行程殊遠其中間置一驛名曰下留としるし續日本後紀に承和七年四月戊辰太政官奏去承和五年十一月二日美濃國言管惠奈郡無人任使郡司暗拙是以大井驛家人馬共疲官倉頓仆因茲坂本驛子悉逃諸使擁塞國司遣席田郡人國造眞祖父令加教諭於是逃民更販連蹤不絕遂率妻子各有本土夫見善不獲何以責成望請停史生一員特置驛吏預干把笏令得威勢至得其人爲終身任其公解者給史生料勅減省官員頗非穩便宜史生數猶復舊例眞祖父一身特聽任用從此而後不得更補其俸料者分折公解給史生半分事力公解田不在給限同十二年正月壬申美濃國言凡上下諸人隨其位階乘用人馬灼立條章而貢御鷹馬熊鷹昆布並沙金藥草等使或以遷替之國司使宛網領或差浮遊之輩令得公乘而公物有限私荷無數使等偏假威勢不憚憲法驛子無由告訴運送山谷人馬斃亡職此之由望請除非貢御鷹馬並四度使之外諸使等以初位已下子弟被差宛之者勅依請宜仰陸奥出羽兩國及東山道諸國令知此制と見たり又類聚三代格に齊衡二年正月廿八日太政官符應擇諸郡司之中恪勤者令與治惠奈郡右得美濃國解備惠奈郡坂本驛與信濃國阿知驛相去七十四里雲山疊重路遠坂高載星早發犯夜遲到一驛之程猶倍數驛驛子負荷常困

貢

迎送寒節之中道死者衆朝廷悲之殊降恩貸永免件驛子租調又去承和十一年舉郡給三年復顯雖施無限之恩徒費公家會無所息前任良宰雖展治方猶難與復況復任於愚吏更施何術今檢彼郡課丁總二百九十六人也就中二百十五人爲驛子八十一人輸調庸比之諸郡衰弊尤甚望請擇諸郡司之中富豪恪勤者募以五位一期三年內令治件郡謹請官裁者右大臣宣奉勅依請與奪之事一準去天長元年八月廿日格

獻

往古當國より貢獻の品々は延喜神祇式齋宮寮年料供物のうちに埜一口陶碗三十口臼一口盤十口已上美濃國充之池由加一口由加四口匱一口甕一口缶二口叩盆四口已上美濃國充之陶廿叩盆各四口陶手洗一口陶椀二合盤二口已上美濃國充之凡諸國送納調庸並請受京庫雜物積貯寮庫支配雜用絹繩七百疋美濃精二百二十八管二十八管庸米一千六百六十七石五斗美濃二百九十三石春米二千二百二十四石八斗美濃五十疋筆二百二十八管美濃庸米一千六百六十七石五斗美濃二百九十三石春米二千二百二十四石八斗美濃四百陶器六百九十六口美濃內藏寮式に年料所造色紙四千六百張厚三千二百八十張薄二千二百張長五十張廣五十張云云每年差圖書長上一人遣美濃國遣之諸國年料供進繩八百五十疋交易六百五十疋のうち美濃云云樽美濃合青木香美濃三十斤黑米二百斛美濃支子云云美濃國二斛民部式に凡諸國所進下兵庫寮修理甲一料馬革者尾張六張云云美濃廿四張年料春米美濃國內藏廿石大炊一凡諸國春米運京者尾張參河美濃云云四月卅日以前云云年料租春米美濃國二千三百年料別貢雜物美濃國筆一百五十管紙麻六百斤支子二十石諸國貢蘇番次美濃國十七壺七口各大一升爲第三番西交易雜物美濃國粗二百疋胡麻子四石桂子十二石鹿茸卅張油二石白絹十二疋粗二合三年進金漆二

斗主計式に凡貫夏調絲者美濃云云並上絲美濃云云輸絹調輸錢美濃國行程上四調白絹十疋絲帛二日下三日十疋廣純十疋帛三百疋長絹百疋絲二十二絢長席三百七拾五枚二口鴨サウダ十六口由加十二口併二十
 七口酢スカタ八口口水椀二十五合深杯四十四口箸サウ盤十四口片盤四十六口洗盤十二口手
 白髮シ四口水鉢二十五口シ四口油シ二口大シ七口有蓋シ三十五合高盤十七口雜坏二
 十口甘壺十一口酒壺十口白六口清坏二十口足下坏五十口油坏三十六口斐坏六十口乳戸四口爐シ
 八口宮シ八口後盤四十四口酒坏四十八口比太爲シ五口大盤三十五口池油加一口小坏十口叩戸二十三石
 自餘輸絹府韓櫃三十四合檢漆者銀五合白木二十九合自餘輸米中男作物紙金漆胡麻油荏油煮鹽年魚アユノシ鯉
 鮓主稅式に祿物價法近江美濃兩國鐵五束諸國運漕雜物功賃美濃國賦別稻十二束兵部式に諸國器仗美
 濃國甲六領旗刀二十口弓三十口宮內式に凡踐祚大嘗會年省遣史生三人催五國供神御料雜器一兩國一人
 尾張美濃兩國一諸國所進御贄云云尾張美濃云云等十一國正月三日節雜給料付大膳職典藥寮式に諸國進年料雜藥美
 濃國六十二種黃芩青菊各十四斤菘胡大黃龍膽括樓商陸榆皮升麻各十斤王不留行生膝五茄地榆紫
 宛白欽石南草各廿斤藍漆五斤白頭公四斤地衙九斤枸杞サキクサ杜仲茵草ヤブアサギ續斷各五斤桔梗細辛松脂茯
 苓各卅斤獨活十斤木斛十五斤白朮卅八斤丹參十四斤白芷廿斤芍藥桑螵蛸卷柏各二斤石斛七十斤
 厚朴一斤巴戟天五斤貝母三斤地脫皮一兩干地黃一斛櫃子一石五升醫部二斗麥門冬二斗七升桃仁
 六斗三升半夏二斗八升秦椒葵子各一斗五升附子大八升五味子三斗三升鬼絲子二斗一升葶子五

升ヒル地床子九升栢子仁八升蜀椒九斗三升青礬石九斗類肝三具熊膽四具猪蹄十具鹿茸七具熊掌二具
 內膳式に年料美濃國船附隔月三年火干年魚一擔八籠年魚四擔八籠左右馬寮式に凡國飼御馬者美濃國十疋右寮飼戸美濃國三烟
 兵庫寮式に雜工戸美濃國三十二烟と見えたり近世關東にたてまつる名物土産殊に多くしてかそ
 へつくしかたし岐阜の鮎鮓真桑のアヤリ甘瓜蜂屋の枝柿のたぐひ其村々々の條にえるす故こゝにはふ

風

俗

は質直律儀にして田舎めきたれど岐阜大垣のあたり繁華の地は然らず京大坂なごどの
 風儀をまねぶかたも見えたりすべて農夫も帶刀する事を好み俗に美濃のさしをれといふ舊家の世系をたし
 賤と良とのわかちをたてゝ由緒をうしなはすして守らむとす此故にやゝともすれば郷黨の爭論
 起る事ありむかしもしか義氣強く武藝などもはげみしにや當國の兵士健兒等を召しつかひ給ひ
 し事多く續日本記類聚國史ともに天平寶字六年二月辛酉簡下點伊勢近江美濃越前等四國郡司子
 弟及百姓年四十四類史已下二十類史已上練習馬者以爲健兒云云と見え延喜の兵部式諸國
 健兒の條に美濃國一百人としるせり又類聚國史に養老四年十一月甲戌遠江云云美濃六國者免
 征卒及廝馬從等調庸並房戶租としるし三代實錄に元慶二年六月廿一日乙酉勅令東海東山兩道
 諸國簡下擇勇敢輕銳者須待出羽國奏請應機奔赴云云美濃三十人と見え日本紀略に天慶四年
 六月廿四日癸巳於右近馬場一試近江美濃伊勢等兵士なごししるせり人國記といふものに美濃國は風俗其意地奇麗而聲へは水精の如く水

精も不_レ磨は光り出_ル事不_レ能然れども根性能_ク生_レ付たる風俗は必_ズ垢を削_ル事早_レい_カも能_ク道理に従_フ雖_シ然_レ西_ノ美濃は人ノ風俗柔かに見えて徹する處の者鮮_ク言_フ風俗に見ゆるなり東_ノ美濃は生得の儘にて本地也日本の風俗四五ヶ國之内也されども所から氣質に馴れたる風なれば賤き事も多く有_ルなり直成_ルが能_キとて人の手足の曲_ルは亦其理の上の直なり如_シ此の節に當ると云事を知たる人は百人に七八十人は無_シ是_レて適々一人にても是理に達する人あらは名高く可_レ成されども勢強_ク國風の手本共可_レ成程の人稀なるべ_シと_レるせり此記北條時頼入道最明寺の作といひ傳へたるは誤りにて尤_モ信_ノがたき俗書なるを美濃名細記百選根等にてことごとく引用たるは考への至らざるなりよりて其よ_レをこ_レに細書す

美濃 廿一郡

郡

はむかしより十八郡なりしを天正の中ころ豊臣秀吉公尾張の地三郡のうちの村々を割取て當國につけられしより今の如く二十一郡となる又東のかたなる木曾山は當國惠奈郡の地なりしを貞觀元慶のころ議定ありて信濃國の筑摩郡につけられしより歌にも信濃なる木曾路とよみならへり其もと美濃の地なりしよしは續日本紀に大寶二年十二月壬寅始開_ニ美濃國岐蘇山道_一和銅六年七月戊辰美濃信濃二國之堺徑道險阻往還艱難仍通_ニ吉蘇路_一と見え三代實錄に元應三九月四日辛卯令_ニ美濃信濃國_一以_ニ縣坂上岑_一爲_ニ國堺_一縣坂上岑在_ニ美濃國惠奈郡與_ニ信濃國筑摩郡_一之間上兩國古來相_ニ爭境堺_一未_レ有_レ所_レ決貞觀中勅遣_ニ左馬權少允從六位上藤原朝臣正範刑部少錄從七位上靱負直繼雄等_一與_ニ兩國司_一臨_ニ地相定_一正範等檢_ニ舊記_一云吉蘇小吉蘇兩村是惠奈郡繪上郷之地也和銅六年七月以_ニ美濃信濃兩國之堺徑路險阻往還甚難_一仍通_ニ吉蘇路_一七年閏二月賜_ニ美濃守從四位下笠朝臣麻呂封邑七十戸田六町_一少掾正七位下門部連御立大目從八位上山口忌寸兄人各進_ニ位

美濃記

階_一以_ニ通_ニ吉蘇路_一也今此地去_ニ美濃國府_一行程十餘日於_ニ信濃國_一最爲_ニ逼近_一若_シ爲_ニ信濃地_一者何_レ令_ニ美濃國司遠入_レ關通_一彼路_一哉由_レ是從_ニ正範所_一定_ニと_レしるせり

不破郡

は國のうちの西のはてにありて東はもと抗瀬川を隔て、安八郡に隣り東南は多藝郡南西は石津郡に互り西は近江の坂田郡に至り北はすべて池田郡の地界なり東西は長く南北は短くして東山道の驛路西より東へ郡の真中を_{ナカ}つらぬけり和名類聚抄に不破_國と見え六國史萬葉集延喜式等をはじめくさくさの古記にもみな不破と_{ナカ}かきて外の文字を用ひたる例なしむかしの郷名は和名類聚抄に不破郡 山本 栗原 有寶 野上 新居 表佐 丈部 藍川 荒崎 三桑 高家 眞野 驛家 と見え古社は延喜 神名式に不破郡 三座_大一_座 仲山金山彦神社_大名_神 大領神社 伊富岐神社 としるし 美濃國 神名記に不破郡八十二社_社を一本_座 正一位勳一等仲山金山彦大神 正一位 伊福貴大明神 正一位高山大神 從一位大領大神 從一位天滿天神 正二位敷原大明神 正二位隼人大明神 正二位子安大明神_{一本に兒} 正二位 中川天神 正三位橋岡明神 正三位宮氏明神 正三位高田大明神 正三位 矢劔大明神 正三位高田若御子明神 從三位宇佐明神_{一本に佐} 從三位越 三所明神 從三位勝氏明神 正四位上南宮一御子明神 正四位上二御子

明神 正四位上三御子明神 正四位上四御子明神 正四位上五御子明神
 正四位上六御子明神 正四位上七御子明神 正四位上金敷明神 正四位
 下伊福貴一御子明神 正四位下二御子明神 正四位下三御子明神 從五位上
 位上四御子明神 從五位上五御子明神 從五位上六御子明神 從五位上
 七御子明神 從五位上八御子明神 從五位上九御子明神 從五位上引常
 明神 從五位上中川明神一本に川を井とす 從五位上郡明神 正四位下紙屋明神
 從四位下勝氏明神 從四位下青坂明神 從四位下黒田明神 從四位下井
 上天神 從四位下石前明神 從四位下風明神 從五位上天二上明神 從
 五位上八幡若御子明神 從五位上火御子明神 從五位下常氏明神 從五
 位下真々氏明神 從五位下船明神 從五位下可兒明神 從五位下大縣明
 神 從五位下大岡明神 從五位下子守明神 從五位下檜津明神 從五位
 下差揚明神 從五位下杖立明神 從五位下田口明神 從五位下石船明神
 從五位下大栗栖明神 從五位下小栗栖明神 從五位下清村明神 從五
 位下洞田明神 從五位下關比男明神 從五位下關姫明神 從五位下火雷
 明神 從五位下長江明神 從六位上鷹倉明神 正六位上中山若御子明神

正六位上劔若御子明神 正六位上井上明神 正六位上北火若御子明神
 正六位上産科明神 正六位上垂井明神 正六位上弓張明神 正六位
 上國飼若御子明神 正六位上和氣明神 正六位上御子明神 正六位上杖
 本明神 正六位上市比女明神 正六位上館守明神 正六位上藤井明神
 と見えたり其舊郷古社とも今多くうせはて、其所しれずたしかに残りてある分は其村々々の條
 にしるす合せ見るべし高二萬七千八百九十三石四斗一升四十六ヶ村 古高帳には三萬六千七百九
 十六石餘四十内分八千五百六十四石九升七合笠松 一萬四千二百二十六石九升八合岩崎 二千九
 百七十七石二斗一升八合尾州 七千三百十四石四斗二升大垣 四百八十八石三斗八升津田平左
 衛門 三百四十六石四斗五升四合別所孫右衛門 四百八十八石五斗四升三合神長左衛門 五百
 石長谷川半四郎 三百四十八石二斗加藤平内 五千石竹中主膳 三百八十五石南宮領 三十五
 石垂井金蓮寺領 二十石今須妙應寺領

多藝郡

は不破郡の南にあり東は舊杭瀬川揖斐川を隔て、安八郡に境ひ南は石津郡西も笙ヶ嶽
 を隔て、石津郡に至り北は不破郡に隣れり東西より南北は少し長く牧田街道ありて商人なご
 往來し旅宿も不自由ならず古事記に倭建命取伊服岐能之神一行幸云遠時到當藝野上之時詔
 云云今吾足不得歩成當藝斯形故號其地謂當藝也とあるが郡名の起れるはじめにて和名

類聚抄に多藝多と見れ續日本紀に多藝多伎當者當伎と四通にかき續日本後紀に多紀平治物語に多記なごとさまぐしにしろし其外は國史諸實錄等みな和名抄の文字を用ひ今にそれにならへり續日本紀に大寶二年三月庚辰美濃國多藝郡空閑地六十町施入貞觀寺と見るせりむかしの郷名は貞觀八年正月廿日丁酉勅美濃國多藝郡空閑地六十町施入貞觀寺と見るせりむかしの郷名は多藝郡 富上 物部 乘穗 立野 有田 田後 佐伯 建部 と見れ古社は延喜神名式に 多藝郡四座並 多伎神社 大神神社 御井神社 久久美雄彦神社 としろし 美濃國 神名記に多藝郡十六社一本に社 從四位上長彦明神三代實錄類聚國史にも貞觀十一年十二月五日戊子授美濃國正六位上長孫神從五位下と見たり 從四位上養老明神一本に老を良とす 從四位上物部明神 從四位上内濱明神 從四位上白鳥明神 從五位上中山南明神 從五位上大渭明神 從五位下多岐明神 從五位下御井明神 正六位上中山南明神 正六位上國津明神 正六位上大酒明神 正六位上大縣明神 正六位上弓備明神 と見たり其舊社舊郷今うせたるが半に過たる事不破郡に同し今存在するものは其村くのくたりにしるす高參萬貳千參百六拾九石五斗二升九合六拾九ケ村古高帳には貳萬七千九百九十七石餘五十 内わけは壹萬千四百七十二石六斗五升二合笠松 參千參百參拾九石六升七合岩崎 五千八百六拾參石六斗七升壹合尾州 壹萬千

石津郡

五百八拾四石壹斗四升九合大垣 拾石野口村寶光院領 百石伊勢の香取村法泉寺領
 石津郡 は多藝郡の南西にあり戊亥より辰巳へ長く曳きたる郡にて己寅の方は多藝安入海西の三郡を堺とし南は伊勢國桑名郡南西は同國員辨郡に隣り西は近江國大上郡坂田郡に至り北は不破郡に亘れり文德實錄に齊衡二年閏四月丁酉分美濃國多藝武義兩郡爲多藝石津武義郡上四郡と見れしが當郡のはじめにて和名類聚抄に石津石津としろし其外の古書にみな其文字を用ひて今に至れり舊郷は和名抄に石津郡 櫻樹 山崎 大庭 建部 と見れ古社は 美濃國神名記に石津郡二十二社一本に社を座とす 從四位下東天神 從五位上國主明神 從五位上大久佐比明神 從五位上天津社明神 從五位上海南明神 從五位上海北明神 從五位下天都神明神 從五位下天神明神 從六位上渡津豐玉明神 從六位上小谷明神一本に從を正とす 從六位上大縣明神 從六位上巖明神 從六位上物部補劔明神九社不足とせるせり今はうせたる所多し 高二萬六千九百八十七石九斗三勺 九十一ケ村古高帳には一万九千七百九十一石餘百三ケ村とし郡村記に八十八ケ村とす 其内分は五千八百一石一斗三合笠松 千八百十三石六斗二升八合岩崎 千六百七十三石八斗六升七合尾州 八千三百八十三石七斗一升五合松平攝津守 四千二百五十五石七升七合大垣 三百六十七石五斗青木右衛門 千一石五斗五升二合高木次郎兵衛 千一石四斗三升五合三勺高木藤兵衛

安八郡

二千三百四石二斗八升三合高木五郎左衛門 三百八十五石七斗四升別所孫右衛門

は石津郡を境とし西は多藝不破池田の三郡に隣り北は本巢郡を限りとす北の方に東山道又美濃路俗に大垣街等ありて旅行の人絶す日本書紀天武天皇の巻に安八磨郡とかき和名類聚抄に安八と

しるし其外古記録ごもにみな安八と見えて外の文字を用ひたる例なしふるき郷名は和名抄に安八郡 那珂 大田 物部 安八 服織 長友 と見え官社は三代實録に元慶六年十月九日戊申授美濃國正六位上長友神從五位下

延喜神名式に安八郡四座並 宇波刀神社 加毛神社 墨俣神社 荒方神社 美濃國神名記に安八郡十九座一本に座

從三位大國玉明神 從三位曾根明神 從三位放門明神 從一位荒方明神 正五位上名木林明神一本に名

從五位上鷺栖明神 從五位上長友明神 從五位上八田若宮明神 從五位下墨俣明神 從五位下加毛明神 從五位下法留岐明神 從五位下物部明神 從五位下虫大連明神 從五位下河内明神 從五位下柴守明神 從五位下大吳明神 從五位下八田

明神 從五位下曾我明神 從五位下押壁明神 と見えたり其うち今うせたる舊郷古社半に過たり 高は八萬五千五百六十一石五斗七升二合 百六十四ヶ村帳に

古社半に過たり 高は八萬五千五百六十一石五斗七升二合 百六十四ヶ村帳に

には七萬四千二十三石餘百四十七ヶ其内わけは一萬五千五百四十二石四斗三合笠松 二千五百村とし新高帳には百七十二ヶ村とす 九十一石四斗八升一合岩崎 一万三千三百一十一石七斗六升八合尾州 五萬五千五百二十三石五斗一升八合大垣 二百五十四石四斗八升三合奥山甚兵衛 三百石名取權之丞 百四十四石七斗一升五合別所孫右衛門 九百九十二石八斗三升二合青木右衛門 三百七十五石二斗六升津田平左衛門 十石大垣八幡宮領 十石三斗同遮那院領 五十二石六斗下宮勸學院領 百九十七石七斗三升伊勢神領

池田郡

は當國戊亥の隅にありて東南より北へ長き地なり東は揖斐川を隔て、大野郡を境ひ東南は安八郡南は不破郡を限り西は近江國坂田郡淺井郡伊香郡に隣り北は越前國今立郡に至れり

和名類聚抄に池田伊介と見え其外の古記ごもにも皆しか書て外の文字を用ひずふるき郷は和名抄に池田郡額田 壬生 小島 伊福 春日 池田 と見え延喜神名式

に池田郡一座小 養基神社 美濃國神名記に池田郡十一社一本に社を座とす 從一位糟河大神 正五位下事玉明神 從五位上八幡若御子明神 從五位下八岐

明神 從五位下小倉明神 從五位下朝鳥明神 從五位下片山明神 從五位下鎌尾明神 從五位下若社明神 從五位下礮部明神 從五位下天神明神 とあるせりその舊郷社地とくうせて今知りかたき物多し 高は一萬八千五百七十

七石六斗二升七合 六十七ヶ村古高帳には一万八千二十一石餘二十五ヶ村とし新高帳には八十一ヶ村とす その内分は千五百三十七石七斗四升八合笠松 九百五十六石三斗二升八合尾州 一万千四百七十六石八斗一升三合大垣 二千石伊藤民部 三百五十九石三斗九升一合徳山五兵衛 三百四十四石二斗六升松波平助 百七十五石八斗七升四合日根野久之助 千五百八十一石六斗八升加藤平内 九十七石三斗六升三合別所孫右衛門 四十八石一斗七升青木右衛門

大野郡

池田郡の東に並ひて南より北へ長き地なり東は敷川を隔て、本巢郡を境とし南西は安八郡西は池田郡に隣り北は越前國今立郡に至れり和名類聚抄に大野於保と見え其外すべて古書にしかかきて外の文字を用ひし物なし同抄に大野郡猶斐 大神 明見 三桑 上

杖 下杖 郡家 志麻 大田 石太 栗田 七崎 驛家 と見え延喜神名式に大野郡三座並花長神社 花長下神社 來振神社 としるせり其舊卿官社今

に存れる所多し村々の條にいへるを合せ見るへし美濃國神名記に大野郡三十三社一本に社

正一位花長大神 正二位白石明神 正二位來振明神 正二位景

汲大神一本に大を明とす 正三位大國主大神一本に大を明とす 正三位太田大神 正三位犬養

眞朝大神 正三位御井大神 正四位下唐國明神 正四位下小樽大神 正

五位上來振明神 正四位上カクミヤ工所明神一本に上を下とす 正五位下天小望明神一本に正を従とし

天を大 從五位上六社明神一本に六とす 從四位下栗栖田明神一本從五位下とす 從五位下

物部津明神 從五位下布賀利明神 從五位下國主明神 從五位下石部明

神 從五位下神三御子明神 從五位下大和明神 從五位下技都岐明神

從五位下矢田明神 從五位下船木明神 從五位下山道明神 正六位上來

振比女明神 正六位上都留岐明神 正六位上事忌明神 正六位上霜早明

神一本に事忌霜早二神の明の字を脱す 正六位上商遮明神アキヤキ 正六位上栗守明神 正六位上波

比楊明神一本に楊と見えたる舊社は今うせて其所定かならぬ社甚多し 高四萬九千五

百石八斗一升九合 百十九ヶ村古高帳には四萬九千二百八十六石餘百七ヶ村とし新高帳には百三十六ヶ村とす そのうちわけ

二千二百二石九斗五升三合笠松 千六百十五石三斗八升一合岩崎 二千三百八十五石三斗三升

尾州 一萬六千九百十石四斗四合大垣 七百八十八石加納 三千三百五十一石二斗西尾八兵衛

二百三十石七斗一升大島雲四郎 百四十七石五斗津田平左衛門 五千三百石岡田將監 七百石

岡田庄九郎 千二百石 岡田左太郎 三百石 西尾七兵衛 二千五百石徳永八左衛門 四千石

戸田淡路守 三千五百石戸田對馬 五百石戸田半彌 四百二十四石六斗四升六合徳山五兵衛

千七百十一石八斗八升加藤平内 百八十三石二斗日根野久之助 千五百二石一斗一升五合青木

右衛門 三石五斗來振寺領 四石横倉寺領 四十石谷汲寺領

本巢郡

は大野郡の東に並ひて南より北へ殊に細長き地なり東の方は厚見方縣席田山縣武儀の五郡を堺とし南は安八郡に隣り西はすへて大野郡に接り北は越前國大野郡に亘れり古事記に三野國之本巢國造云云と見ゆ和名類聚抄に本巢モトスと見るししより古記録にももしか書きて今に至るまでたがはず其うち拾芥抄には本巢新撰類聚往來には本蘇郡モトスとかけりもこの郷名は和名抄に本巢郡鹿立 遠市 安堵 美濃 穂積 物部 船木 栗田 と見ゆ美濃國神名記に本巢郡二十九社一本に社を座とす 從三位猶尾明神 從三位有寶明神 從三位輕海明神 從五位上物部明神 從五位上益田明神 正六位上伊是波明神 正六位上稻縣明神 正六位上美江明神 正六位上高坂明神 正六位上小笠明神 正六位上赤木明神 正六位上伊賀喜田明神一本に田を留とす 正六位上白鳥明神 正六位上與達明神 正六位上坂立明神 正六位上幡賀明神 正六位上荒鳥明神一本に鳥を島とす 正六位上伊賀門明神 正六位上武部明神一本に武を民とす 正六位上室木明神 正六位上龔田明神 としるせり目錄より八社足らず其舊郷古社今は多くうせたり 高は三萬四千九百七十一石八斗八升三合 七十二ヶ村古高帳には三萬三千七百石餘六十三其内分は二千五百三十三石七斗八升三合笠松 一萬三百二十八石九斗八升五合岩崎 三千九百四十一石三斗六升四合尾州 三千四百九石二斗

二升二合大垣 一萬六百二十八石三斗九升六合加納 八十二石五斗五升四合奥山甚兵衛 八十二石五斗五升四合三淵總殿助 二百七十四石九斗七升七斗土岐出羽守 二千五百石一升五合戸田孫十郎 千二百六十二石六斗六升四合戸田内藏助 百五十五石七斗四升松波平助 百十五石四斗三升六合土岐大膳 五十一石二斗圓鏡寺領

席田郡

は本巢郡の東にありて東西より南北はすこしながく飯櫃の形にて極めて小き郡なり東は方縣郡に隣り南西北の三方は本巢郡にて包めり西の方伊都貫川の流れを郡堺とす續日本記に靈龜元年秋七月丙午尾張國人外從八位上席田君遷近及新羅人七十四家貫于美濃國一始建席田郡一焉とあるか郡をたてしはじめにて和名類聚抄に席田無之と見ゆ其外延喜式國史諸實錄等にみな同じ文字をかき吾妻鏡にのみ筵田と見るせり 續日本後紀に承和三年六月壬戌美濃國席田郡空閑地七十町賜宗康親王と見ゆ 三代實錄に元慶元年四月十九日庚寅下定悠紀美濃國席田郡ス*主基備中國都宇郡並下食 としるせり 和名抄に席田郡美和 磯部 那珂 名太 としるし 美濃國神名記に席田郡十八社一本に社を座とす 正一位天滿天神 從五位下美和明神 從五位下木部明神 從五位下犬養明神 正六位下押坂明神 正六位下春日明神 正六位下和氣明神 正六位下額田明神 正六位下韓明神 正六位下丈部明神 正六位下老女明神 正六位下春稻明神 正六

大神 正三位金大神 從五位下手力雄明神 從五位下茜部明神 從五位下物部明神 從五位下物部財主明神 從五位下物部財公明神 從五位下比奈守明神 從五位下若幡明神 從五位下忌部明神 正六位上栗栖明神 正六位下大保明神 正六位上榎賀保明神 正六位上大河門明神 正六位下葛縣明神 正六位上飛鳥明神 正六位下若御子明神 正六位上藪田明神

と見ゆその忌部神は當國の忌部氏の祖神にて日本書紀に大化元年秋七月庚辰遣倭漢直比羅夫於尾張國忌部首子麻呂於美濃國一課供神之幣と見ゆ 天台座主記に良勇和尚谷盛美濃國人忌部氏師主智證大師門徒即受法灌頂云云延長元年癸未三月六日入滅六十とあるしたる舊地舊社等今多くうせて其所知りかたし 高は三万六千二百八十四石五斗一合 五十七ヶ村古高帳に三萬六千二百四十四石餘五十 その内わけ 二十四石七斗七升岩崎 三千四百四石六斗五升九合尾州 三萬千八百三十九石五斗七升二合加納 九百石西尾藤兵衛 五十石立政寺領 五十五石五斗乙津寺領 十石阿願寺領

山縣郡 の本巢郡の東にありて南より北に長き地なり東より北へ武儀郡にさかひ東南は長良川を隔て、各務郡に隣り南は方縣郡に亘れり 和名類聚抄に山縣夜末と見ゆ其外の古記録にみな同じさまにかき清輔朝臣の袋草紙にのみ山形とかけり 和名抄に山縣郡出石 大竹 片

野 三田 大桑 餘戸 と見え 美濃國神名記に山縣郡十二社一本に社を座とす 正二位美和明神 從三位甘南備明神 正四位下裁主明神 正四位下大歲明神 正四位下橋尾明神 正四位下郡大歲明神 正六位上長谷部明神 正六位上國主明神 正六位上久志明神 正六位上須岐明神 正六位上高木明神 正六位上早門明神

としるしし舊郷古社今多くうせたり 又續日本後紀に承和十年正月丙辰美濃國山縣郡少領外從八位上勝淨長同紀同年三月丙辰の條に此文重出、等九人賜性中臣美濃連中臣氏祖津速魂命の苗裔也 と見へ 三代實錄に貞觀六年五月九日甲午勅法隆寺僧承忍還俗復本姓名中臣美乃連益長一便任美濃國山縣郡少領一益長元各務郡人也 としるしたる郡司の住し跡も今は定かならずまた扶桑略記に長元四年辛未六月十六日甲斐守源賴信鳥於平忠常首二參洛云云忠常請降伏來賴信隨身二參上之處於美濃國山縣即忠常受病死去仍只斬其首二傳于京師とある舊地も今はしりがたし 高二萬五千六百四石五升八合 五十五ヶ村古高帳には二萬四千七百四十五石餘三 その内わけは 七千石三斗八升四合笠松 一万五千百十四石二升一合岩崎 八百五十七石九斗九升七合尾州 千五百石一斗九升六合松平與右衛門 百六十七石一升五合與山甚兵衛 百六十七石一升五合三淵繼殿助 七百五十五石六斗六升押田藤左衛門 十八石八斗大智寺領 十七石七斗眞長寺領 十石慈明院領 五石二斗七升南泉

寺領

武儀郡

は山縣郡の東にあり南より北へ長く南の方にて東に折て曲尺の形ちしたる地なり東北は郡上郡に亘り南は加茂郡南西の隅にて各務郡に隣り西は山縣郡西北の隅にて本巢郡に接はり北は越前國大野郡を堺とす 和名類聚抄に武藝牟と見え新撰類聚往來もそれにならひ文德實錄延喜式拾芥抄節用集等に武義と書き續日本紀には務儀とかけり 又古事記に牟宜都君牟日本書紀に君毛津君 新撰姓氏錄に牟義公 ともあるも此地名を名のれる人也 名古屋大須寶生院の藏書法花經第七局奥書には永正九年卯月十五日濃州無義郡平賀本壽寺常任筆者日禪とせるせり無義とは珍らしき書さまなり 舊脚は和名抄に武藝郡御佩 跡部 生櫛

有知 白金 大山 稻朽 菅田 掛可 ともある今その地名のこれわ美濃國神名記に武儀郡二十社一本社を座とす 正三位垣野明神 正三位立野明神 正三位清瀨明神 正三位飽貞明神一本に貞を奥とす 正三位劔明神 正三位木山明神 正五位下藤井明神 正五位下松鞍明神 正五位下伊奈岐明神 正五位下大宮明神 正五位下國津明神松鞍以下四社を一本に從五位下とす 正六位上厩野明神 正六位上阿波佐多明神一本に波を岐とすさあらは飽貞にて前の飽貞明神と同名の神なるへし 正六位上志岡明神 正六位上大岡明神 正六位上眞木倉明神 正六位上若栗明神 正六位上長谷明神 正

六位上梧山明神 正六位上大野明神 見えたる舊社今多くうせたり 高は二万二千四百八十五石八斗六升四合 百四十六ヶ村 古高帳には三万九千九百八十八石餘六ヶ村 其内分千七百十二石九斗九升笠松 四千二十七石五斗八升岩崎 二万三千三百九十五石二斗九升四合尾州 千六百石大島雲八 七百石池田市之丞 二千石村瀬伊左衛門 千石島角右衛門 門三十石龍泰寺領 二十石南宮領

郡上郡

は武儀郡の北にありて當國丑寅の隅なる地也東は飛驒國益田郡に至り南西の二方は武儀郡を堺ひ北西は越前國大野郡北東は飛驒國大野郡に隣れり 文德實錄に齊衡二年閏四月丁酉分美濃國多藝武義兩郡爲多藝石津武義郡上凡四郡とあるが當郡のはじめにて延喜民部式拾芥抄等に郡上とかき和名類聚抄には郡上とかけり同抄に郡上郡郡上 安郡 和良 栗垣 と見え 美濃國神名記に郡上郡七社一本に社を座とす 正四位下小白山明神 正六位上雄角明神 正六位上白鳥明神 正六位上國津明神 正六位上大原明神 正六位上郡明神 正六位上杭本明神 としるしたる舊郷古社今多くうせてのこれるはすくなし 高二万九千九百三十三石一斗五升一夕 百六十九ヶ村 古高帳には二萬六千七百六石百五十二ヶ村 とし新高帳には百七十四ヶ村とす その内わけ二萬三千八百十九石一斗八升三合金森出雲守 三千石井上内記 二千九十七石九斗七升七合一夕遠藤新六 千十五石九斗九升遠藤源五郎

加茂郡

は武儀郡の東南にありて丑寅より未申へ長き地なり東は惠奈郡にさかひ南は木曾川を隔て、土岐可兒の二郡に隣り西は各務郡に至り北は武儀郡北東にて飛騨國益田郡に亘れり 和名類聚抄に賀茂と見ゆ其外の古書ごもにみなしかかきて外に書きたる文字なし賀を署して加文字かけるもたま〜にはあれごまづは例すくなし 類聚國史に延暦十九年四月乙酉公卿奏議曰美濃國言賀茂可兒土岐惠奈四郡居山谷際土地境塙雖比郡有年而損荒常多通計彼此僅爲得七而今依收入法全徵無通百姓不堪申訴不息伏請賀茂惠奈二郡同收六土岐可兒二郡得七永爲恒例臣等商量地有沃墾上下不_レ等年有_レ穰荒損得已殊賦稅之法不可_レ一_レ又依_レ令損田五分者免_レ租而今之所_レ行不_レ勘五分以下損計人別所_レ營一_レ樂收_レ八貧弊之民不堪_レ辨備_レ申訴繁多非_レ獨美濃_レ夫百姓之於_レ賦債增一分_レ則以爲_レ甚重_レ減_レ片數_レ則甚_レ以易_レ悅伏望改新制而收_レ七依_レ舊法_レ而免_レ三云云勅許_レ之と見えたり當郡また隣郡の地勢を知るにたれり和名抄に賀茂郡埴生 美和 生部 井門 小山 米田 日理 神田 中家 川邊 志麻 驛家 としるせる舊地今多くのこりてうせたる地はすくなし延喜神名式の賀茂郡九座並小縣主神社 坂祝神社 大山神社 太郎神社 阿夫志奈神社 神田神社 佐久太神社 多爲神社 中山神 としるし美濃國神名記に加茂郡二十九社一本に社を座とす 從三位縣主大神 從三位中山大神 正五位上中都家明神

正五位上宮下明神 從五位下美和明神 從五位下甘南備明神 從五位下若雪明神 從五位下祝部明神 從五位下衛主明神 從五位下神田明神 從五位下佐久田明神 從五位下太郎明神 從五位下多井明神 從五位下大須禰比賣明神 從五位下神意大禰明神一本に禰明神の三字を省きて社の一とす 從五位下禰多岐比賣明神一本に禰を福とす 從五位下都岐主賣明神 從五位下御玉彦明神 從五位下大山明神 從五位下阿夫階明神 從五位下加茂明神 從五位下坂本明神 從五位下櫛名明神 從五位下富貴明神 從五位下男屋明神 從五位下秦氏明神 從五位下小山縣明神二社不足す とみわたる官社今は多くうせてのこるはまれなり 高四万二千五百石一斗六勺 百二十八ヶ村 古高帳には四万二千六百一石餘とし新高帳には百四十二ヶ村とす 其内分_レ四千四百九十四石四斗二升一合笠松 七千二百一石二斗一升六合岩崎 一万九千二百八十石二斗九升七合尾州 十一石四斗五升七合神長左衛門 千二百五十六石九斗九升二合六勺大島雲八 六百石大島左兵衛 四百四十三石伏屋新助 七百石瀧川彦次郎 千三百石佐藤勘右衛門 五百石大島宇右衛門 千六十石六斗一升九合西尾八兵衛 四百九石三斗三升一合前田孫八郎 五千百三十三石二斗七合遠山和泉守 九百九石五斗六升大島雲四郎 二百石 名古屋聖徳寺領

惠奈郡

は加茂郡の辰巳の方にありて當國東のはてなる地なり東は信濃國筑摩郡伊那郡惠奈ヶ嶽をへだつに至り南は參河國設樂郡賀茂郡に隣り西は土岐加茂の二郡に亘り北は飛驒國益田郡信野國筑摩郡御嶽を堺とす東山道の驛路つらぬきて旅店賑やかなりむかしは信濃の木曾の地當郡に屬たりしよししくはしく前にしるす合せ見るへし 和名類聚抄に惠奈とかき其外の古記どもにもみな同しさまにかき外の文字を用ひず奈を那にかへてかけるもたまさかには見えたり 同抄に惠奈郡淡氣 安岐 繪上 繪下 坂本 竹折 見え 延喜神名式に惠奈郡三座並 坂本神社 中川神社 惠奈神社 としるせる舊地はみなこのりて今にあり美濃國神名記に惠奈郡八社一本に社を座とす 從四位上阿氣明神 從五位上中津川明神 從五位上清坂明神 從五位上長窪明神 從五位上加上明神 從五位上鴈栖明神 從五位上惠奈明神一社不足す とある古社は今うせたる所もあり當郡はわけて遠郡山谷にて五穀不熟の地なるゆるる課役調庸など免除ありしよしは續日本後紀に承和六年四月戊午美濃國惠奈郡飢賑給之三代實錄に貞觀四年五月廿三日庚寅美濃國土岐惠奈兩郡百姓弊亡特其給復一年 貞觀五年六月廿一日壬子復美濃國土岐惠奈兩郡百姓課役一年 貞觀十三年六月八日癸未復美濃國土岐惠奈兩郡百姓調庸一年 とみわたり 高は三萬四千三百七石一斗五升 七十九ヶ村古高帳には三萬四千三百十石餘七十五ヶ村とし新高帳には八十五ヶ村とす そのうちわけ三百六十

一石四斗八升笠松 八千三百六石七斗八升六合尾州 一万四千八十三石八斗一升一合丹羽壹岐守松平能登守交代時ノ計算委シキコトハ惠那郡岩村ノ段ニアリ 五千四百石七斗九升九合遠山七之丞 六百六十石九斗六升一合丹羽權兵衛 二百七十五石馬場藤十郎

土岐郡

は加茂郡の南にありて東は惠奈郡に至り南は參河國賀茂郡尾張國春日井郡にさかひ西北は可兒郡を限り北は木曾川を隔て、加茂郡に隣り北の方にて東山道の驛路つらぬき往來の旅人たゆる事なし和名類聚抄に土岐と見え其外にも多くまか書り 日本書紀に天武天皇五年夏四月戊戌朔己未詔美濃國司在二礪杵郡一紀臣阿佐麻呂之子遷二東國一即爲三其國之百姓 と見え又古歌にもよめる風流なる郡なり源重之家集にあつまへ下るに美濃國とよきの郡にて 旅人のわひしき事は草枕雪降とよきのこほり也けり此歌夫木抄にみ入れり 藤原仲文家集に旅の道行人みの、國とよきの郡といふ所にやとりて むすひ置し人やとくらむ下紐のとよきの郡に族ねしつるは と見えたり 和名抄に土岐郡日吉 檜原 異味 土岐 餘戸 驛家 としるし 美濃國神名記に土岐郡七社一本に社を座とす 正一位酒波明神 從五位下垣野明神 從五位下尋河明神 從五位下黒味明神和名抄に異味とあるとたなし地なるべく何れか誤字なるべし 從五位下高田明神 從五位下大縣明神 從五位下神野明神 と見わたる舊郷舊社今のこれるも多く又うせたるも多し 高は一万九千六百二十五石五斗四升一合 五十六

ケ村 古高帳には一万九千四百一石餘三十二ケ村とし新高帳には六十四ケ村とす 其内わけは六千五百五十三石五斗一升笠松 二千八百八十九石五斗岩崎 千八百十三石八斗七升尾州 八百三十石一斗一升七合妻木彦右衛門 千三十二石四斗六升九合馬場三郎左衛門 五百六石五斗四升妻木主水 四千九百二十九石六斗一升二合丹羽壹岐守 千三百三十石八斗八升四合遠山七之丞 三百三十九石三升九合丹羽權兵衛

可兒郡 は木曾川を隔て、加茂郡の南にあり東南は土岐郡に至り南は尾張國春日井郡に亘り西は同國丹羽郡に隣り北は加茂郡を堺とす北の方にて東山道の驛路つらぬき旅人往來す 和名類聚抄に可兒と見ゆ外の古書にもみな同じさまにかけり同抄に可兒郡可兒 郡家 曰

理 大井 矢集 池田 驛家 とある舊郷今多くのこりて地名に呼へり 美濃國神名記に可兒郡四社を座とす 一本に社 正二位大縣明神 正五位上伊夜明神 一本に正

正六位上高山明神 正六位上澤鷹明神 と見わたる古社は今うせたるが多し 高

三万二千二百二十八石八斗九升二合 九十六ケ村 古高帳には三万二千四百四十石餘三十五ケ村とし新高帳には八百八ケ村とす其内わけは六百二十五石二斗八升七合岩崎 八千六百石笠松 一万八千三百八十六石四斗三升六合尾州 百二十九石五斗四升津田平左衛門 七百石津田三左衛門 三百石津田半三郎 三百七石馬場三郎左衛門 千五石六斗三升八合妻木彦右衛門 千三百四十二石一斗二升五合中川 淡路守 千三百二十六石八斗六升六合林主水

各務郡

各務郡 は厚見郡の東にあり東は加茂郡に至り南は木曾川を隔て、尾張國丹羽郡に隣り西は厚見郡に亘り北は武儀山縣方縣の三郡を堺とす南の方に東山道の驛路あり和名類聚抄に各務加々と見ゆ其外の古書にもみなまかかきて外の文字を用ふる例なし同抄に各務郡村國 大棒

各務 那珂 芥見 三井 驛家と見へ延喜神名式に各務郡七座並 伊波乃西神社 村國神社二座 飛鳥田神社 村國眞黒田神社 加佐美神社 御井神社 美濃國神名記に各務郡二十二社一本に社 正三位飛鳥明神 正四位下笠見明神 正四位下御井明神 正四位下伊波野西明神 從五位上都波夜賣明神 從五位下村國明神 從五位下眞幣明神 從五位下眞黒田明神 從五位下石瀨明神 從五位下年須比女明神 從五位下美和都明神 從五位下都波夜御子明神 一本に夜 從五位下初藏明神 從五位下高禰須比女神社 從五位下兒我明神 從五位下長山明神 從五位下市隼明神 從五位下田宮明神 從五位下野中明神 正六位上宇津井明神 正六位上宇津井劔火御子明神 とある舊郷官社今多くうせたり 高二万九石五斗一合 三十五ケ村 古高帳には一万九千二百二十石餘二十 其内わけは二百五十六石八斗九升笠松 三千六百五十二石七斗九升二合尾州 二百三十三石六斗四升坪内宇右衛門 千九百五十九石五斗

七合坪内覺左衛門 三百三十三石五斗四升三合戸田七内 三千二百三十九石五斗九升坪内惣兵衛 五百石徳山權左衛門 千石金田與惣左衛門 二百石金田新五左衛門 三百石金田新太郎 千五百二石三升四合室賀甚四郎 千石本庄織部

羽栗郡

羽栗郡 厚見郡の南にありて東より西へ細く長し東の各務郡にさかひ南は木曾川を隔て尾張國の葉栗郡に接し南西は中島郡に至り西の隅にて岐阜川を隔て安八郡にさかひ北の各務厚見の二郡に隣れりもと尾張の地なりしを天正十年織田内大臣信雄公が尾張の國主たりし時豊臣秀吉公のはからひにて沿河の三郡葉栗中島海西のうち百二十餘村を割取て美濃に属らしより今に當國の地となれり故に古書には尾張の郡名とす尾張にては葉栗とかき美濃にては羽栗とかくが通例なり和名類聚抄に尾張國葉栗利波久と見たり同抄に葉栗五郷をのせたるうち葉栗の郷は當郡の本郷村なるべく延喜神名式に葉栗郡十座のうち阿遲加神社 川島神社 に見え尾張國神名帳の葉栗郡十二座のうちに従二位阿遲加天神 従三位川島天神 従三位生嶋天神 ともるまじしなどは當郡の地なるへし又仙覺法師が万葉集の抄に引ける尾張風土記に葉栗郡河島社在河沼郷河島村奈良宮御宇聖武天皇時凡海部忍人申此神化爲白鹿時々出現有詔奉齋爲大社焉 ともるもまかなるへし 高二万七千七百七十四石八斗九升六合 六十五ヶ村 古高帳には一万九千五百五十九石餘五十七ヶ村とし新高帳には

八十三ヶ 其内分二千九十九石四斗六升五合笠松 二百五十石岩崎 一万三百七石五斗四升三合村とす 尾州 二千七百二十六石一斗八升六合加納 二百六十六石三斗六升坪内宇右衛門 六百八十七石七斗九升平岡和泉守 千三百三十二石中川淡路守 八百七十七石四斗六升津田平左衛門 千七百九十三石四斗二升二合坪内惣兵衛 七百四十一石六斗七升坪内覺左衛門

中島郡

中島郡 羽栗郡の西南の方にありて北より未申の方へ尖りたる地なり東南は木曾川を隔て尾張國の中島郡に隣り西は安八郡に至り北の羽栗郡を堺とす是ももと尾張の地なりし事羽栗郡に同じ 和名類聚抄に尾張國中島奈加と見え其外の古書にもみな尾張の國の郡名なるよし いへり 同抄に中島郡の郷九所 延喜神名式に中島郡卅座尾張國神名帳にたなし郡四十八座をのせたる舊郷官社多く尾張の國の中島郡のうちにありて當國にのこれるは至てすくなし 高一万二千六百九十四石五斗三升六合 三十ヶ村 古高帳には一万八千八百六十五ヶ村とし新高帳には三千二百九十一石九斗四升三合笠松 千五百七十一石二斗五升八合岩崎 六千五百七石九斗一升五合尾州 三百十二石二斗一升平岡和泉守 六百八十二石九斗九升林主水 八十石三斗一升五合土岐大膳 二十七石一斗二升五合別所孫右衛門

海西郡

海西郡 安八郡の南にありて北より南へ細くながし東は木曾川を隔て尾張國の海西郡に隣り南西は石津郡に亘り西北は安八郡を堺とすむかし尾張の地なりしよしは羽栗郡にいへるが

如し 往古尾張の海部郡といひしを今より六七百年以前にわかちて二郡とし東を海東西を海西と名づけしとぞ和名類聚抄に尾張國海部阿と見たり同し抄に海部郡十二郷をのせ延喜神名式に海部郡八座尾張國神名帳に二十座をのせたる舊郷古社に尾張の海東海西兩郡のうちに多くのこりて當國にあるに至りて稀なり 高一万千六百九十四石六斗一升二合 二十八ヶ村古高帳に一万千三百三十一石餘二十二ヶ村とし新高帳には二十九ヶ村とす 其内わけ九百二十九石九斗二升三合岩崎 三千三百五十七石二斗一升四合笠松 七千六百六十五斗四升九合松平攝津守 三百四十石九斗二升六合日根野久之助 以上高附は二十一郡とも元祿十四辛巳年十一月戸田采女正松平丹波守の郷帳によりてあるし古高帳新高帳をもて細書す

新撰美濃志二の卷

尾張文園岡田 啓編輯

美濃簡齋神谷道一修正

不破郡 上

今須村

は郡のうち西のはてなる里にて東山道の宿驛なり西は近江の阪田郡柏原宿まで一里東は當郡關ヶ原宿まで一里惠奈郡落合宿迄すべて十六驛信濃の國堺落合川の橋より此近江の國さかひねものがたりまで東西三十一里京より江戸への道なり 夫木抄に海道宿次百首今洲參議爲相卿 よちのほる峯にひとしく立出ていまする見ゆる山もとの杉 とまゐりし 一條禪園兼良公の藤川記に伊増たうげといふはみのゝさかひにて堅城と見へたり一夫關にあれば万夫すきかたき所といふへし 此山に神やいますと手向せむもみちのぬさはとりあへずとも と見へたり御料當村妙應寺領とも千九百五石四斗九升六合 青坂明神社の村の東北の山の側にあり鎌倉權五郎景政の靈神にて景政五代裔孫長江四郎左衛門秀景のまつる所なり

妙應寺は青坂山と号し曹洞宗西美濃の惣祿也今伏見の宮の御祈願寺と也寺領も御朱印二十

石あり當所の住人長江八郎左衛門重景其母妙應尼菩提のために建立し道元和尙の弟子峨山東治
年中を開山とし其弟子大徹應永年中も住持たりあるは景政の後裔青坂氏の人の創建なる故青坂山と號し今青坂明
神の此寺の鎮守なり **長江氏舊宅今妙應寺の境内その地なり長江四郎左衛門秀景法名行阿**
承久乱の後相摸國ナガエよりこゝに移住し其子與一頼景その子四郎左衛門景助法號行昇其子八郎左衛
門重宗法名高峯行妙下野那須野の殺生石安藤の事により大徹和尙東下向の時その子左京亮景康法號行善そ
の子康景法號千峯行秀其子高景法名高岩行順その子四郎左衛門景秀法號行春其子與一元景法名
行禪まで代々居住す應仁二年齋藤妙椿居益の城を攻討けれり景秀元景うちまけ十月二日父子と
もに戦死す江濃記に永井と申の初永江共名乗りける美濃居益の城主也是れも初公方に奉仕
京都に參勤す嘉吉ノ頃備中守高景と申人土岐殿外戚にて同國の豊島を知行す齋藤と中惡ク成て
度々合戦有りて備中守高景同子息四郎左衛門景秀討死也其跡を永井藤左衛門知行して齋藤に隨
ひけり石丸丹波守父子の明應五年に齋藤持是院にはろぼさると見へたりその先桓武天皇の後胤
權五郎景政の苗裔にて景政の子鎌倉小太郎景繼其子四郎左衛門義景頼朝卿につかへ相摸國長江
に住し家號を長江とす曾我記乃安元二年伊豆の奥野の狩の條に相摸國住人永江四郎義景と見え
しは此人なり其子八郎師景は則秀景の父なりその代々の系圖墓碕妙應寺にあり **寐物語は貝**
原篤信が岐蘇路記に今洲と柏原の間に長久寺といふ小里あり是美濃と近江のさかひ也云云兩國

より家をちかく作りならへ其間に小溝をひとつへだつ國をへたて、寐物かたりをするといふ此
故に此所を寐物語ともいふと見え鳥丸光榮公の打出の濱の記に入尺はかりの標ありて江濃兩國
之堺寐物語としるせり云云此國より他の國へ歸りなから物かたりするとして土俗寐物語といひな
らはせりとあるがごとし 太田道灌の平安紀行に 寐物語といふ所にて ひとり行旅ならなく
に秋の夜のねものかたりも忍ぶはかりに ともみ又むかしこのをたけくらへともいひしにや
藤川記にたけくらへといふのあふみとみのとの山を左右に見て行所なり 右ひたり見て過行の
あふみちの二の山をたけくらへする と見へたり 長久寺は近江の坂田郡の村名にて此不破郡
と接したる地なり **車返の長久寺の里の東に並びて小阪のある所をいふ** 一つの御世にやあ
りけん不破の關屋のあれしさま見てまいれとて勅使を下されけるがあまりにあれはてたれば見
所あらじとて里人俄に屋ね葺かへ修理したりける勅使道にて其よしをき、關屋のあれたるこそ
よけれ今は興なしとて ふきかへて月こそもらね板ひさしとくすみあらせ不破の關守 ともみ
つゝこゝより車をかへして上京ありしより地名となりしよしひつたへ 此歌よみて車を返されしハ二
條の良基公にて文明年中の事
なりとも 撞尻には義教將軍富士御覽御下向ありし時さる事ありしよしさるせり但し車を返されし
いへり といひ見ぬす **和斬野の車返坂の南の方今鴨澤と呼へるあたりなり** 天武天皇みいくさの時
高市皇子和覽に陣どり給ひし由日本書紀に見ぬ 萬葉和歌集に吾妹子之笠乃借手乃和射見野爾

るに里人の傳へに義朝にたぐれてのち平清盛の妾となりしが牛若くらまを忍び出陸奥へ下りしかば清盛に捨られ牛若の跡を追ひてこゝ迄來り盜賊に殺されしよしにひ又織田真紀に天正三年六月二十六日公如^{カク}京師^{カク}有^{カク}不成人^{カク}居^{カク}濃江^{カク}二州界山中^{カク}常乞^{カク}食往來^{カク}傳道其祖嘗殺^{カク}常磐御前^{カク}於此^{カク}而子孫世不成人^{カク}土人呼^{カク}猿公哀^{カク}憐之^{カク}手賜^{カク}木綿二十端^{カク}命^{カク}山中人^{カク}撫^{カク}育之^{カク}山中^{カク}人相共稱^{カク}其惠^{カク}醫^{カク}木綿半^{カク}以^{カク}擣^{カク}屋半^{カク}以^{カク}給^{カク}食使^{カク}比隣^{カク}鄉民夏秋收成時任意以救濟^{カク}焉^{カク}とあるを見れりこゝに殺されしゆわ其墓の今にのこりしよしなり 或説に常磐駿河寺が塚なりといへるはよりごころなし 大谷吉繼塚は北の山上にありて藤堂家よりこれを建つ高サ五尺許リナ吉ル五輪ノ塔アリ吉繼ハ石田三成に與して慶長五年の乱にこゝに戦死せり 慶長創業録名古屋官取の秘書に黃門秀秋ハ朝霧漸く晴て敵味方の備定かに見えければ松の昆山に時の聲を揚げて嘯と人數を下す寄手の陣より時の勢を合せければ大谷刑部少輔吉繼平塚因幡守思ひ設けし事なれハ敵ハ余所になし秀秋の陣へ懸れと下知して金吾秀秋の勢一万計を坂中まで追上けたり云云藤堂佐渡守高虎西向に馳出て會釋もなく突懸ければ大谷か勢是にまくり立らる藤堂立番一番に進み平塚因幡守と戦ひけるが平塚に討れにけり刑部少輔か子息美作守平塚因幡守も討死と思ひ切たる事なれば四方八面へ切て廻り討つ討れつ戦て味方の勢を見れば二千余騎の勢百騎計りに討なされ今ハ是までハ刑部少輔腹切たまへと申ければ大谷自害して死けり刑部少輔兼て郎等湯淺五助親のに云合めたりければ

五助大谷か首を掻落し敵に取られじと泥田へ押入れ大谷か首後迄不見云我身は敵に打向ひ戦ひけるか藤堂仁右衛門に討れにけり とあるせり藤堂家より此墓を建られしはゆゑある事なるへし 黒血川は北の方を流るゝ細き谷川なり 源平盛衰記に天智崩御の後皇子大友位にもれ給ひぬる事を恨みて謀叛を發し清見原の宮を襲ひ給ひしかの宮は都を出て吉野山に入り給ふ云云白鳳元年壬午に始めて不破の關を置て美濃國にて軍がまへし給へり皇子此よし聞給ひて西兵をあつめ向ひ給ふ兩軍山中の宿にて合戦す山中の東なる川を隔て、戦ひけり兩陣たかひに白刃を合せければ其河黒き血に流れけり扱こそ彼河をわくろち川とは名つけたれ云云 としるせしは川の名の本縁をしるに足れり 永正十三年八月十五日日水齋岩井藤四郎盛隆が撰びたる御鑑記に天武天皇御位后讓給有^イ御出家^ニ吉野山籠給大友大政大臣彼^イ天皇依^レ被^レ攻其時天皇伊勢太神宮有^ニ御參詣^ニ自^レ其美濃國南宮勝大領有^ニ御頼^ニ美濃尾張兩國之以^レ勢限^ニ山中黒血橋有^ニ神軍^ニ伊吹宮大友御方也南宮^ニ天皇御方大友大臣討捕給其時自^レ山黒血流出^ニ彼橋黒血橋云也本伊吹^ニ宮成^ニ此時^ニ二宮成^ニ玉南宮^ニ二宮成一宮定給云云 とあるも盛衰記のむねと大概同し 堯孝の覽富士記に廿七日永享四年長月くろ地川と申所にて瀧のちちたるを見て 立よりて見れり名のみを黒地川くろさすちなき瀧の糸哉 と見え藤川記にくろちのはしといふ所を 白波のさしの岩ねにかゝれともくろちの橋の名こそかゝらね とあるせり 南方紀傳に南朝延元三年北朝曆應元年成春正月美濃

國青野か原にをいて合戦云云二月四日高越後守師泰土岐頼遠都を立て同六日美濃と近江のさか
 ひ黒地川に着陣す といわ 太平記に奥州國司顯家卿上洛道々合戦の條又青野原軍の條に國司
 顯家卿以下正月八日鎌倉を立て夜を日について上洛し給へは其勢都合五十萬騎前後五日路左右
 四五里を押して通る云云去程に奥勢の先陣既に垂井赤坂邊に着たりける云云さらハ時刻をうつさ
 す向へとて大將軍には高越後守師泰同播磨守師冬細川刑部太輔頼春佐々木太夫判官氏頼佐々木
 佐渡判官入道道譽子息近江守秀綱此外諸國の大名五十三人都合其勢一萬余騎二月四日都を立同
 六日の早旦に近江と美濃との境なる黒地河に着にけり奥勢も垂井赤坂に着ぬと聞へければこハ
 にて相待べしとて前には關の藤川を隔て後には黒地川をあて其際に陣をとりたりける云云此
 時越前國に新田義貞義助北陸道を順て天を幹らし地を畧する勢ひ專昌也奥勢若黒地の陣を
 拂ん事難儀ならハ北近江より越前へ打越て義貞朝臣と一ツになり比叡山に攀上り洛中を脚下に
 直下して南方の官軍と牒し合せ東西よりは是を攻めハ將軍源氏京都には一日も堪忍し給はじと覺え
 しを顯家卿我大功義貞の忠に成らんする事を猜て北國へも引合す黒地をも破り得ず俄に士卒を
 引て伊勢より吉野へそ廻られけるさてこそ日來は鬼神の如くに聞えし奥勢黒地をだにも破得ず
 まして後攻の東國勢京都に着なば恐るゝに足らざる敵也とぞ京勢には思ひ劣されぬ といふ
 り祇園執行日記に貞和六年庚寅七月廿六日濃州御欲賣來近江堺山中宿邊之間洛中騒動鎌倉

殿義隆執事等可有發向一由風聞今夜先佐渡判官入道發向 廿八日今曉寅刻鎌倉左馬頭殿並執事
 高武州發向濃州一行上杉彈正大弼許明且可下向濃州云云 八月十八日鎌倉左馬頭殿自濃州
 御上洛今日自森山御立於松坂御休息云云其後執事武州其勢不知其數一生捕大將土岐周勢
 殿兵庫入道乘輿佐々木六角判官江州預召具上洛頭殿直御參將軍 廿三日鎌倉左馬頭殿被
 任宰相濃州凶徒土岐周清以下退治勤賞云云 廿六日土岐周清同舍弟左衛門大夫入道於樋口河
 原六波羅地藏堂燒野今夜戌刻被討了云云 此合戦の事委しく青野村の條にゑるせり その
 外扶桑畧記百練抄古事談等に見わたり 承暦三年源國房と同義家と美濃國にて合戦ありし事を
 前太平記といへる俗書にくはしくかきたるが此黒血川にも陣どりしよしのせられたる後世の俗人
 僻案をもつてみだりに書きたる軍書なれハ跡かたもなき虚説のみなり必信用すへからず
 藤下村 ハ山中の東にあり 御旗本領 二百五十石 若宮八幡社 里老大友皇子をまつ
 るといふ隣邑に清見原宮あるに對して祭りし成へし

松尾村 ハ藤下の東にあり 御料五百九十四石八斗 大關は松尾也と郡村記に見わたり
 松尾山ハ街道の南にありて村より少し遠し慶長五年の軍に筑前中納言秀秋山上に陣取られし其
 地今に城あとの如く見ゆるくはしくは關ヶ原合戦の條にゑるせり 關藤川は大關の西にあり
 水源近江の坂田郡藤川村より出て此關傍を流る、故關の藤川と名つく南の方石津郡牧田をへて

多藝郡多羅川と合流し栗笠にて抗瀬川に入る此大關に土橋ありて土俗藤子川フシコカハといふ古今和歌集に大哥所御歌元慶の御へのみのうたみの國せきの藤河たえすして君につかへん万代までに風雅和歌集に述懐の歌の中に光明寺入道前攝政左大臣神代より道ある國につかへける契りもたえぬ關の藤川龜山殿五首御歌合文永二年九月十三夜に河月前關白左大臣良基公萬代に仕へてそ見む月も猶影をさむる關の藤川此歌續古今集にも入る續拾遺和歌集に百首歌奉し時藤原爲兼朝臣つかへこしよの流を思ふにも我身にたのむ關の藤川新後撰和歌集に前大納言實家いかにせん關の藤川世をへてつかへし跡にうき瀬のこさは續後拾遺和歌集に入道前太政大臣行水の哀れと思へつかへこしひとつ流れの關の藤川同集に參議爲實つかへこしみの中山隔つともまつまな果を關の藤川續千載和歌集に藤原爲世朝臣我まては世にかはらすつかへきぬ猶末絶な關の藤川新千載和歌集に題不知法印雲禪數ならぬ關の藤川こぐ船の法のためにや世につかへまし春日社によみて奉りける卅首の歌の中に前大納言爲世絶すこそつかへし物を我身よになとよむらん關の藤川題しらすよみ人しらすつかへねばすむかひもなき世の中にまつみてわたる關の藤川嘉元百首歌奉ける時河二條内大臣頼むそよ關の藤川末までと思ふ心を君にふかめて述懐哥の中に右大臣忘れしな代くにもこわて君に我つかふる道の關の藤川藤川百首に關路早春たのめこし關の藤川春きてもふかき霞に

下むせひつゝ定家卿七十二の世新勅撰集を撰はれりうの明くる年入道爲家集に藤川我君につかふる道も久しけれ万代たねぬ關の藤川新撰六帖に瀬爲家朝臣今それもふ關の藤川いかにしてくるしき世々を我過にけん爲家千首雜二百首ウチ我君をせきの藤川今も又万代たねす猶いのる哉千首和歌に關中川爲尹卿あつま路や心をかけて渡る哉波の花よる關の藤川文永二年白河殿七百首に名所花侍從三位つかへては君にひかれて万代の行末たのむ關の藤川建保名所百首に伊吹山左衛門尉康光吹すて風は伊吹の山のはをさそひて出る關の藤川南宮社十首に伊豆守利綱つかへ來てこそしもくれぬ老の波またもや越む關の藤川權律師秀永たのめ猶つかへしまゝにこえゆけは幾年波の關の藤川弘長百首に河入道民部卿爲家たねすのみ祈そ渡る行末を君にと思ふ關の藤川雪玉集に内大臣實隆つかへこし程の雲の世々を経て霞を分る關の藤川名寄に秀能雪わけてたろす伊吹の山風に駒打なつむ關の藤川歌枕に會根好忠藤川の淵瀬もえらすさてさして衣の袖をぬらしつる哉此歌曾丹集には見はず曾丹集にはつらねうた渡らんと思ひきさして藤川の今にすまぬは何の心ぞ新後明題集に中院通村敷島の道のえるへもくる春の霞を世々の關の藤川新題林戀下後西院下むせふ我そかなしきみの國關の藤川たねぬ思ひにと見わたりまた紀行には阿佛尼のいさよひ日記にみの國せきの藤川渡るほどにまつ思ひつゝける我ことも君につかへんためならてわたらましや關の藤川二條

良基公の小島のくちすさみに 關の藤川は其名もなつかしければわきてと、ひ侍し名はとくしければとさしもなき小川にて萬世までの流れともわかれずされと絶せぬためしはいさたのもしくて さても猶沈まぬ名をやとめましかゝる淵瀬の關の藤川 藤川記に藤川の橋のけたのわちたるを見て たつねはやいくとしなみをわたればかなかば絶ぬる關の藤川 思へ君たなし流れの絶すして万代ちきる關の藤川 玄旨法印の老の木會越に關の藤川を越るとて 世の中のうきは流れて澄む水の末も頼まん關の藤川 鳥丸光榮公の打出の濱の記にや、行過し下りゆく道に橋あり藤川也 つかへ來て渡るも深き恵みあれや君よろつ世の關の藤川 と見え正徹のなくさめ卿には關の藤川朝わたりしつゝ不破につくとありて歌はふはの關をよめり 天武天皇御社は藤川のほとりにありて清見原宮また戸佐々宮ともいふ美濃神名記に不破郡從五位下關比男明神とある祠なり 藤川記に不破の關屋を見侍るに云云關屋の中にいささほこらのあるを里人に尋ね侍れば是なむ淨見原をいはひ奉れるといふ誠やかか御代にいくさをふせかむとてたてられし事なれと今は關のやうにもあらぬを見侍りて きよみ原遠き守りの名をこめばせきのかためはさもあらはあれ と見わたる小祠は此やしるにて神社考詳節にも鈴鹿山翁不破關明神右二神者天武天皇時出現としるせり 此天皇亂をさけて此地にみゆきし給ひついに軍にうち勝ち帝位をふませ給ひし故御社をたて、御靈を祭り奉りしなるへし 源平盛衰記にも天武天皇云云崩

御の後關の長者の恩を思召けるにや神といは、れ給へり關の明神と申は是也と見たり 日本書記に天智天皇十年秋九月天皇寢疾不豫云云冬十月甲子朔庚辰天皇疾病彌留勅喚東宮引入臥内詔曰朕疾甚以、後事屬汝云云於是再拜稱疾固辭不受曰請奉洪業一附屬太后令大友王奉宣諸政臣請願奉為天皇出家脩道天皇許焉東宮起而再拜便向於內裏佛殿之南踞坐胡床一剃除髮髮為沙門云云壬午東宮見天皇請下之吉野修行佛道天皇許焉東宮即入於吉野云云十一月癸亥朔乙巳天皇崩于近江宮云云 天武天皇元年夏六月辛酉朔壬午詔村國連男依、和珥部臣君手、身毛君廣、曰今聞近江朝廷之臣等為朕謀害是以汝等三人急往美濃國告安八磨郡湯沐令多臣品治宣示機要而先發當郡兵仍經國司等差發諸軍急塞不破道朕今發路云云大分君惠尺馳之往於近江喚高市皇子大津皇子逢於伊勢云云是日天皇發路入東國事急不待駕而行之儻遇縣犬養連大伴鞍馬因以御駕乃皇后載輿從之云云是時元從者草壁皇子忍壁皇子云云二十有餘人云云亦徵美濃王乃參赴而從矣運湯沐之米伊勢國駄五十疋遇於菟田郡家頭仍皆乘米而令乘步者至大野以日落也云云丙戌日於朝明郡勢述太川邊望拜天照太神云云男依乘驛來奏曰發美濃師三千人得塞不破道於是天皇美雄依之務既到郡家先遣高市皇子於不破令監軍事云云發東海軍云云是日天皇宿于桑名郡家云云是時近江朝聞大皇弟入東國其羣臣悉愕京內震動云云爰大友皇子云云東國云云倭京云

云筑紫云云吉備國並悉令與兵云云丁亥高市皇子遣使於桑名郡家以奏言遠居御所行政不便宜御近處即日天皇留皇后而入不破比及那家尾張國司守小子部連鉦鈞率二萬衆歸之天皇即美之分其軍塞處處道也到千野上高市皇子自和覽參迎云云因賜鞍馬悉授軍事皇子則還和覽天皇於茲行宮與野上而居焉云云戊子天皇往和覽檢校軍事而還已巳天皇往和覽命高市皇子號令軍衆天皇亦還千野上而居之是日大伴連吹負云云拜將軍云云秋七月庚寅朔辛卯天皇遣紀臣阿閉麻呂云云率數萬衆自伊勢大山越之向倭且遣村國連男依云云率數萬衆自不破出直入近江恐其衆與近江師難別以赤色著衣上然後別命多臣品治率二千衆屯荊萩野遣田中臣足麻呂令守倉歷道時近江命山部王云云率數萬衆將襲不破而軍千犬上川濱云云辛亥男依等到瀬田時大友皇子及群臣等共營於橋西而大成陣云云仍切斷橋中須容三丈置一長板設有闕板度者乃引板將墮是以不得進襲於是勇敢士曰大分君稚臣則乘長矛以重擐甲板刀急蹈板度之便斷著板綱以被矢入陣衆悉亂而散走之不可禁時軍將智尊拔刀斬退者而不能止因以斬智尊於橋邊則大友皇子左右大臣等僅身免以逃之男依等即軍千粟津岡下云云壬子男依等斬近江將大養連五十君於粟津市云々於是大友皇子走無所入乃還隱山前以自縊焉時左右大臣及羣臣皆散亡云云乙卯將軍等向於不破宮因以捧大友皇子頭而獻于營前八月庚申朔甲申命高

市皇子宣近江羣臣犯狀則重罪八人坐極刑仍斬右大臣中臣連金於淺井田根是日左大臣蘇我臣赤兄等云云悉配流以餘悉赦之云云丙戌恩勅諸有功勳者而顯寵賞九月己巳朔丙申車駕還宿伊勢桑名丁酉宿鈴鹿戊戌宿阿閉己亥宿名張庚子詣千倭京而御島宮癸卯自島宮移岡本宮是歲營宮室於岡本宮南即冬遷以居焉是謂飛鳥淨見原宮と云るし 宇治拾遺物語に今むかし天智天皇の御子に大友皇子といふ人ありけり太政大臣になりて世のまつりことを行ひてなんありける心の中に御門うせ給なば次のみかごには我ならんともひ給けり清見原天皇その時は東國にてたはしけるが此けしきを知らせ給ければ大友の皇子は時の政をし世のたはほもいせいもまうなり我は東宮にてあれと勢も及へからすあやまたれなんとたそりたぼして御門病つき給則吉野山の奥に入て法師に成ぬといひてこもり給ぬ其時大友皇子に人申けるは春宮を吉野山にこめつるは虎に羽をつけて野にはなつものなり同宮にすへてこそ心のまゝにせめと申ければけにもとたぼして軍をさゝのへて迎へ奉るやうにしてころし奉らむとはかり給ふ此大友皇子の妃の春宮の御女にましかれば父の殺され給ひむ事をかなしみ給ていかで此事告申さむとたぼしけれとすべきやうなかりけるに思ひわび給て鮒の包みやきのありけるはらにちいさくふみをかきてたし入て奉り給へり春宮これを御らんしてさらでだにたそれたぼしける事なればされこそとていそぎ下種の狩衣袴を着給て藁香をはきて宮の人にもまられす只一

人山を越て北さまにたはしける程に山城國たはらといふ所へ道も知り給はねは五六日にそたご
 るくたはし着にける其里人あやしくけはひのけたかくたぼえければ高つきに栗をやき又ゆで
 なごしまいらせたり其二色の栗を思ふ事かなふべくいたひいで、木になれとてかた山のうへに
 理み給ぬ里人を見てあやしがりてゑるしをさしてをきつそこを出給て志摩國さまへ山にそひ
 て出給ぬ其國の人あやしかりてとひ奉れり道にまよひたる人なりのごかはきたり水のませよと
 仰られければ大なるつるべに水を汲て参らせたり喜て仰られけるは汝がぞうに此國のかみと
 なさんとて美濃國へたはしぬ此國のすのまたのわたりに舟もなくて立給ひたりけるに女の大な
 るふねに布入てあらいけるに此わたり何ともしてわたしてんやとの給ければ女申けるは一昨日
 大友の大臣の御使といふものきたりて渡の船ともみなとりかくさせていにかば是をわたし奉
 りたりともたほくの渡り得過させ給はじかくはかりぬる事なれば今軍賣來らんすらんいかい
 してのかれ給へきといふさてはいかすべきとの給ひければ女申けるは見奉るやうたにはい
 ませぬ人にこそさらばかへし奉らむといひて湯舟をうつふしになして其下にふせ奉りて上に布
 をたほくをきて水くみかけてあらひゐたりまはしばかりありて兵四五百人ばかり來たり女に問
 ていはく是より人や渡りつるといへは女のいふやうやごなき人の軍千人ばかり具してたはし
 つる今は信濃の國には入給ぬらむいみしき龍のやうなる馬にのりてとぶがごとくしてたはしき

此少勢にては追付給たりともみなころされ給なむ是より歸て軍をたほくとのへてこそ追給の
 めといひければ誠に思て大友の皇子の兵引返しにけり其後女に仰られけるは此邊に軍もよをさ
 んに出きなんやと問給ければ女はしりまごいて其國のむねとあるものごもを催しかたらふに則
 二三千人兵出來にけり其を引くして大友皇子を追給に近江國大津といふ所に追付てたかふに
 皇子の軍やぶれてちりくりに逃ける程に大友皇子ついに山崎にてうたれ給て頭をさらぬそれ
 より春宮大和國に歸たはしてなん位につき給けり田原にうづみ給しやきくりゆで栗の形もかわ
 らず生出けり今にたはらの御くりとて奉るなり志摩の國にて水めさせたる者高階氏のものな
 りさればそれが子孫國守にてはあるなり其水めしたりしつるべに今に薬師寺にありすのまたの
 女は不破の明神にてましくけりとなんど見たり 關姫明神社の不破關の舊跡の南のか
 たにありて美濃神名記に不破郡從五位下關姫明神と見へたり關比男關姫の兩社の天武持統の兩
 天皇を祭れるなるへし持統天皇高天原廣野姫と申て天武天皇の皇后たりし時みいくさに從ひ給
 ひのち木上天皇にて大寶二年に參河に行幸し給ひしをりも此國に至り給ひし故こゝにみあた
 れ給しなり 春日明神社の村の南なる田圃に杉の木の森ありてそこに鎮坐す中秋の頃美濃
 の中山に出る月をこゝにて見るをよしとし詩歌の遊人來りてこれを賞す故に土人月見宮ともい
 ふ多藝郡高田の人栢淵時憲か 不破關賞月の詩に寥々不破古時關勝迹名存隴畝間村舍今宵老携

幼醉來都賞月明還 ぞ作れるかことし 不破古關の關の藤川の東の岸にあり 日本書紀天
 武の御卷に塞不破道とあるが此關のはじめにて 一代要記に白鳳元年初置不破關と見わた
 り其時の大友天皇大日本史によりて天皇と稱すの軍兵を東の方へ越させじとて塞がれし物なるがのち東西顛倒
 して東國の固め皇都を守る關となりたるなり 源爲憲口遊に勢多鈴鹿不破等謂之三關不破在
 美濃國不破郡と見わ名目抄に三關會坂給鹿不破關 關之時此三關也とあるせしごとく日本三關の一所にして帝王
 御不豫また崩御の節謀叛人發覺せし時其外天下に事あれば此三關を固められしなり 續日本紀
 に天平神護元年三月丙申伊勢美濃越前者是守關之國也宜其關國百姓及餘國有力之人不可以
 充王臣資人とあるせり 抄同紀の天平寶字元年橘朝臣奈良麻呂反道備兵器謀圍田村宮
 とある條に陸奥將軍大伴古麻呂今向任所至美濃關詐稱病請欲相見一二親情蒙官聽許
 仍即塞關云云と見わ 同紀に延曆八年四月乙酉先是伊勢美濃等關例上下飛驒關司必開見
 至是勅自今以後不得輒開焉とあるせしごとく大伴古麻呂反逆人橘奈良麻呂に與して却て此
 關を塞き又關守等がみたりに公用の函を開き見し等の弊のみにて朝家の不益なりし故にや 同
 紀に同年延曆八年也七月甲寅勅伊勢美濃越前等國曰置關之設本備非常今正朔所施區宇無外
 徒設關險勿防禦遠使中外隔絶既失通利之便公私往來每致稽留之苦無益時務有
 切民愛思革前弊以適變通宜其三國之關一切停廢所有兵器糧精運收於國府自外

館舍移建於使郡一矣と見わてはやく三關のといめ廢せられしゆえ關屋もあはて板びさしに
 月もるよしを歌によみ來れりされども皇都に變ある時の三所の故關へ使をつかはし固められし
 よし其後の國史に多くあるせしを一二條抜書してここにあるす 日本後紀に大同元年三月辛巳
 天皇崩云云遣使固守伊勢美濃越前三國故關 今昔物語集に惟孝親王の下家司常澄安永其宮
 の封戸を徴らむか爲に上野の國に行けるか年月を経て返り上げるに美濃國不破の關に宿してあ
 やしき夢見て心に懸りしか其夜京にありし妻も同じ夢を見しよしいへり また弘仁元年九月癸
 卯依太上天皇命擬遷都於平城云云丁未緣遷都事人心騷動仍遣使鎮固伊勢近江美濃等
 三國府並故關云云正五位上大野朝臣直雄爲美濃使と見わたりはじめ伊勢の鈴鹿と越前の
 愛發のちにあち山をとてを三關とせしが大同の末に愛發を廢して近江の會坂を加えられし故
 に弘仁元年の記にいかくのごとく伊勢近江美濃とかけりそのち又關司を置られしにや文德實
 錄三代實錄に固關の事多く見へたり 菅原孝標女の更科日記に物の興もなく不破の關あつみ
 あつみはあつの山なと越て近江國たきなかといふ人の家にやとりて四五日あり云云 夫木抄にあ
 づさ山美乃三百六十首中好忠 あづさ山みり中道云云 能宣朝臣 天津かせふかすそあるら
 し夏の日のあつさの山に雲ものどけし 此歌の六月はかりに美濃へまかりけるにあつさの山を
 こゆとて雲のたりるたるを云云 ある所に夜ふかき月を見ると同 よゝをへてあつさの山に

入る月の影まどかなる秋のそら哉 仁治三年の東關紀行に美濃國關山にもかゝりぬ谷川霧の底
 に音信山風松の梢に時雨渡りて日影もみえぬ木の下道衰れに心ほそし越果ぬれば不破の關屋也
 萱家の板庇年經にけりと見ゆるにも後京極攝政殿の荒にし後の只秋の風とよませ給へる歌思ひ
 出られて此うへの風情も巡らしかたけれの賤き言の葉を殘さむも中へに覺て夏をむなしく
 打過ぬ 阿佛のうたゝねにふはの關になりて雪たふりにふりくるに風さへまじりてふき雪も
 かきくれぬれの關やちかくたちやすらひたるにせきもりのなつかしからぬたもちこりにく
 何をかなとめんと見出したるけしきもいとたそろしくて かきくらす雪まをまはしまつ程
 そやがてとむるふののせきもり 十六夜の日記にふはの關やの板ひさし今もかゝりさりけ
 り ひまたほき不破の關やは此程の時雨も月もいかにもるらむ なくさめ草に關の藤川朝わた
 りしつゝ不破につく むかしたにあれぬと聞し宿なからいかてすむらむふはのせきもり 贈大
 納言雅世卿の富士紀行に不破のせきは苔むして板ひさしもまるとはかりみね侍りけれの 板ひ
 さし久しき名をは猶見せて關の戸さゝぬふの中山 覽富士記に不破のせき過侍りしにもるこ
 しもなき關の戸ほそ苔のみ深くて中へ見どころあり 戸さしをいづく世わすれてかくはかり
 苔のみとつる不破の關やそ 小島のくちすさみに不破の關やはむかしたにあれにければかたの
 やうなる板ひさし竹のあみとはかりそのこりけるけに秋風もたまるましようみねたり 昔たにあ

れにしふはの關なれば今はさなから名のみえけり 藤川記に不破の關屋を見侍るに何となくむ
 かし覺て物あつれなり中御門攝政のあれにし後はたゝ秋の風とよみ給ひし事なと思ひあつせら
 れて あればつるふはの關屋の板ひさしひさしく名をもとめけるかな 對海僧正のあつたの
 道の記に不破の關屋のあれけるを見て 板ひさしまはらになれの山風のふはの關もる月そさ
 やけき 老の木會越に爰なん不破の關のあとさきゝて名のさりぬ名はとまる世の習ひにてむか
 しなからの不破のせき哉 深州山の元政法師が身延のみちの記に關か原をゆくにあやまき家の
 ひさしなと木葉ぶりうつみたるにたりしも時雨打そゝきてあつれに物さひし むら時雨それた
 にもらぬ板ひさし不破の關屋は落葉のみして 打出の濱の記に不破の關をこへ今其形もな
 し民の家の後の方に杉の一本あり此あたりなりとなむいひつたふると語る 板ひさしひさしき
 世へを隔て來てあれし關家の跡たにもなし 後撰和歌集に同じ家に久しう侍ける女のみもの
 國に親の侍りけるとふらひにまかりけるに藤原きよただ 今のとて立かへりゆく故郷の不破
 の關路に都わするな 千載和歌集に旅の歌とてよめる大中臣親宗 霞もる不破の關やに旅ねし
 て夢をも得こそとをさかりけれ 新古今和歌集に和歌所のうた合に關路秋風といふ事を攝政大
 政大臣 人すまぬ不破の關やの板ひさしあれにしものちの只秋のかせ 新拾遺和歌集に參議爲忠
 美濃國よりのほり侍りし時よめる源賴康 古里に立歸るとも行人の心へとめよ不破の關守 續

後拾遺和歌集、旅、藤原行朝 事ごのむ不破の關守などもかく見る度ごに荒まざるらむ 新後撰和歌集に藤原信實 秋風に不破の關やのあれまくもたしからぬまで月そもりくる 拾玉集に關慈鎮和尙 旅ねする不破の關やの板ひさし時雨する夜の衰えれとや 藤葉和歌集に秋の歌ごて右のたはいまうち君二條 秋の猶月にや人のごまるらむせきやのあれし不破の中山 爲家集に不破時雨 あれにけるふはの關やのかみな月時雨はかりのもる名也けり 新千載和歌集に東より上りける時不破の關にて惠鎮上人入滅の事を聞侍てたもひつゝける惟賢上人 かひなしや何そのありて終に行人をはごめぬ不破の關守 二條院讀岐集に關路霞 我のさそえらせて過は見えさらん霞にまかふ不破の關守 夫木和歌抄に文永十年毎日一首中民部卿爲家 雲かゝる伊吹のたけをめにかけてこゝそかねつるふはの關山 建仁二年五十首御歌關路花後鳥羽院御製 不破の山風もたまらぬ關のやをもるといなしにさける花かな 嘉應三年十月法住寺歌合關路紅葉隆信朝臣 ふの山もみち散かふこそすゑより嵐をこそぬ關もりもかな 永久四年堀川次郎百首仲實朝臣 あつま路の不破の關屋のすゝむしをむまやにふると思ひける哉 殿下御會關露俊頼朝臣 ふはの關あしみを駒にをしへゆく聲はかりこそかすまさりけれ 散木弄歌集にはあしみの駒に教へゆくごあり 弘長百首に關正三位行家 ふるさごのかよひなれにし道そかし不破の關もりわれなごかめそ 地下歌合に名所關直重 むかしさへあれぬといひし不破の關思ひ

やらるゝ板ひさし哉 正廣 關の名のもしにて國はたさまりぬ残るをあらせ不破の山風 桂久音あらしき不破の山風さよ更てひとり關もる弓はりの月 親元 不破の山いく世の春をせきごめて岩ほにかゝる藤川の波 有盛 あるゝとも誰かいはん人すまでひとり關もる不破の山風 此歌合嵯峨川新左衛門尉親元自筆なり 鴨長明家集に關路花 春くれぬ不破の關守いとまあれや往來のほごを花にまかせて 宗祇家集に殘月越關 見つゝこし不破の關やのさひしさぞ憶たつ山の月にのこれる 南宮社十首に伊豆守利綱 トシツナ かきくらし嶺立山にふる雪をこねやわつらふ不破の關の戸 權律師秀永 眞木の葉の雪うちならひこゆる日の不破の關やの山深くして 鹽尻に普廣院の將軍東國に下りましゝける時不破の關なごあれたるまゝなるを世の静かなるためしにも御覽あるべき御あらましなりしに國のあるじ御まうけに軒もあらたにふきなしてきしめし及びしあはれさもなかりけれの御心よからすいと不興なりしに相阿彌ごかや御まへにきり者なりしか ふきかへて月こそもらね板ひさしごくすみあらせ不破の關守 ごつかまつり中ゝ興をさせ給ひしごかやごまるせり 嘉應二年十月法住寺殿歌合關路紅葉盛方朝臣 見るまゝにこまらぬ人そなかりけるちる紅葉はやふはの關もり みのゝ國へ下りける時女につかはしける津守國冬 ちはしごもなごかごめぬ不破の關いなはの山のいなはいねごや 此うた津守國家集にのせたれば國 家集關路櫻源仲正 みる程に人ごまりけりいはてたゝ花にまかせよ不

冬の歌にはあらざるを夫木抄にありたりたるか考ふへ

破の關もり 光臺院入道二品親王家五十首參議雅經卿 たしめとも花のこまらぬ不破の關山ふ
 きこゆる春のあらしに 此歌群書類從本の道助法親王家五十首和歌にはおしむとも花も 六百番歌合に寄關戀女
 房後京 故郷に見し面影もやこりけりふはの關屋のいたまもる月 群書類從本の後京極殿御自歌合には見し面影もやこりけりふはの關屋のいたまもる月 白川
 殿七百首に關屋月融覺 あれにける不破の關やの秋風に猶もりあかすよはの月影 關郭公眞觀
右大辨 山陰の不破の關もりとわねとも心と名のる郭公哉 千首和歌爲尹卿名所關 伊勢路にこ
光俊 又いそきけり旅人のふはの關より行分れぬる 建保五年十一月四日歌合に冬關月權大納言源通
 光卿 神無月氷れる月の影みればひこりすまぬふはの關守 左衛門權少尉藤原康光 あれに
 ける不破の關やの跡見えて月影渡る木枯の風 李花集宗眞親王の家集也に百首歌よみ侍しに關春月 まば
 らなる不破の關やの夜半の月かすめる影もるかひもなし 續草庵集頼阿法師の家集に二條前宰相みの
 國よりのほりて雪のふる日くたられしに申侍りし ふりはつる我身ならずい不破の山雪に越
 行跡やしたはん 返し ふる雪のみの中山うちらはらひこはや君と同し心に 大神宮千首に
 野宮左中將實基 もるとしも月さへ見えず霞むらし荒て久しき不破の關屋の 新題林集に光雄
 板庇あれにしまの不破の關幾夜の月の光もるらむ 新題林集實陰 あれまさる不破の關屋
 に見る月も雲の霞にもる影そなき 新明題集に後水尾院 月を澄不破の關やの板ひさし久しき
 跡を世くに殘して 炬籠法師家集に元祿十六年都にのほり侍りける時 不破の關を あれに

しも今は跡なき不破の關名をのみとめて秋風そふく 亞槐集に關屋夕風を 秋とふく不破の山
 風軒近み關守る人もゆふへ悲しき 堯孝法印家集に名所關 ふはの山里のいた井の板ひさし久
 しき道もあらなる世に 碧玉集に 吹たびにあらずい不破の山風やへたてぬ關の戸さ成ら
 ん 尤之双帯に名所俳諧のしなくのうち冬 すばなやたるるにひわてせきがはら 不破
 河内守陣城跡は松尾山にあり永祿七年信長公の命をうけ淺井六角等が押へとして河内守光
 治が守りし砦の址なり

關原村

ハラの 松尾の東に並ひて東山道の宿驛今須へ一里垂井へ一里半あり又町の中この方八幡宮
 の前より分れて近江越前若狹へ通る北國街道あり 貝原か岐蘇路の記に關ヶ原の谷の間南北の
 廣さ凡八九町程に見ゆ道より南の山の下まで各四町餘もあらんか町の東の野此五十年前迄の
 木もなくて只かや原なりしか今の林の如く木も多く生繁れりとしるせり不破の關屋近き野な
 りし故かく名づけしなり 秋寝覺に美濃の名所とし遠近抄に 鶯のなきつる聲にしきられて行
 もやられぬ關の原哉 と見わたり 枝郷小關小池の二所北の方北國道にあり 小關の古き
 地名にて承久三年の合戦に官軍山田二郎重忠鎌倉方の伊佐三郎行正に戦ひ負けて逃けるが美
 濃の小關といふ所の高き木に旗を結付てそ落たりける是の爰に敵ありと思はせんため也と覺わ
 たりと 承久記に見わたり御旗本領千九百四石 牧田街道のこより石津郡牧田へか

り多藝郡島田烏江等をへて伊勢尾張へ通る脇道之曾丹集によめるみの、中道はこれといへり
 天満山の西の方にひき、山ニツ並ひたる南の方に天神の祠を祭りたるをいふ 丸山は村の北なる小山なり 入幡社の驛中北側にありて生大神とす 澤瀉村の南の方ツツ九女池ヤメイるあ九谷池ヒハシに生するを名産とす 雲母の用藥須知後編に雲母和名キラ、濃州關原阿州徳島云云並二アリ云云徳島ノ者ハ青色下品也と見たり 關原興一宅址のこの産にて源義經牛若丸たりし時京の粟田口にて出合水を蹴あげし人なり 興一の其時牛若に切殺されしが日の岡に蹴あげの清水けあげの茶屋とて今に残れる其跡也とかしこにいひ傳へ 其子孫樋口犬房丸といひて爰に在しが其家今の斷絶せしといふ 關原興一といふ謠曲には牛若くらまを忍び出東へ下らむとて美濃國山中に至りける折ふし關原興一公方より美濃國中川庄を賜ひしが其庄にさくを引城郭を構へてふせく者ありと聞手勢七十騎を具し彼在所に入部し城郭をせめとらんとて山中まで來りけるが興一か乗たる馬の蹴あけを牛若の衣にかけしかば牛若興一に向ひて馬のり得すのたりにて下人にひかせ候へといはれければ興一怒りてけふの軍の血祭に其冠者を討とれと下知しければ七十余騎の究竟のもの共切先をろへて切てかゝるを牛若さのかす太刀扱そはめ弓手右手に切伏せける其早業に戦ひ負け七十きの者とも四方へ乳れて逃散たり興一いかつてあれ程の小性ひとりを手なみにいかてもらすべき駒かけ寄せて打太刀を飛ちかひ切落し駒引寄せて打ま

たかり我を知すや源の牛若也と名のりつゝみの、中道東路さして下りけるよしうたへり此謠のいごふるく實意大僧正の作の文安三年田樂能記に關原興一能と見たり 慶長五年戰場の北の方北國道の原野そのあとなり 東照宮御年譜に九月大朔日發兵出江戶云云十四日陣赤坂勝山諸將御迎出向池尻呂久公謝諸將軍忠云云十五日我兵與石田宇喜多小西大谷島津等大戦千關原破敵軍而斬數千人云云十七日我兵拔佐和山城斬石田父塚城云云十九日捕小西行長於柏賀部村云云二十三日捕石田三成於江北捕安國寺於京都云云十月大朔日斬石田小西安國寺而島首於河原とせるさせ給へり凡保元の乱れより此慶長まで四百余年の間五畿七道數百ヶ度の合戦に四民苦しむ事阿修羅界に住するか如く其うち暫しの治世ありといへども全く辯論なる事なかりしを東照宮參河より出給ひ萬苦千辛し天下を平治し給ひ今に至るまで萬民安穩の徳化を蒙り奉る事ハ全此御一戦の御勝利により大久保氏が三河物語 天野信景が御年譜附尾 家忠日記追加 當代記 天元年記 松平記 三河記 慶長創業録 正和要簡 列祖成績 等數百部の實録軍記にしるして人のよく知れる事なればこゝにいゑるしもらせり

玉 村 北國街道小關の北西近江のさかひにあり 御旗本領五百九十五石 季瓊日録に長録二戊寅六月廿三日玉竜龍領不知行之在所美濃國玉村保之事伺之即可被還附之由有命也 ところあるこの村なり 古事記の倭建命の伊服岐能之神を取ます條に故還下坐之到玉食

部大須木玉ノ之清泉以息坐之時御心稍 宿故號其清水謂寤居清泉也 見え日本書紀の天
 武天皇の卷に近江將軍羽田公矢國其子大人等率已族來降因授斧鉞拜將軍即北入越先是
 近江放精兵忽衝玉倉部邑則遣出雲臣狛擊追之 見えせる玉倉部ハ此玉村にて彼醒ヶ井
 の驛なる清泉其古跡にていなきよし本居宜長いへり貝原篤信も玉村ハ近江の名所なり此處な
 るへし玉より北へ少ゆけハ美濃近江の境ありその先に藤川あり諸州めぐりにかけり 榮花物
 語の玉の村菊の卷に長和五年大嘗會すきのかたの御屏風玉の村菊といふ所を大内記藤原のりた
 くの朝臣 うつろはで底たもしろき初しもにたなし色なる玉のむらさく活字本にうちはへて 此歌夫
 木抄に入りて玉村近江と云るせり又のり忠を藤義方とす

野上村

ハ關ヶ原の東にあり和名類聚抄に不破郡野上と見え吾妻鏡の建長四年宗尊親王關東
 御下向旅宿の條に三月廿一日乙巳野上と云るせり 御料五百十六石九斗四升七合

萬葉和歌集に春雜調丹比真人乙麻呂歌一首 霞立野上カスミタツノカミノカタニ方爾行之可波ウツクヒニナキツ 鳴都春爾成良思ハルニナルラシ
集に入りてよみ 入まらすとあり 新撰六帖に正三位知家 あらたまる春になるらし冬枯の野かみのかたに驚そな
 く 夫木和歌抄に法性寺入道前關白家百首隆信朝臣 不破の關あさこけ行霞たつ野上のかた
 に驚そなく 家集刑部卿範兼 なづなかと霞のひまに見わつるハ野上の里の松の梢か 一字
 御抄に永縁胤法師 いかにして野上の里を過行む夜深く關の雪降にけり 見え又更科日記に

野上といふ所につきぬそこにあそひとまできて夜ひとようたうたふにあしがらなりしたもひ
 出られて哀に戀しき事限りなしと 見えし名所方角抄に野上里不破の關より二里ひかし也美濃
 の中道といふ此あひたなりうかれめよめりとかきし如くこの遊女のありし里なるゆゑ古歌に
 多くは其艶情をよみ來れり其歌は六百番歌合に寄傀儡戀左定家朝臣 ひと夜かす野かみの里
 のくさまくらむすひ捨ける人の契りを 右寂蓮 恨へきかたこそなけれ東路の野上のいはの暮
 がたの空 源三位頼政家集に行路戀といへる事を 打過し野上の里の妹を見てかへりくたる
 ハ涙なりけり 新拾遺和歌集三に爲秀 露しけき野上の里のかり枕まほれて出る袖の別れ路
 新續古今和歌集一後小松院御製 また結ふ契りもえらて消かへる野上の露のまのめの空 新
 後明題集後西院御製 起て行名残をそ思ふ艸枕野上の里の露の契りに 衆妙集支旨 遊女 く
 れにけり野上の里の草枕たれとちきりをまつむすぶらむ とみわたり扱のちくの歌にもかく
 のごとくハよみたれど實は應永の頃にはや里もあれて遊女もなかりしにやなくさめ草に野上な
 といふ所は里もかすかにかれめもなしと云るせり 藤川の記には野上の茶やにこしをた
 て、又されうたを 旅人にめさまし草をすゝめすハ野上の里にひるねをやせん と狂歌をよま
 れ老の木會越にも野上の里にて なつ草をわけ來て見れハ旅衣駒の野上にかへる朝露 是又
 ざれ歌をのせたり 鷄籠山 はこの南にありて美濃の中山のつゞきなり むかし野上の

長者かもとにありける花子といへる遊女吉田の少將といへる都人の東の方へ下れるにあひて淺からず契りしが別れの後戀情にたえかねかたみの扇を懐にし終に狂女となりてくるひさまよひしよしいひ傳へ異國漢の成帝が時斑氏の女嬉好といふ女官たりしを寵ありしかのちに趙飛燕といふ女に幸して君寵をさへしかの嬉好怨情をのへて絛扇歌を作りし其故事に似たれば花子と斑女と名つけ世俗の謠曲に作りてうたへり此山の麓に斑女の舊跡ありて其所の觀音堂の花子か守本尊に所持せし佛也といふされどたしかなる古書には見ぬ古事なり 又斑女か畫像吉田少將の所持せし一重切の尺八笛といふ物觀音堂にあり 長者か屋敷跡 千年松 玉の井 など呼へる古跡同所にあり 天武天皇行宮址 村の西南なる桃眠といふ原野にあり御即位元年の六月當國に行幸し給ひこの行宮にましくて高市皇子のわざみの陳營に往來し給しよし日本書紀にのせたるを前の松尾村の條にしるせり藤川記にむかし清見原の天皇東宮の位を辭し出家して吉野山にいられしかとも猶ゆるしなくて大友の皇子にをそはれ給ひし時ひそかに山をのかれ出て伊賀伊勢の國をへてみの野上に行宮を立られし事は日本紀などにしるし侍れと事遠き事なれ宮の舊跡などたしかに知る人の有りかたかるへし今の卿かりわらの朝ゆふみかよふ道となりたるを見侍りて あけまきの野上の卿をかり宮の跡ともいはす分つそゆく 東照宮御陣場址の同じ地にあり慶長五年九月石田三成を御

成敗の時赤坂岡山の御本陣よりこゝに出張し給ひよし慶長創業録家忠日記追加等に見えたり 當代記に九月十五日内府公の野上と關か原の間南宮山の西海道桃くばりと云山原の北の尾崎に陣し給ふ御旗本の魚鱗鶴翼の備なり御旗の關ヶ原の町の東の端より十二町先に立るとあるとせしこれなり 桃くばりこの天武天皇御軍の兵ともに桃を配分し給ひしより起れる地名とともいへり 龍泉寺 臨濟宗にて鷄籠山と號し班女の寺といふ觀音堂を基として近世建立す

宮代村 野上の南東にありて郡村記に新井郷と見えたりすべて神社をやしると訓るは宮代の儀也こゝに金山彦の神のまします故村名をも御社と呼べる也 御料並に南宮神領ともい

千五百四石九斗三升七合 美濃中山 この南の方は東西長くつらきたる山にて不破の中山とも不破の山とも哥により八雲御抄にふは山美のこ見え萬葉集に眞木立不破山といけしみな此山之續拾遺和歌集に不破の關屋に書付て侍ける歌よみ人えらす 都をはそなたと計り歸り見て關こねかぬるみの中山 瓊玉和歌集 宗尊親王家集 五十首御歌に かよひこしかたのいづくそ東路や雪にうつめるみの中山 藤葉和歌集に秋の歌さて右のたほいまうち君二條 秋は猶月にや人のとまるらん關やのあれし不破の中山 拾遺愚草 定家卿の家集 貞永元年四月關白 左大臣家百首逢不遇戀 色かゝるみの中山秋こけて又遠さかるあふ坂の關 續古今 續現葉和

歌集に彈正尹忠親王家歌合に關路月を橋以通 せきちをの夜ふかき月にあくかれてあけぬにこゆるみの中山 續草庵集に二條前宰相みの國よりのほりて雪の降日くたられしに申侍りし頼阿法師 ふりはつる我身ならずの不破の山雪に越行跡やまたはん 返し ふる雪のみの中山 中うちはらひこねはや君と同心に 連哥 雨にきるみの中山越過て又袖ぬらす關の藤川 夫木和歌抄に 冬御歌中務卿のみこ録 みのくに不破のなか山雪きわてとくる氷の關のふち川瓊玉和歌集には百首御歌中にとあり 海道宿次百首參議爲相卿 里つゞきはの笹サガキを分過てみちも木くらきふ破の中山 中務卿のみこ わすれしな關屋の杉の下かけにまはしすみし不破の中山 夏旅同年へたる杉の木陰に駒とめて夕たち過すふはの中山 不破山をよみ人まらす 君を置てたもふは山の驚のなくくこゑの誰にかたらむ 一字御抄に後柏原院 越やらて我を關守不破の山楨立陰に有明の月 南宮社十首に伊豆守利綱 しろらめやみの中山道しあれと子を思ふ旅にまよふ心を と見え老の木會越に美濃の中山云云又越へきのよひならねの佐夜のみかしにまさりて なからへて又越へきの道ならば別れかたみの美濃の中山 來て見れみの中山 ふる雨にせきとめかたきまつくくけり とよまれたり 正一位勳一等仲山金山彦神社は美濃の中山に御鎮座ありて延喜神名式に不破郡仲山金山彦神社名神大 同し神祇式名神祭二百八十五座のうち仲山金山彦神社一座美濃國 と見え美濃神名記に正一位勳一等仲山金山彦大神と

録せり當國の一宮と稱し又南宮とも申すまた美濃一國の氏神なるよし神社考に初美濃 國不破郡府中祭之後移干郡之南仲山故號南宮祭祀供魚鳥凡産干美濃者必以南宮爲氏神云 と見えたり 社記に神武天皇元年鎮坐當國府中又崇神天皇五年十一月中子日遷坐中山麓又天武天皇壬申騷擾時幸行云云 とありて久しき御世よりこの國にまづまりましく蒼生を守り給へる尊き御社なるが慶長五年の逆乱に石田三成が賊徒安國寺惠瓊に陣せしかばその兵火に社頭荒蕪頓廢せしを大猷院將軍の御世に御再營ありて殿宇ごとく舊貫に復しいとも尊き御社なり 神位の續日本後紀に承和三年十一月已巳美濃國不破郡仲山金山彦大神奉授從五位下即預三名神 と見えしがはしめにて 同紀に同十三年五月戊申奉授美濃國不破郡從五位下仲山金山彦神正五位下 三代實錄また類聚國史に貞觀元年正月廿七日甲申授美濃國從三位仲山金山彦神正三位前紀の正五位下より從三位まで進階あり事國史に見えす 同六年五月廿二日丁未授美濃國正三位仲山金山彦神從二位 同十五年四月五日己亥三代實錄授美濃國從二位仲山金山彦神正二位 とあるし 社説に朱雀天皇天慶三年平將門叛逆之時詔祈誓神功最揭被授勳一等後冷泉天皇康平年中安倍貞任宗任乱亦有靈驗被授正一位 と見えたりその神靈ありしよしは 扶桑略記に天慶三年庚子正月廿四日有勅遣延曆寺阿闍梨明達於美濃國中山南神宮寺令修調伏四天王法擢授内供奉十禪師于時燒香之煙遍滿寺中

助修僧侶州人各掩其鼻將門被誅之日臭香滿國結願之時賊主將門其首到來と^スしるし 元亨
 釋書に釋明達姓土師氏攝州住吉縣人云云天慶三年正月於美州山南神宮寺修四天王法降平
 賊將門二月十三日午時赤雲自東來入城壇須臾臭氣滿塲十四日將門伏誅云云と見へたり
 今昔物語集に比叡山の東塔に心懷と云僧有り美濃守の北の方の乳母此僧を養子とす其縁により
 て美濃に在りけるか國人此僧を一供奉と名付て畏り敬ふ事限りなし其頃其國に大疫發て病死
 する者多かりけれの國人皆心を一にして南宮と申社の前にして百坐の仁王講を可^レ行事を始
 む筑前守源道成朝臣の弟懷國供奉といふ人を請して惣講師とせしを此心懷いたく妬みて乱妨し
 て其法會をさまたけたりけれの其惡報を請て心懷のちにあさましき病を受たりしよししるせり
 本社 祭神五座 金山彦命 見野尊 彦火火出見尊 罔象 卜部兼邦の神道百首にあらり
 本社女命 埴山媛命也 のちの二座の神祕なりといふ 下部兼邦の神道百首にあらり
 る、御名も頼もし影高き金山彦を祭る神垣 藤川記に南宮の鳥は南にあり云云 名も高き南
 の宮のちかひとて山の東の道とたゞしきと見へたり此哥をもつて見れば東山道の國くを
 守り給へる御ちかひのよし聞えたり 攝社 十禪師社 本社の北瑞籬の内に鎮座ありて
 年中近江の坂本より勸請すよりて社僧の 高山大神 本社の南瑞籬のうちに在りて三宮と
 説にの 瓊々杵尊 大己貴命 二座とす 稱す祭神瓊々杵尊 木花開耶姬命な
 り 美濃神名記に正一位高山大神とある祠にてむかし山 隼人神 本社の北瑞籬の内に
 上に在しがのち今の所へ遷座す 山上にも又此神社あり ありて四宮と稱す祭

神の火關降命 美濃神名記に正二 南大神 本社の南瑞籬のうちに鎮座 七王子社 本
 位隼人大明神とあるこの祠なり 祭神の火明命 五宮と稱す
 のうしろ瑞籬の内にありて 大山社 中山社 麓山社 御築地外の末社は 御田代
 離山社 正勝山社 開籠 高籠の七神を七扉にまつれり 南の方の山にあり 數立社 棧門より橋の
 社 東南の方にありて祭神豊 湖千海社 南の方の山にあり 外北の方に鎮
 座ありて惣社と稱し 落合社 北東の方にある小祠にて祭神素盞鳴尊相殿五座といふ 將
 鹽土老翁をまつる 門調伏のいのりをせし所に鎮座ありて其所水の落合なりし
 故社號 七之宮 大門通り北の方西側にありて山 衣裳堂社 へに鎮座ありて天吉葛を
 とす 王の七社也といひ或は稻荷と云 山の麓にありて勝氏宮氏の祖神を祭る宮勝は不破
 祭るむかしは常樂會といふ祭 氏神社 郡本貫の姓氏なれば氏神と稱せしなり下の太領神
 祀ありしか今は廢して行はず 那本貫の姓氏なれば氏神と稱せしなり下の太領神
 社の條にくり 坂本社 山の麓にありて日 東照宮 山の麓にありて龍飛將
 しくしるせり 吉の七社を勸請す 軍家の御宮と稱し奉る 稻荷社
 山の麓にありて 荒神社 山の麓にありて荒御前神を祭る當社地主の神なりといふうしろ
 字賀魂命を祭る の塚は惡魔降伏を築こめしといひ將門調伏の供器をこゝに收め
 しと云傳 子安社 山上にありて祭神保食神伊弉册尊也社の前に王子石とて白黒の石二ツ
 へたり あり參詣の女此石をまはして男子を生む事を祈る故に子泰石といふ社
 號も此石よ 高山權現社 同所にありて祭神は境内の攝社に同じ麓よ 隼人社 同所に
 り起れり 同所にありて宗 八咫鳥を
 祭神境内の 神明社 源大神宮と稱す 其の外山上山下のうちに松下社 祭る
 攝社に同じ 神明社 源大神宮と稱す 辨才天社 金敷金床社 等ありて今廢社となりたる
 神明治社 崇道靈敬天 皇を祭る

平氏左京亮氏仲

土岐美濃守源朝臣法名常保

土岐刑部少輔源朝臣賴世法名眞兼

右兵衛大夫秀行 藤原散位秀顯

源盛光 沙彌道順

沙彌淨阿彌

勸進聖

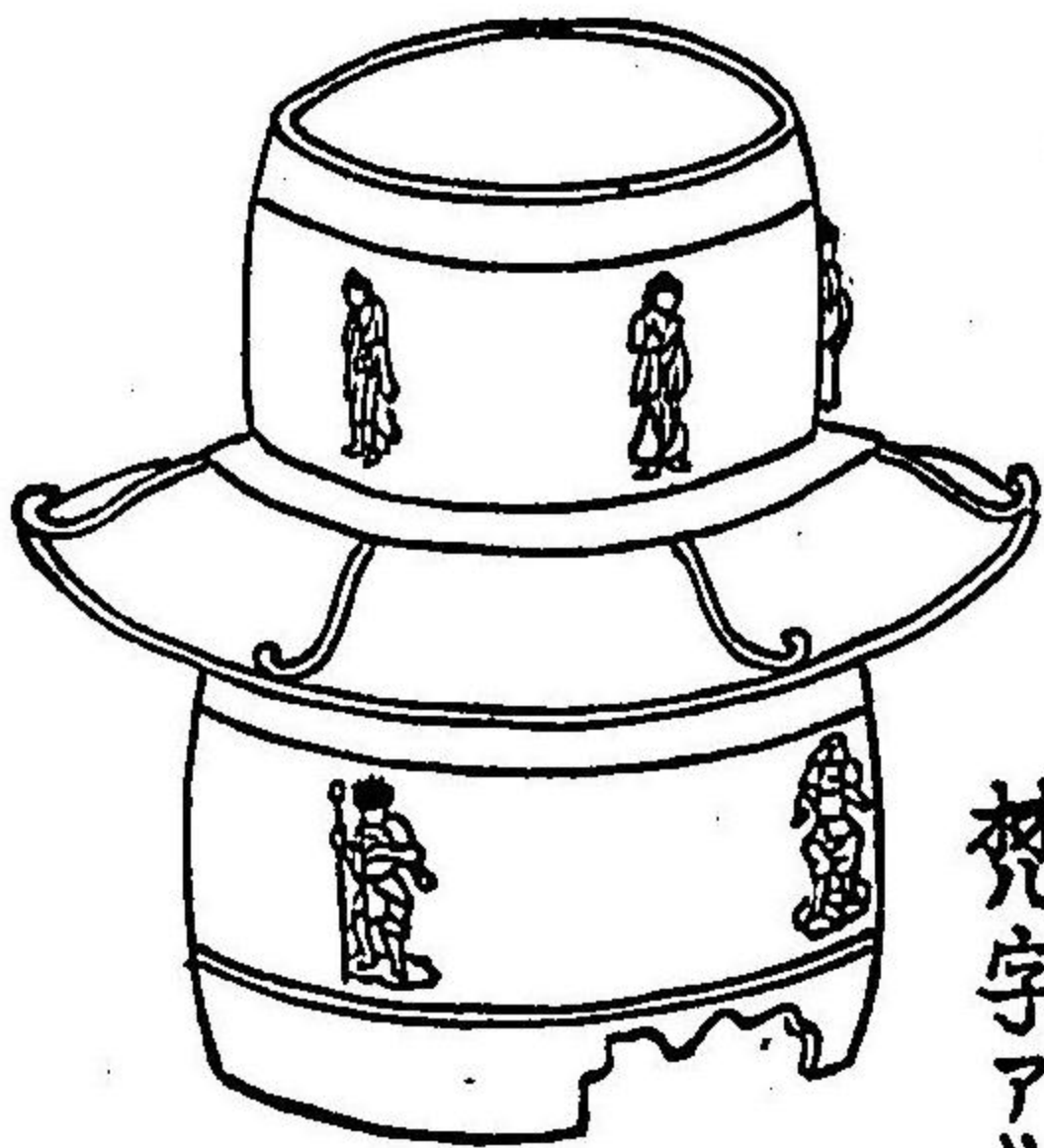
沙彌妙全

大工河内國高大路家久

應永五年戊寅八月十日敬

古銘は鎌倉二位の尼の建立新銘の應永再興の修補の銘なりといふ 賤の小手卷に慶長庚子の秋
關ヶ原の節長會我部此山に陣して鎮塔を庵に用ひて兵糧を炊し故に破損せりと云とせるせり塔
の家の側に泉井あり 如法水 と云名水なり 例祭は 正月元日 大宮並攝社御節會神事卯
會 修正 同十七日 歩射の 二月八日 牛王 三月二日 神興内馬場渡御 十禰師 高山神興
の前後競あり前後三夜の神事あり

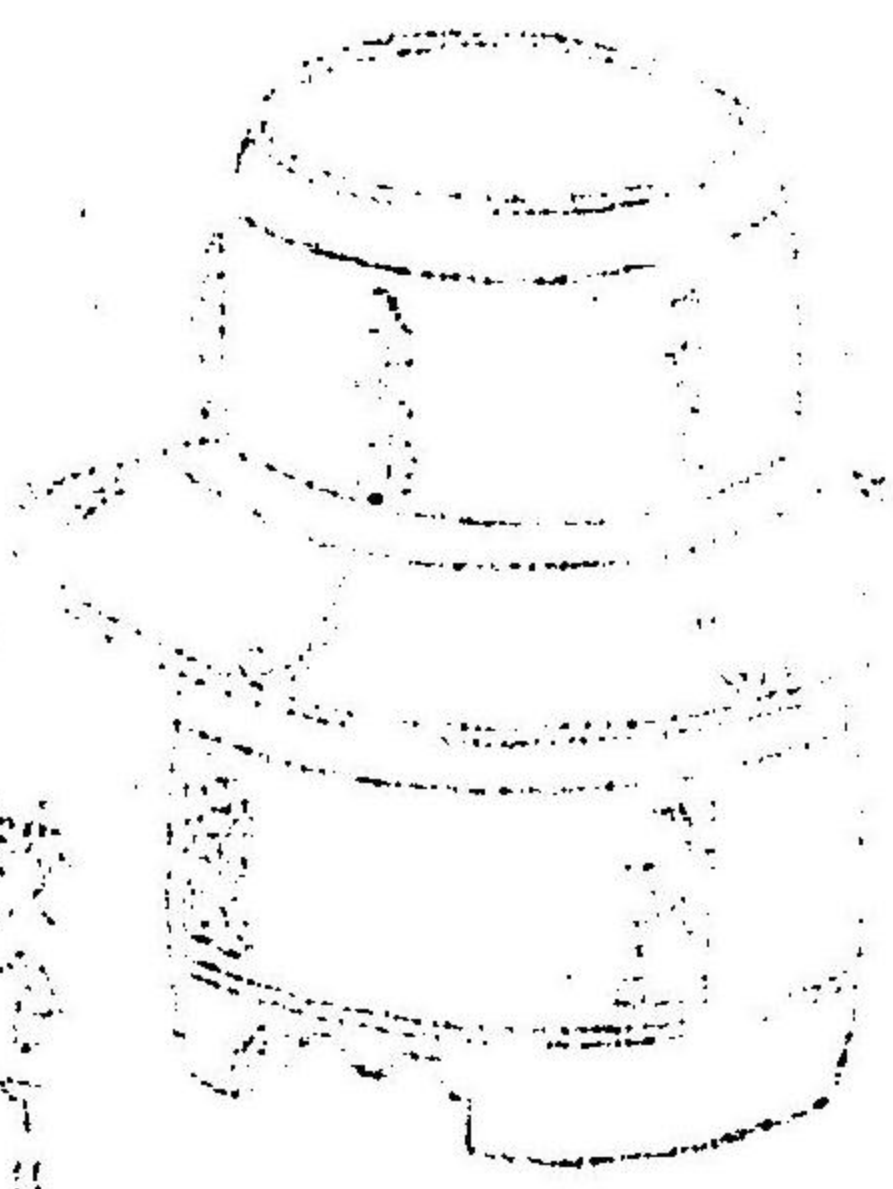
鐵塔



高さ五尺六寸七分
上亘り二尺二寸五分
下亘り三尺二寸
上ノ重ネ朝日ノ晦日ヲ記シ
梵字アリ

上ハ菩薩六躰
下ハ四天王ノ像アリ

鐵
器



大宮並本地
堂寶物出干
八月十五日
御鎮座
同

五月五日 大宮十禪師高山の三神興府中村御旅所國府宮へ神幸あり 六月廿一日 御田植祭
藤川記にけふの祭の事見わたるを垂井村の條にしるせり

社にて 同卅日 夏越 七月朔日 今日より七日まで本 同七日 大宮並本地
行ふ 同卅日 秋山神事神前に山をつくり芝をう 十一月初申日 御鎮座 同

日 へ明月をうつして神供をそなふ 十一月廿日 大宮開扉 十二月初申日 御鎮座 同

廿七日 御煤 正五九月十一日 本地堂護 同十五日 大般若經 其の外月次祭事多しすへ

て祭供に魚鳥を献るといふ 神寶大職冠鎌足公の鎌圖形あり其かたち片鍵の鎗の如し

修正者曰南宮神社神寶の内には刀劍の類特に多し此鎌足公より此神社へ奉れし品は古來より寶物帳にも記載ありて神鎌と唱
ふ其形は全く片鎌鎗と同一神寶刀劍類多ある内御馬の太刀と此神鎌とは格別貴重のものなるを以て常に本社の内陣中にあ
りて秘く他見を許さず然るに余嘗て此神社に奉職せしを以て幸に拜見を得たるなり決して圖形のみに非ざるなり

又天文十九年に寫せる美濃神名記等の寶物甚多し 神領 御朱印四百五石當村にて三百八十五
石武儀郡中保比根村の内にて二十石

り 神官 不破氏 此の本貫の姓氏なれば 大庭氏 東西兩家あり多藝郡大庭 宇都宮
當宮奉祀の宗徒なるへし

氏 群書類従本の長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座在陣衆着到 社僧 天慶の乱に比
に濃州宇津宮石見守同次郎宗綱とある此一族の武家なるへし

にて修法ありし時十禪師社を造營し弟子十人を社 利生院 十如院 眞禪院 圓乘院
僧とせしよ今に退轉なく十坊ありその十坊は

常林坊 元上院 知足院 威徳院 山上千手院 山上寶珠院 なり何れも神領御朱

印地配分一臘修行にて東叡山の末寺なりまた且那寺 正行院 あり 當國札所觀音の寶珠

院の本尊にて十一面行基の作なる事前の殿宇の條にしるせり第十七番なり 美濃御山の南宮
 山をいふ清少納言か枕草子にみのゝた山と見え八雲御抄にみのゝた山のとしるして古歌にみ
 の山ともみのゝた山とも象の山ともよめり古今和歌六帖に山 いちはらのたほきみ 我こふる
 みのゝ御山のひとつ松ちきりし心今もわすれす と見え伊勢か家集に京極なる家にいきてその
 わたりなる人に たもひいづやみのゝ御山のひとつ松契りしといつもわすれす 此歌新古今
 今集に入とよ
 みしより一ツ松を此山の景物とす實方朝臣家集にうちの女にたひくかへりことのなかりけれ
 ば みつぐきのあさへたゆる玉つさはみのゝ御山の神やいさむる みのゝ守のむすめなりし
 かの守のみる程とて返事なけれり たばつかなかゝらぬたびもある物をたちける神の心つらし
 も と見わしい女の父の此國の守なるを南宮の神によそへてよめり後葉和歌集にさたのふのく
 たる事侍りけるにあふきをつかりすこと三親王 東路のみのゝた山のあらしにもあふきの風を
 思ひわするな 源道濟集に祝 君か世にみのゝた山のたひそめる松の千とせの數にそ有ける
 續後撰和歌集に身をうれへて讀侍ける正三位知家 いかなりしみのゝた山の岩根松ひとりつれ
 なき年をへぬらむ 新拾遺和歌集雜中に龜山院御製 いたつらにみのゝたやまのまつこともな
 き我ながら年ふりにけり 弘長百首 稱七
 玉集 に松入道民部卿爲家 むかしとて語るはかりの友もな
 しみのゝた山の松のふる木は 新後撰和歌集に遊義門院大藏卿 戀しなぬみのゝ御山の難面も

いつまで人に松ときかれむ 續千載和歌集 五に前大納言爲氏 忘らるゝみのゝ御山の難面も松
 と聞れん名こそ惜けれ 現存和歌六帖にまつ入道三品親王 さひしくてふりぬる物はみの山の
 一木の松とわれとけり 續後拾遺和歌集雜に後西園寺入道 色かへぬみのゝたやまの松とに
 これにも過ぬ關の藤川 新續古今集戀四寶雄 たくひなき我歎さへ年ふりぬみのゝた山の松と
 せしまに 夫木和歌抄に喚子鳥民部卿爲家 たつきなきみのゝを山の喚子とり松のひとつめ
 くみえけり 建長八年百首歌合後九條内大臣 松たてるみのゝ御山の木陰とてともなき蟬もひ
 どりなくなり 續草菴集に寄木戀を わすらるゝみのゝた山の一松かゝるなけきもたくひやは
 ある 兼好法師家集にたもひをのぶ 數ならぬみのゝ御山のひとつ松ひとり覺てもかひやなか
 らむ 東家十三代集に平常緑 東下
 野守 我世へむまゐるへとも今も頼むかなみのゝをやまの松の千年を
 砂玉和歌集に後崇光院御製名所戀 契置しその年ことを忘れすみのゝを山のまつとあらな
 む 堯孝法印家集將車家御下知御施行等拜領之時細川右馬助入道家へ申侍し あふく哉みのゝ
 を山の松かひもありける御代の道のめくみを 返し其日世務繁昌恩劇無極侍るに即返事を殊更
 出狀にそへて申たび侍り 立かへるみのゝを山の松のたね猶榮ゆへき千代の行末 けふも日く
 らし人々來て述祝詞眞桑庄申沙汰之奉行三善爲數のもとより ふみわけし末あらわれいてにし

へに又立かへるみの中山と申侍し返事にいにしへにかへるもうれし名に高きみの中山道もたごらで芳野拾遺に伊奥の國左馬助が歌天覽のうち名所松陰高きみのを山の年をへてちりうせぬ松の世くの言のは太平記に後醍醐天皇御宮と申し時賀茂の社の神主基久か女によりて賜し御歌數ならぬみのを山の夕時南強面松はふるかひもなしと見たり又土御門宮内卿元和の頃みのに來りて世にふるはたなしつらさの夕しくれみのを山の松ならぬ身もとよまれたり紀行ふみには小島のくちすさみにみのたやまとかややは彼小島のあたり近く聞しかは行さきも今の程あらじとけふそちと心ちもたち侍りし名にしたふ一松も猶其まゝにてむかしの跡かひらぬよし此あたりのまもべのかたりしをよくも尋ねきかざりしそ後まてくやしかりしうかりけるみのを山のまつこともけにたくひなき世のためし哉藤川記に美濃國の歌枕の名所その所いつくともまらねと心にうかふ事をも筆の次に書あつめ侍るへし希に來てみのをやまの松のうれしき身にもあまの羽衣國人の説云此山には天人の影向有によりて人來の松とも名付侍るとかやと見は同じ記の羣書類從本にいのるそよたまれる世をまつとはみのを山の一つ心にとまらせり又東國陣道記に濃州をのほりけるに見のた山信長公御代公方御入洛の御使にたひく見なれし所なればいくかへりみの御山の松ひとつしも身のためならなくにと玄旨法印もよまれし松の四百年の昔し

枯れしにや寛正の頃兼良公植繼せられて時に逢みの御山のひとつ松植て今より千世やへぬらむとよみ給しよしいひ傳へしうへつきの松も猶かれはて今は其松の舊跡のみ残り又みの山とよみし古今和歌六帖にくにくろぬし見の山にまけりかさなる玉かしはとよのあかりにあふかたのしき現存和歌六帖にかしは源寂法師故郷となりにし母よりみの山の玉のはかしはとる人もなし夫木和歌抄に冬歌中よみ人まらすみの山に四時にたひたる玉かしはとよのあかりにあふかたのしき永仁元年を忽百首藤原爲顯みの山のつれなき中になからへて心ひとつの松をふりぬる辰日節會を小弁たまかしはあひ見そめにしみの山の豊のあかりそいさひ戀しき新撰歌枕に成茂みの山にいくともわかぬ杉の葉もまらし計りの秋風そふく堯孝の覽富士記にたるもの御とまりにてみの山や松は一木のかけにしも旅ねかさなる千代の秋かな藤川記の終にわそまらぬみの山過て降り雨の笠置に來ては又はれにけりと見たり象の山は南宮十首に權律師秀永神さふる象の山松幾年か雪の白ゆふかけて見ゆらむ伊豆守利綱白雲のふりさけ見れば神垣の象の山松木綿かけてけり小夜かくら更ゆく聲にこたへして萬代より象の中山連注のうちに曉かけてすみにけり象の尾山の峯の月影權律師秀永宮人も象の中山萬代の聲すむ夜半に袖かへす也しめのうちに詠なれても小夜衣きさのを山の有明の月又高山とよみし同十首に利綱まれに逢て神もめつらし高山の峯の柳葉

取かへすこゑ 秀永 仰き見る人こそなけれ高山の岑の柳葉折にあひつゝとよめり 太領神社 村の東の方の大森にありて今の熊野權現伊弉册尊速玉男命事解男命の三神を祭るといふ 延喜神名式に不破郡大領神社と見えて式内三社のうち也又朝野羣載の康和五年六月十日神祇官の謹奏状のうちに座美濃國太領神 伊波乃西神 伊富岐神 とあるし 美濃神名記に從一位大領大神とありてふるき官社也是當郡の郡司不破氏宮氏勝氏等か祖神なるへし 天武天皇の時の功臣不破太領荒木 田原勝好の體神なりともいへり 新撰姓氏錄に不破勝百濟國人淳武止之後也 とある氏人また 續日本紀に大寶二年十月甲辰太上天皇幸參河内云云十一月庚辰行至美濃國授不破郡大領宮勝木實外從五位下 と見え 續日本後紀に承和三年九月丙申美濃國人正親大令史勝廣吉等改本居貫附左京四條三坊 としるし 日本往生極樂記 慶保 傳燈大法師位善謝俗姓不破勝美濃國不破郡人也初學法相道業日進超請三學通達六宗桓武天皇擢爲律師榮分非好凡厥行業期於菩提梵福山裡閑送餘生行年八十一遷化往生極樂入同法夢矣 と見ぬ元亨釋書にも釋善謝姓不破氏美州不破郡人從理教法師稟法相漸通六宗桓武帝擢置僧職一晚入梵福山修安養業延曆三十三年五月終于梵福歲八十一とあるせる皆此郡の人なり

栗原村

は宮代の南の方にありて和名類聚抄に不破郡栗原と見たり

御料千四百五十

葱

當村の産根色白くねまりすくなく味美なり依て名産とす

三石七斗六升 栗原山ハ貝原か岐蘇路の記に栗原山ハ南宮山の東のはし也南宮山につゝけり少しひきし其下に栗原村あり關原陣の時長曾我部土佐守陣せし所也 とあるしたるが如し また大永五年八月近江の淺井備前守亮政越前の朝倉勢をも駆催し當國に發向し多藝不破兩郡の城くを放火し土岐の在城革手に押寄せせしかり不破河内守稻葉備中守九茂兵庫頭國枝大和守等五百余騎にて栗原山に馳せ向ひ射手二百人を前に立て亮政の勢をふせきし所也 又栗原山清水寺 多藝七坊のうちの一寺なるよし植生のすゝ風にまるともこゝ成るへし 中臣栗原連子公 の一族ハこゝ及び柴原村の地に住居し成へし 續日本紀に天應元年七月癸酉右京人正六位上柴原勝子公言子公等先祖伊賀都臣是中臣遠祖天御中主命二十世之孫意美佐夜麻之子也伊賀都臣神功皇后御世使於百濟便娶彼土女生一男一名日本大臣大臣遙尋本系一歸於聖朝一時賜美濃國不破郡柴原地以居焉厥後因居命氏遂負柴原勝姓一伏乞蒙賜中臣栗原連於是子公等男女十八人依請改賜 と見たり 三代實錄に貞觀六年八月十五日己巳美濃國從五位下登栗原神授從五位上とあるしたるも其氏人等か神祖にて此わたりに在しなるへし

室原村

栗原の東にあり 御料千四十九石五升 安福寺ハ光雲山と號し淨土真宗東派なり此寺も河内國安宿郡玉手山に在りて行基菩薩開基の靈場たりしが建長年中廢額に及び

しを領主多田左衛門尉光雲六孫王經基の四男源滿季の二男安福滿則の十一代也中興の志願ありて親鸞上人の徒弟真岡の慶西坊を請して再興し自ら慶西の弟子となり光雲坊信西と號し住職たりしが第六世の僧法西か時文明八年遠如上人に申て此室原へ遷し源頼光大江山入の時着用ありし甲冑をこゝに傳來すといふ河内の舊趾は久しく廢地となりを寛文中中僧到徳尾張瑞龍院君の御助力を得て再興し淨土の靈塔とす 青山因幡守宗俊大坂御城代の時其家士石井字右衛門政春故ありて江州大津の醫師赤堀遊閑か養子源五右衛門と云者に親しみ天滿の傍の寺に住せ置しが鎗術の論により延寶元年十一月廿八日の夜源五右衛門忍ひ入宇右衛門を闇討にして立去りぬ字右衛門か嫡子三之丞二男彦七親の仇を報せむと心さし三之丞暇を中乞ひて大坂を出源五右衛門か行方を尋ねけれども更に知れざりしかの同年の冬源五右衛門か養父遊閑を切殺して其由を札に書き記し大津及び京の五條橋等に建置きさて美濃の室原村犬飼瀬兵衛か妻の三之丞か娘なれりそこに便り居けり弟彦七並從者孫助の他國に尋ね行き天和元年正月廿八日の夜三之丞一人犬飼か家にて湯あみしける處を源五右衛門忍ひ來り隠れ居て一刀に三之丞を切伏たり三之丞伏ながら脇差にて源五右衛門か股をつく瀬兵衛十文字の鎗にて迎ひ又瀬兵衛か甥茂七と云者も來合て立合飛かゝりしかとも得仕あふせずして源五右衛門を取逃しぬ三之丞の死し瀬兵衛茂七の深手負ぬ其後彦七孫助の他國にて病死せり彦七か弟源藏半藏幼少なりしか成長し千辛万苦し諸國を巡り終に元祿十四年五月八日伊勢の龜山の城下曲輪内にて父兄の敵赤堀を討とりよし常

山紀談に之るせり

表佐村

栗原の東北にありて和名類聚抄に不破郡表佐と見たり 表佐一名千句之里といふ宗祇の千句より名つくるか文明八年宗祇法師此地に來り千句の連歌をせしと云其卷首の句

花を雲かけても吹な天津風 意順 月ほのかなる春のゆふ山 宗祇 第二 花に入山口あるき一

木哉宗祇 朝ゆく道に驚そなく 紹これを表佐千句と云意順の宗祇の師なるよしいひ傳へたり

御料三千四百一石八斗三升四合 業平川 在原業平朝臣美濃權守たりし時こゝに居住ありし故川の名とすといひ傳へたり猶府中村國司館の條に之るせり 業平川より東が本

郷にて西のむかしの藍そめ川の流れなり 寶光寺の淨土真宗京都東本願寺直末の一家なり

垂井村

東山道關ヶ原の次の宿驛にて赤坂へ一里半あり 又此宿より別れて名古屋をへ熱田

宿にて東海道へ出るを美濃路といふこゝより大垣まで二里半なり 吾妻鏡の嘉禎四年將軍家御

上洛歸路の條に十月十五日丙辰垂井御宿と見寛元四年七月入道大納言家御歸洛旅宿の條にも 廿四日庚辰垂井とあるして古き宿驛なり 御料 南宮領金蓮寺領とも七百五十六石九

斗二升 垂井水 タケノミツ 玉泉寺の前にあり 詞花和歌集に藤原頼任朝臣美濃守にて下り侍ける

ともにまかりて其後年月をへて彼國の守に成て下り侍るとてたるゐといふ泉を見てよめる 藤原隆經朝臣 昔見したる井の水はかはらねとうつれる影を年をへにける 夫木和歌抄に名所

歌中に寄垂井懸美濃たる井 參議爲相卿 わか袖のしづくにいかくらへ見むまれにたる井の水の
 すぐなき同し抄にたるひの水たるみの水の歌をのせしは別なりとよめり八雲御抄にもたる井美乃とありて其名たかし紀行には
 雅世卿の富士紀行にたる井と申所につき侍て 里人もくみてしらすやけふ爰にたる水の深
 き恵を 堯孝の覽富士記にたる井の宿ちかくなりて むかし見しかけをしるへにまたやわれた
 もふたるのの水を結はむ 藤川記に垂井の宿につく云云むかしのとくならば此所に遊女など有
 へきにや杜牧か珠簾十里揚州路といへる事をたもひなすらへて あさはかに心なかけを玉すた
 れたる井の水に袖もそめなん 尊海僧正あつまの道の記に垂井の宿にとまりて其夜嵐はけしく
 て朝氷はしめてむすふを見て 小夜風のつもる木の葉の下くゆる水のたるのうす氷かな 蒲
 生氏卿紀行に猶ゆきくつてみの、國たるのといふ所にかりねして かりねする宿の斬端のあれ
 はて、露もたる井の明かたの空 老の木曾越に垂井の里にてふるき歌のたもかけを 名のみこ
 たるのの水はあせまさりうつらぬ影にむかし覺てて と見たり 聖武天皇頓宮址の宿の
 南の方に今御所野と稱する地なり 續日本紀に天平十二年十月壬午行幸伊勢國云云十一月巳
 酉到美濃國當伎郡云云十二月癸巳朔到不破郡不破頓宮 甲寅幸宮處寺及曳常
 泉 云云戊午從不破發至坂田郡橫川頓宮 と見ぬ萬葉和歌集に天平十二年庚辰云云不
 破行宮大伴宿禰家持作歌一首 關無者還爾谷藻打行而妹之手枕卷手宿益乎 とよめり その宮

處寺とあるの宮代の宮寺なるべく曳常泉の美濃神名記に不破郡從五位上引常明神をのせられ
 の此あたり遠からぬ所なるべしあるひは久徳村のひきとこによみ近けれの其舊地かといへど
 定かならず 後光嚴院天皇頓宮 の町の中南宮の鳥居の南のあたりその舊地なり 歷代
 皇記に文和二年六月六日壬寅臨幸山門同十三日赴美濃國着御垂井宿小島行宮同九月三日
 還御土御門皇居 と見ぬ 皇胤紹運錄に後光嚴院文和二年六月六日臨幸山門依南方軍士
 攻上也同十三日赴美乃國同年九月廿一日還御帝都 とまゐるし 續神皇正統記にも文和二
 年に南方の軍勢猛將如雲謀臣如雨とやいふへき八幡山より乱れ入る六月二日延曆寺に臨幸あ
 りこれより濃州に御下向あり然といへとも程なく又敵軍没落す大樹同相公羽林遠幸の事沙汰あ
 りて九月廿一日には御京着云云と見たり 太平記の主上義詮没落の事とある條には主上又瑤
 輿に召れたれとも昇進らすへき駕輿丁も皆逃失て一人もなけれの細川相模守清氏馬より飛て下
 り徒立になり鎧の上に主上を負進せて塩津の山を越られける云云是より東の路次の煩も無り
 しかの美濃の垂井の宿の長者か家を皇居にして義詮朝臣以下の官軍皆四邊の在家に宿を取て
 皇居を警固し奉りけり とありて義詮も山門より供奉したりしよしなれどさにはあらず父高氏
 九月三日鎌倉より此たる井に着かれし時先陣して參られしを實とすへしくはしく池田郡白檉村
 の條にまゐるせり 小島のすさひに八月のすさ鎌倉の大納言氏等すてに尾張に着ぬと奏しかは同

廿五日をしまの頼宮よりたるゐに行幸あり云云たるゐの頼宮の當國の守護頼康土岐大夫うけたま
 りてつくりまうく云云と見たり 藍川 村の東にあり和名類聚抄に 不破郡藍川
 と見てもと郷名なりしが里は廢して今其名のみ此川に残れるなり水源は關ヶ原ミナトの北の方よ
 り出下流多羅川に落合ふ當郡より出る關の藤川黒血川藍川ともに南にて同流となり東へ流れ株
 瀬川に入り末は伊勢の海に入るみな古歌ありて堯孝の覽富士記に十二日夜をこめて藍川と申所
 過侍しに 未遠き世にあひ川の岩波の千とせを越る音のさやけさ とよめり 此川のほとりに
 もやまといふ小山ありて里人神代紀又古事紀にのせし喪山こゝにて藍川も藍見河也といへりさ
 れとも喪山こゝにはあらで武儀郡大矢田村にあり 牛頭天王社 大永天文の頃の當所
 の住人長屋將監景重のまつりし祠也ともいひ或の美濃神名記の不破郡正六位上垂井明神の是な
 りともいへり 長屋氏城跡 南宮の鳥居の西のあたり少し高き地にて今里人長屋やしき
 と呼ぶ所なり 鎌倉權五郎景政 の曾孫長江八郎師景の弟長江四郎明義の子 長江四
 郎胤明 承久の乱に軍功あるにより相模國長屋の地を領して住す その子長屋彌七郎
 行景長屋氏の祖也 その子長屋小四郎景頼一族長江秀景と共に相模より美濃に來り秀景
 の今須に住し景頼こゝに居す その子七郎宗秀當國の守護土岐の旗下に屬す その子二郎
 兵衛宗房 その子伯耆守景家 その子掃部助景國のち隼人佐と號す その子淡路守景森 義教

將軍に仕ふ その子小四郎景元當城に在りて土岐政房に屬す その子太郎右衛門景教永正十六
 年戰死 その二男將監景重 垂井の城にありしよし長江系圖に見たり 金蓮寺 宿
 うち一町計り南の竹林の内にあり神護山と號し時宗相模國藤澤清淨光寺の末寺一遍上人十六世
 遊行他阿上人應永年中の開基なり 寺領御朱印三十五石 足利太兵衛督持氏 の幼息二
 人の位牌此寺にあり 春王 法號喜阿彌陀 佛行年十三 安王 法號獨阿彌陀 佛行年十一 春王安王塚 同
 寺の側御所野にあり 結城戰場物語 にとりわけあはれなりつるは尊氏の三代鎌倉の持氏の
 御若君春王殿安王殿御兄弟の御行衛とそきいなし云云めのとの女房云云下野國日光山へ落
 し云云深くしのはせしを結城七郎氏朝云云ひそかに迎ひを奉り結城の城へ移申深く忍はせ申せ
 しに都へ此よし聞へつ云云いそぎ討手を下せとて京勢既に下りけり云云都合其勢十万余騎結
 城か城へ押寄せて時をどつとそ作りける云云ついに結城かけまけて云云敵あまた討とり一騎も
 残らす討れにけり云云春王兄弟と生捕云云籠こしを拵へ御兄弟をのせ申云云五月五日永享
 年な結城を立てのほるほどに云云青野か原に着給ふかへりける所に京より飛脚二人到來して
 春王殿御兄弟を道にて誅し申首取京着あるへき由芳意の旨警固の武士にさゝやきける春王殿御
 覽して云云一首の歌に 夏山や青野か原に咲花の身の行衛こそきかまほしけれ 安王殿とりあへ
 す 身のゆるる定めなけれ旅の空命もけふに限ると思へば と詠し給へり春王殿さていはや

安王も心得たりと思召す云云袖に涙のたるるの宿御とまりとぞ聞へける云云道場へ入れ奉る云云上人御對面あつて云云先十念の御さつけ候へとて手を合せてたはしますいまた十二十一の若君達にてましましていかてか哀れになかるへき云云太刀取云云刀をぬき御兄弟の御首を水もたまらず打落し云云御首を桶に入云云都入と承る云云因幡守^長御兄弟の御首取出し實檢す天下御覽して云云首を美濃へかへしてきやうやうせよとの御誕なり云云御首を給つてみの國へ立歸り垂井の宿の道場へ入奉り首もむくろも煙となし骨をばひろい高野へ送り墓とへたるるにつかまつる云云と見わたる墓なり鎌倉大草紙には結城落城の時兄弟三人生捕にして上りけるを舍兄二人の十三たとなしく御座ありけれ美濃國垂井の道場金輪寺にて生害す永壽王殿六才にていまた東西不覺の躰なれば一命を助け美濃の守護土岐左京大夫にあつけらる此人いかなる果報にや兄弟三人同心により二人の被殺候へとも不思議に命たすかり給ふ事たゝ事にあらす偏に神明の御加護也云云寶徳元年正月御沙汰ありて土岐左京大夫持益に預られし永壽王殿とゆるして亡父持氏の跡と給はり公方御對面あり御太刀御馬と被下同二月十九日關東へ下らるゝ此若君の和歌の師にてありし正徹書記餞別の歌を送る九年きみこへののうちのたに見すともなれし月な忘れそ云云永壽王殿御元服ありて左馬頭成氏と申ス云云と見えたり玉泉寺の臥龍山と號し臨濟宗

なり 門前垂井の水清泉なる故寺號とせし成るへし 專正寺 淨土真宗京都西本願寺直
末なり

新撰美濃志三の卷

尾張文園岡田 啓編輯

美濃簡齋神谷道一修正

不破郡中

府中村

ハ垂井の北にあり 和名類聚抄に美濃國國府在不破郡とあるし源平盛衰記の治承四年維盛以下の軍勢東國下向の條に九月卅日みのハこうにつく十月一日同じき國すのまたにつく

と見わしハこハにて國司官廳の地を國府とも府中ともいへるは異國唐朝の制と同じ例なり

御料 尾張御領 御旗本領ともに 千百八十六石七斗六升四合 名古屋より

十三里あり 國司館跡 ハ村內東南の方にありて今里民の御館と呼ぶ地なり 國司とは守

介掾目等のこの館に居て國中の政務を執行ひし官人をいふ 國司を置れしより以前は諸國と

もに國造ありて其國の雜事を奉りしよし古書に見えまた國司廢れてよりのちは武家の守護ありて國中の事を進止せしよしなれとも國造も守護も其人ハの便りよき所に居住してそこ

と定まりたる地なし只國司のみ數百年國府に在廳せし故其次第をこハにのす當國は上國にて

職員令に 守一人 介一人 掾一人 目一人 史生三人 と見え 守 掌
 神社、戸口、簿帳、字 養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢舉孝義、田宅良賤、訴訟租調、倉
 廩係役、兵士器仗鼓吹、郵驛傳馬、烽候城牧、過所公私馬牛、關遺雜物、及寺僧尼名籍事、云
 云 介掌同守云云 掾掌糺判國內、審署文案、勾稽失、察非違、云云 目掌受事
 上抄、勘署文案、檢出稽失、讀引申公文云云 と見えり 官位相當の事ハ職原抄に上國
 守有權 相當從五位下 介有權 相當從六位上 掾有權 相當從七位上 目相當從八位下
 と見えたり その守に任せし人くハ 石川朝臣小老續日本紀に文武天皇二年七月癸未以
 直廣肆石川朝臣小老爲美濃守 大寶二年十月甲辰太上天皇幸參河國云云十一月庚辰行至
 美濃國云云國守從五位上石河朝臣小老封二十月 見えたり 笠朝臣麻呂同紀に慶雲
 三年七月辛酉以從五位下笠朝臣麻呂爲美濃守 と見えりまた和銅元年三月丙午の紀にも以
 從五位上笠朝臣麻呂爲美濃守 と見えり同二年九月己卯賜美濃守從五位上笠朝臣麻呂當國
 田一十町穀二百斛衣一襲美其政績也 同七年閏二月戊午朔賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封
 七十戸田六町云云以通吉蘇路也 靈龜二年六月甲子以美濃守從四位下笠朝臣麻呂爲兼
 尾張守 養老元年十一月癸巳授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上 同三年七月庚子美濃
 國守從四位上笠朝臣麻呂管尾張參河信濃三國云云 同四年十月戊子以從四位上笠朝臣麻呂

爲右大辨このとき美濃守ハはなれなり 同五年五月己酉太上天皇不豫大赦天下 戊午右大辨從四位上笠朝臣
 麻呂請奉爲太上天皇出家入道勅許之 同七年二月丁酉勅僧滿誓俗名從四位上笠朝臣麻呂 於筑紫令
 造觀世音寺 と見えり 萬葉和歌集に造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌 鳥總立足柄山
 爾船木伐樹爾伐歸都安多良船材乎 世間乎何物爾將譬且開榜去師船之跡無如縣歌 白縫筑紫乃
 綿者身著而未者伎補杼暖所見とあるは此朝臣の歌なり 賀茂朝臣助 續日本紀に天平十二
 年十月壬午行幸伊勢國云云十一月己酉到美濃國當伎郡云云十二月癸巳朔到不破郡不破頓
 宮云云丁巳賜美濃國郡司及百姓有勞動者位一級守正五位上賀茂朝臣助授從四位下と見
 えたり 大伴宿禰兄麻呂同紀に天平七年二月壬子以正五位下大伴宿禰兄麻呂爲美濃守
 同十八年四月癸卯授正五位下大伴宿禰兄麻呂從四位下 同二十年二月己未授從四位下大伴
 宿禰兄麻呂正四位下 天平勝寶元年七月甲午以正四位下大伴宿禰兄麻呂爲參議 同年八
 月辛未以參議正四位下大伴宿禰兄麻呂爲兼紫微大弼 同年十一月乙卯於南園新宮大嘗
 以因幡爲由機國美濃爲須岐國己未由機須岐國司從五位上小田王授正五位下正四位下大
 伴宿禰兄麻呂授正四位上云云軍殺以上叙位一級國司及軍殺百姓賜饗並祿 と見えたり此
 時從四位下背奈王福信に從四位上を授るよしあるは美濃權守か美濃介のうらなるべし
 藤原朝臣千尋同紀に天平勝寶二年五月辛己以從五位上藤原朝臣千尋爲美濃守 と見え

し千尋は贈太政大臣房前の子なるよし藤原公定の分脈系圖に見たり 大伴宿禰犬養續
 日本紀に天平勝寶五年四月癸巳以從五位上大伴宿禰犬養一為美濃守一と見えたり續紀流布の
 本に從五位下とあるはあやまりなり 上道朝臣正道同紀に神護景雲元年九月庚午備前國造
 從四位下上道朝臣正道卒正道者本中衛勝寶九歲以告橘奈良麻呂密一授從四位下賜姓朝臣一
 云云歷美濃播磨備前等國守云云と見えたり其美濃守に任せられし年月をれす 藤原惠美
 朝臣久須麻呂同紀に天平寶字三年五月壬午以從五位下藤原惠美朝臣久須麻呂一為美濃守一
 六月庚戌授從五位下藤原惠美朝臣久須麻呂從四位下一同五年正月壬寅以從四位下藤原惠
 美朝臣久須麻呂一為大和守一と見えたり 藤原朝臣田麻呂同紀に天平寶字七年正月壬子
 以從五位上藤原朝臣田麻呂一為美濃守一 同年七月乙卯以從五位上藤原朝臣田麻呂一為陸奥
 出羽按察使一と見えたり 式部卿宇合の第五子にて延曆二年三月丙申右大臣正二位にて薨す
 年六十二 藤原惠美朝臣執棹同紀に天平寶字八年正月己未以從五位下藤原惠美朝臣執棹一為
 美濃守一と見え同年九月壬子惠美朝臣押勝を討斬せられし時其妻子從黨三十四人斬られし内
 の一人にて誅せらる 藤原朝臣楓麻呂同紀に天平寶字八年十月己巳以從四位下藤原朝臣
 楓麻呂一為美濃守一 天下神護元年七月庚戌以從四位下藤原朝臣楓麻呂一為右兵衛督一と見
 わたり分脈系圖に楓麻呂の僧太政大臣房前子とあるす 小野朝臣竹良續日本紀に天平神護

元年十一月癸酉先是廢帝既遷淡路天皇重臨萬機於是更行大骨之事以美濃國一為由機
 越前國為瀨伎一 庚辰詔曰由紀須伎二國守等七命久汝多知貞仁明伎心乎以天朝廷能護等之關仁奉供
 禮方國方多久在止美濃止越前止御占仁合天大骨乃政事乎取以奉供止念行天奈位冠賜止宣授美濃守正
 五位下小野朝臣竹良從四位下 神護景雲二年七月壬申朔以從四位下小野朝臣竹良一為左京大
 夫一と見えたり 石上朝臣息嗣同紀に神護景雲三年六月乙巳以正五位上石上朝臣息嗣一為
 美濃守一 寶龜二年閏三月戊子以正五位上石上朝臣息嗣一為丹波守一と見えたり 藤原朝
 臣小黑麻呂同紀に寶龜二年閏三月戊子以中衛少將正五位下藤原朝臣小黑麻呂一為兼美濃
 守一 同年五月己亥以正五位下藤原朝臣小黑麻呂一為上野守一と見えたり 田中朝臣多
 大麻呂同紀に寶龜二年五月己亥以從四位下田中朝臣多大麻呂一為美濃守一と見えたり同二年四
 月庚午の記にも以正四位下田中朝臣多大麻呂一為美濃守一とあるせり 同八年十月辛卯以正
 四位下田中朝臣多大麻呂一為右大辨一と見えたり 紀朝臣廣庭補任の年月をれす同紀に寶
 龜八年六月壬辰參議從四位下美濃守紀朝臣廣庭卒と見えたり 紀朝臣家守同紀に寶龜八
 年十月辛卯以從五位上紀朝臣家守一為美濃守一 天應元年五月乙巳以從五位上紀朝臣家守一為
 左中辨一と見え群書類從の紀氏系圖に大納言麻呂の末男從五位上猿取の子家守 從四位上三
 乃守參議左大辨とあるせり 大伴宿禰潔足續日本紀に天應元年五月癸未以正五位上大伴

宿禰潔足_一爲_二美濃守_一 延曆二年正月癸巳授_三正五位上大伴宿禰潔足_二從四位下_一 同四年八月丙子
以_三從四位下大伴宿禰潔足_二爲_一近衛中將_一 擬日本後紀に延曆十一年十月甲申參議從
四位上大伴宿禰潔足卒 見えたり 紀朝臣木津魚_一 紀朝臣木津魚_一 日本紀に延曆四年正月辛亥以_三從五
位上紀朝臣木津魚_二爲_一美濃守_一 同八年八月辛巳以_三從五位上紀朝臣木津魚_二爲_一右兵衛督_一 見え
たり 藤原朝臣今川_一 同紀に延曆十年正月癸未以_三從五位下藤原朝臣今川_二爲_一美濃守_一 見え
たり 日本後紀に延曆十六年正月甲子授_三從五位下藤原朝臣今川_二爲_一美濃守_一 見えたり
又同紀に大同三年五月己酉從四位下藤原朝臣今川爲_三美濃守_一 同年六月丙子從四位下藤原朝
臣今川爲_三越前守_一 とあるは二たび美濃守に任せられしなり 和氣朝臣家麻呂_一 擬日本後紀
に延曆十一年二月丁亥以_三從五位上内廐助和氣朝臣家麻呂_二爲_一兼_二美濃守_一 同十二年二月丙寅
以_三正五位上美濃介和氣朝臣家麻呂_二爲_一兼_二治部太輔_一 見えたりこゝに美濃介とあるは守のあ
やまりなり 百濟王教俊_一 日本後紀に大同元年正月癸巳左衛士佐從五位下百濟王教俊爲_三兼_二美濃守_一
美濃守_一 同三年六月庚申鎮守將軍從五位下百濟王教俊爲_三兼_二陸奥介_一 見えたり 藤原朝
臣道雄_一 補任の年月まれず擬日本後紀に大同二年十一月己亥以_三從五位上右中弁兼美濃守藤原
朝臣道雄_二爲_一兼_二大學頭_一 見えたり 藤原朝臣綱繼_一 公卿補任に從五位上藤原朝臣綱繼大
同二年九月己巳美乃守 同年六月廿六日右衛門督 同四年十一月庚子侍從と見え擬日本後紀に

えるせるもこれに同じ 藤原朝臣藤原麻呂_一 補任の年月まれず日本後紀に大同三年五月壬寅從
四位下藤原朝臣藤原麻呂爲_三右大舍人頭_一美濃守如_レ故_一 とあるし 同年六月丙子の紀にも右大舍
人頭藤原朝臣藤原麻呂爲_三兼_二美濃守_一 見えたり 佐伯宿禰社屋_一 同紀に大同三年五月壬寅
從五位下佐伯宿禰社屋爲_三美濃守_一 同月己酉從五位下佐伯宿禰社屋爲_三但馬守_一 見えたり
紀朝臣廣濱_一 同紀に大同三年八月辛未以_三從四位下紀朝臣廣濱_二爲_一美濃守_一 右京大夫如_レ故_一 同
年十一月甲辰從四位下紀朝臣廣濱爲_三右京大夫_一美濃守如_レ故_一 とあるし公卿補任にも同様にま
るし大納言古佐美子にて大同四年九月十九日任_三畿内觀察使_一 見えたり 藤原朝臣緒嗣_一
日本後紀に弘仁元年九月癸巳參議正四位下藤原朝臣緒嗣爲_三兼_二美濃守_一 同月甲子參議正四位
下藤原朝臣緒嗣爲_三兼_二右衛士_一督_三美濃守_一如_レ故_一 とあるし擬日本後紀公卿補任も又これに同
し擬日本後紀にまた弘仁三年庚午以_三參議正四位下右衛門督藤原朝臣緒嗣_二爲_一兼_二美濃守_一 同
七年正月丙子以_三參議從三位宮内卿藤原朝臣緒嗣_二爲_一兼_二河内守_一 とも見たり 文華秀麗集
の巨識人の詩に餞_三美州藤大守_一 とあるも此朝臣の事なるへし 紀朝臣善室_一 羣書類從本の
紀氏系圖に參議廣濱の子善室從四位下三乃守弘仁四年正月五日卒と三代實錄の貞觀八年九月廿
二日甲子大納言伴宿禰善男がよからぬふるまひの黨に與して土佐國へ配流せられし紀朝臣夏井
が事をえたる條に夏井者左京人美濃守從四位下善岑之第三子也 と見たり 小野朝

とあるし 三代實錄に貞觀元年四月三日戊子安藝國采女凡直貞刀自賜_ニ姓名笠朝臣宮子_ニ云云
 美濃守從五位上笠朝臣數道等證_レ之仍復_ニ本貫姓名_ニと見えたり 源朝臣多公卿補任に參議從
 四位上兼左兵衛督源朝臣多天安二年正月十六日兼_ニ美の守_ニ 同年六月一日兼_ニ伊世守_ニ 同年十
 一月十四日叙_ニ正四位下_ニ 左兵衛督如_レ元 と見えのち位官進み正二位右大臣左大將かねて仁和
 四年十月十六日年五十七にて薨給しよしに_ニあるせり 源朝臣生三代實錄に天安二年十一月
 七日甲子授_ニ從四位上守治部卿兼行美濃守源朝臣生_ニ正四位下_ニ とあるして補任ありし年月まれ
 す 坂上大宿禰貞守同書に貞觀元年正月十三日庚午以_ニ從五位上行丹波權守坂上大宿禰貞
 守_ニ爲_ニ美濃權守_ニ 同二年十一月廿七日癸卯從五位上行美濃權守坂上大宿禰貞守爲_レ守 同十八
 年九月九日癸未前丹波守從五位上坂上大宿禰貞守卒云云年七十二 とあるし此朝臣よく馬鷹を
 相する事を得たりしよしに見えたり 滋野朝臣善根同書に貞觀四年正月十三日壬午民部少
 輔從五位下滋野朝臣善根爲美濃守 同年十二月廿日甲寅從五位下滋野朝臣善根爲美濃守云云以
 母憂去_レ職今詔以_ニ本官_ニ赴_レ之 と見えたり 滋野朝臣安成同書に貞觀七年三月廿八日己酉
 從五位上守刑部太輔滋野朝臣安成爲_ニ美濃權守_ニ と見えたり 源朝臣穎同書に貞觀八年正
 月十三日庚寅從五位上行民部少輔源朝臣穎爲_ニ美濃守_ニ 同九年正月十二日癸己從五位下行美濃
 守源朝臣穎爲_ニ信濃守_ニ と見えたり 藤原朝臣山陰同書に貞觀九年二月廿九日己亥從五位

上守右近衛少將藤原朝臣山陰爲_ニ美濃守_ニ 少將如_レ故 とあるし 公卿補任には山陰を山陰とし
 貞觀十五年正月七日正五位下に叙し 同十六年正月十五日備前守を兼られのち官位進み從三位
 中納言にて仁和四年二月四日薨_レ去ありしよしとあるし 分脈系圖に越前守高房子山陰母藤原
 眞夏女と見えたり 大江朝臣音人公卿補任に參議正四位下兼左大辨大江朝臣音人貞觀十
 年九月兼_ニ美乃守_ニ 同十二年正月廿五日兼_ニ勘解由長官_ニ左辨大如_レ元 と見えたり 藤原朝
 臣冬緒同補任に右大辨從五位上兼勘解由長官藤原朝臣冬緒貞觀十年九月廿五日兼_ニ美濃權守_ニ
 とあるし 三代實錄に貞觀十一年十二月八日辛卯以_ニ右大辨從四位上兼行勘解由長官美濃權
 守藤原朝臣冬緒_ニ拜_ニ參議_ニ爲_ニ太宰大貳_ニ と見えたり 源朝臣能有古今和歌集目錄に源能
 有文德天皇第一源氏母伴氏貞觀四年正月七日從四位上八年正月十三日加賀權守十一年二月十六
 日兼_ニ大藏卿_ニ十二年正月廿五日兼_ニ美濃權守_ニ十四年八月廿五日任_ニ參議_ニ とあるし 公卿補任
 に貞觀十五年正月十三日美乃守 とありて又元慶三年正月十一日兼_ニ美乃權守_ニ と見えたり 三
 代實錄の貞觀十二年正月廿五日の條に源朝臣有 とあるして能の字を脱したり 文室朝
 臣卷雄三代實錄に貞觀十四年二月廿九日己巳從五位上守左近衛少將文室朝臣卷雄爲_ニ美濃守_ニ
 少將如_レ故 仁和三年八月七日戊申散位從四位上文室朝臣卷雄卒卷雄者右京人中納言從三位綿
 麻呂之第九子也云云卷雄身軀輕捷甚有意氣 昔歲騰躍脚踏_ニ駕車_ニ牛頓_ニ超越_ニ立_ニ於車後_ニ及_ニ爲_ニ

少將白晝有狐走東宮屋上卷雄奔登坂劔斬之凡其驍勇過人皆此之類也云云卒時七十八
 と見たり 藤原朝臣良近同書に貞觀十七年九月九日戊子神祇伯從四位下兼行美濃守藤原
 朝臣良近卒良近者太宰員外帥正三位吉野之第四子也云云貞觀十六年自土佐權守遷美濃權守
 右中辨如故云云良近爲人強力嘗醉乘車而行戲謂同車者曰吾欲令此牛不行乃以手據
 車床閉氣堅坐不動牛張四足立而不前其努力過人如此卒時年七十有五と見えたり
 源朝臣覺同書に貞觀十八年十一月廿八日辛巳天皇有意讓位故出居外宮遣使守内外要
 害之處以戒不虞從四位上行右京大夫美濃守源朝臣覺云云監畿左右馬寮元慶元年四月十
 九日卜定悠紀美濃國席田郡主基備中國都宇郡並下食廿六日丁酉是日預定大嘗會檢按辨
 悠紀主基行事云云從四位上行右京大夫兼美濃守源朝臣覺式部太輔正五位上兼美濃權守橘朝臣
 廣相云云左衛門權佐從五位上美濃權介藤原朝臣維範云云從五位下美濃介藤原朝臣時長並六位四
 人行悠紀事十一月十九日丙辰悠紀國獻物並奏風俗歌舞同三年十月廿日丙子宮内卿正
 四位下源朝臣覺卒覺者仁明天皇之皇子也母山口氏云云と見えたり 橘朝臣廣相公卿補
 任に從五位上左少辨橘朝臣廣相貞觀十八年十二月廿六日兼美乃權守と見え此條三代實錄に
 右少辨とし美濃守としてともに誤れり 三代實錄に元慶元年正月三日乙亥授從五位上左少辨
 兼行美濃權守橘朝臣廣相正五位上 同二年八月廿五日戊子皇弟貞保親王於飛香舍始讀榮求

在原朝臣業平三代

從四位下行式部太輔兼美濃守橘朝臣廣相侍讀小會置宴と見えたり
 實錄に元慶四年五月廿八日辛巳從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒業平者故四
 品阿保親王第五之子云云體貌閑麗放縱不拘畧無才學善作和哥云云元慶元年遷爲右近衛權
 中將明年云云遷兼美濃權守卒年五十六と見えたり 忠貞王公卿補任に參議正四位下忠
 貞王 元慶五年二月十五日兼刑部卿美濃權守同六年二月三日兼近江守刑部卿如元と見え
 るし 三代實錄に元慶六年正月七日庚戌參議刑部卿正四位下兼行美濃權守忠貞王云云等語闕
 上表奉賀天皇加元服云云 同八年八月廿七日乙卯參議刑部卿正四位下兼行近江守忠貞王卒
 忠貞王者二品賀陽親王之子也云云年六十五と見えたり 源朝臣直公卿補任に左大臣常
 公三男正四位下右近衛中將源朝臣直元慶六年二月十五日兼美乃守受領 仁和二年六月十三日
 任參議年五十七兼官如元 同三年二月二日兼播磨權守と見えし 三代實錄に元慶六年六
 月廿六日丁酉任相撲左右司云云正四位下行右近衛中將兼美濃守源朝臣直云云爲右司と見え
 たり 源朝臣貞恒三代實錄に仁和元年正月十六日壬申散位從四位上源朝臣貞恒爲美濃
 守とありて公卿補任これに同じく又寛平二年正月廿八日右近衛中將 同三年正月卅日兼備
 前權守と見えし また三代實錄に仁和二年六月廿五日癸酉任相撲司云云從四位上行美濃
 守源朝臣貞恒云云爲左司と見えし 小野宮年中行事にも寛平元年三月乙卯御記云依有踏

歌後宴之事出御射場云云前美乃守貞恒朝臣云云陪斯宴遊云云見之たり藤原朝臣
 諸藤三代實録に仁和三年正月二日丙午散位從四位下藤原朝臣諸藤爲美濃權守同五年五月十
 三日丙戌從四位下行美濃守藤原朝臣諸藤爲備前權守見之同六年六月廿五日の條また公卿
 補任に藤原朝臣諸藤とあるは同じ人なり源朝臣冷公卿補任に參議從三位兼右衛門督源朝
 臣冷仁和五年正月十六日兼美乃權守同二年二月廿日兼美乃守右衛門督如元寛平二年二月
 廿五日寛年五十六と見之たり源朝臣昇同補任に正五位下右中辨源朝臣昇寛平四年正月
 廿三日兼美乃權守同五年二月十一日從四位下同月十六日兼木工頭同月廿二日藏人頭
 木工頭美乃權守如元同六年八月八日兼遣唐裝束使と見之たり在原朝臣友于同補任に從四位上
 左近衛中將在原朝臣友于寛平十年正月九日兼美乃權守昌泰二年正月十一日兼備前守と
 見之たり源朝臣湛同補任に參議從四位上源朝臣湛昌泰二年正月十一日兼美乃權守同
 四年正月七日正四位下延喜四年正月廿五日兼伊與守と見之たり源朝臣是茂同補任に
 從四位上源朝臣是茂延喜十年正月十三日美濃守同十一年正月廿七日侍從同十五年二月廿五日
 兼信乃權守光孝天皇第十皇子母藤原門宗女と見之たり源朝臣悅同補任に從四位下
 源朝臣悅延喜十三年正月廿八日美濃守同十九年正月七日從四位上同廿八日任參議兼修理大
 夫と見之たり源朝臣正明同補任に從四位下源朝臣正明延喜十四年正月十二日美乃守

同十五年二月廿二日丹波權守參議正四位下天德二年三月九日卒年六十六品式部卿是忠
 親王男と見之たり源朝臣等同補任に從五位上源朝臣等延喜十七年正月廿九日美乃權守
 受領同廿二年十月廿五日大藏太輔中納言兼民部卿從三位希卿二男と見之たり橘朝臣
 良殖同補任に從五位上橘朝臣良殖昌泰二年三月七日美濃守同四年四月二日播磨介延喜十九
 年正月廿八日參議同二十年正月廿日兼美乃權守同年二月廿八日卒參議常主孫從五位上安吉
 雄男と見之たり此末の介の條にも出す平朝臣中興古今和歌集目錄に平中興正五位下
 行内膳正忠望王二男延喜十五年正月七日叙從五位上同廿二年正月卅日任美濃權守門權佐
 と見之たり藤原朝臣玄上公卿補任に參議從三位刑部卿藤原朝臣玄上承平二年正月廿
 一日兼美濃守同三年正月廿一日寛年七十八と見之たり藤原朝臣伊衡同補任に正四
 位下左中將兼内藏頭藤原朝臣伊衡承平四年正月廿九日兼美濃守同一年十二月廿一日任參
 議同五年二月廿三日兼美濃權守同八年二月十七日卒年六十二左近衛中將從四位上敏
 行三男と見之たり平朝臣隨時同補任に從五位上平朝臣隨時承平四年閏正月廿九日美
 乃權守天慶九年正月防鴨河使同十三年十月四日左衛門權佐一品式部卿本康親王孫右馬
 頭從四位下雅望王三男と見之たり藤原朝臣師氏同補任に從四位下左近衛少將藤原朝臣
 師氏天慶三年三月廿五日兼美乃守同四年三月十五日藏人頭と見之たり藤原朝臣

元名同補任に從四位下藤原朝臣元名、天慶五年三月廿九日美濃權守、同十年二月一日丹波守のち參議正四位下にて康保二年四月十八日卒參議從三位清經三男と見えたり 大江朝臣維時同補任に正四位下式部太輔兼左京大夫東宮學士大江朝臣維時天曆元年六月六日兼美乃守 同四年二月一日任參議止式部太輔 同五年正月卅日兼近江守 參議音人孫、伊與權守從四位下千古三男と見えたり 源朝臣重信同補任に從四位上右近衛權中將源朝臣重信、天曆六年正月十一日兼美乃權守 同九年七月廿四日遷左兵衛督と見えたり 大江朝臣朝綱同補任に參議從四位上大江朝臣朝綱、天曆九年閏九月十七日兼美乃權守 同十年正月七日叙正四位下 天德元年十二月廿八日卒參議從三位音人孫、從四位下玉淵男と見えたり 藤原朝臣齊敏同補任に從四位下右近衛權中將藤原朝臣齊敏、天德二年正月卅日兼美乃權守 同三年正月廿六日依病辭中將 康保三年九月十一日春宮權亮 天祿四年二月十四日參議從三位兼右衛門督伊豫守にて薨年四十六と見えたり 藤原朝臣眞材西宮記の臨時裏書、天德四年七月十日少内記時文書宣命とある註に内裏穢時或召大臣家紙或令進圖書紙而大臣輕服也其室物有疑慮又圖書忽不進、干時美濃守眞材在京仍令進進年料紙充此料と見えたり 天德のはしめ補任ありし成るへし 藤原朝臣兼通大鏡裏書公卿補任ともに從四位下中宮權大夫兼東宮亮、藤原朝臣兼通、應和三年九月四日兼美乃權守 同四

年四月廿九日中宮崩、止權大夫 康保四年正月廿日內藏頭と見えのち又天祿元年正月廿八日參議從三位兼宮内卿讀岐權守より遷美濃權守大鏡裏書には兼美濃權守とあるし同年十月有勅帶劔同三年閏二月二十九日任權中納言と見えたり 藤原朝臣兼家公卿補任に從四位下右京大夫藤原朝臣兼家康保四年正月廿日兼美濃權守 同年二月五日兼春宮亮云云十月七日任左近衛中將亮權守如元 安和元年十一月廿三日從三位 同二年二月七日任中納言不經參議云云と見えたり 藤原朝臣時柄枕草子にはやうたはきさいの宮村上天皇の皇后宮安子にゑぬたきといひて名高きまもつかへなんありける美濃守にてうせにける藤原の時から藏人なりける時下仕ともある所に立よりて是や此高名のゑぬたきなとも見えぬといひける返事にそれは時からもさも見ゆる名也といひたりける云云と見え同草子の器及翁の勘物に時柄康保五年正月廿八日美濃守 長保二年五月三日藏人兵部丞被補作物所別當とあるし 日本紀畧に承平元年二月七日仰藤原時柄令學天文道と見えたり 大江朝臣齊光公卿補任に從五位上大江朝臣齊光安和二年六月廿日美乃權守 同年九月廿一日叙從四位上 同三年正月廿八日任治部卿中納言贈從三位維時卿二男、のち參議左大辨正三位にて永延元年十一月七日薨年五十四と見えたり 又此末の介の條にもしるす 橘朝臣恒平同補任に從五位上橘朝臣恒平、天祿三年正月十四日任美乃守 天延四年六月十六日任木工權頭と見えたり 藤原朝臣元輔同補任

に參議從四位上藤原朝臣元輔、天祿四年正月廿八日兼美乃權守、同年三月廿八日兼治部卿、天延三年十月十七日卒年六十、右大臣顯忠一男、と見えたり、藤原朝臣爲輔同補任に參議正四位下左大辨勘解由長官藤原朝臣爲輔、天元三年七月二日兼美濃權守、同四年正月七日叙從三位、永觀元年八月廿三日兼治部卿、と見えたり、藤原朝臣實資同補任に從四位上左近衛中將藏人頭兼中宮亮、藤原朝臣實資、永觀二年二月一日兼美乃權守、寛和元年十二月廿四日任中宮大夫中將如元、參議從三位右衛門督齊敏卿四男、母播磨守藤原尹文女、と見えたり、のち賢人大將と呼ばれし人にて著述の書も小右記、小野宮年中行事、等數部あり、源朝臣遠資日本紀畧に永延元年七月廿六日丁亥相撲内取、是日也美濃國百姓數百人於陽明門、申請守源遠資延任之由、此中有容身長大者三人、被抽召左右相撲了、と見えたり、此時美濃守にて在られしか政務よき故百姓等延任を申しひしなり、源朝臣時中公卿補任に參議正三位兼左兵衛督皇太后后、權大夫源朝臣時中永祚二年正月廿九日兼美乃權守、正曆三年八月廿八日任權中納言、とあるし、政事要畧の兼國公麻位錄、季錄を授る奏狀に參議正三位行左兵衛督兼皇太后宮權大夫、美乃權守源朝臣時中云云永祚二年三月廿二日云云と見え、榮華物語の初花乃卷にみの、少將とかきしも此朝臣の子の濟政の事にて父時中當國の權守なり、故也、のち從三位大納言按察使中宮大夫等かねて長保三年十二月卅日薨年五十九、藤原朝

臣道信ミチノブ中古歌仙傳實治二年五月廿三日寫本に藤原道信正曆二年九月廿一日轉左近衛中將前官從四位下左近衛少將兼三但馬權守三年正月十日兼美乃權守、五年正月十二日叙從四位上勢とあり、藤原朝臣忠信補任の年月知れず日本紀畧に正曆四年十二月一日甲申前美濃守正四位下藤原忠信叙從三位、入夜出家入道、とあるし、公卿補任にも美乃守より正曆四年十月十日任參議、叙從三位、同十三日出家、と見え、分派系圖に中納言山蔭の裔孫伊勢守祐之子忠信美乃守從三位、三乃三位云云と見えたり、藤原朝臣誠信公卿補任に參議正四位下兼東官權大夫侍從藤原朝臣誠信正曆六年正月十三日兼美乃權守、長德三年正月七日叙從三位、同廿八日兼左衛門督、止侍從、長保二年正月廿四日兼近江權守、同三年九月三日薨、と見えたり、弟に官位を超越せられ其恨に堪ずして死せし事十訓抄等の諸書に見えたり、源朝臣賴光本朝文粹の尾張守大江匡衡報賴光書に同時爲美濃尾張之守、云云長保三年三月廿八日謹上美州刺史視下、式部太輔大江匡衡、と見えたり、其頃當國の守なりし、分派系圖に源滿仲子賴光、母近江守源俊女、正四位上美乃守治安元年七月廿四日卒と記せり、小大君家集にもみの、かみ賴光女めなくなしての頃霜のいとしろき朝に云云、と見えたり、藤原朝臣實成同系圖に開院公季公子實成、寛弘六年正月廿八日兼美濃權守本官參議正四位下、同年十月十六日叙從三位、同七年八月廿八日美作守云云と見えたり、藤原朝臣賴明辨官補任に右少辨正五位下藤原賴明萬壽二年乙巳正月五日從四

位下 同廿九日任美濃守 ともるし 分胤系圖に内大臣高藤末孫左大辨藤原説孝二男頼明母源信明女美乃守從四位下 と見えたり 藤原朝臣庶政扶桑畧記に萬壽四年十一月廿六日宜下以散位藤原庶政朝臣一任美濃守上頼明死闕之替也 とるし 分胤系圖に閑院左大臣冬嗣末孫攝津守典雅子庶政美乃守從四位下 と見え また内大臣高藤の末孫尾張守藤原時房の母美乃守庶政女 とも見たり 橘朝臣義通類聚雜例の長元九年四月十七日 天皇崩云云 とある條に美濃守義通朝臣云云 とるし 作者部類に後拾遺集の作者橘資成美濃守義通子爲義孫應德三年出家 と見えたり 源朝臣國房補任の年月のえれねど承暦のはしめ美濃守にて在國ありしなり 古事談に九條民部卿通大理之時義家與光國 口論之時義家云義家ノ手心ハ父ノマツトハ知タルラン尋云云光國答云親ハ親子ハ子也云云此事ハ伊與入道頼義於革堂修逆修之間或日義家聽聞之中郎等一人出來義家カ耳ニササヤキ事ス聞レ之有忿怒之色歸向宿所爰入道呼二郎等一人云左衛門尉有怒氣歸何事ノアルゾ見テ可歸來云云使歸來云只今御キセナカラ被取出テツラヌキタマツリ御馬ニ被置鞍之間也云云頼義サレハコソ怒マレハ眉髪カミサマニアガル也トテ又以使者云何事ナリトモ此修善殘今一兩日也結願之後イカナル事モセラルベシトテ門ニ錠ヲ指廻テ築垣ヲ超テ可歸來之由示シテ遣ケリ使者如云指廻テ錠ヲ取テ歸義家聞此由テ云ラシノ鞍轡ノミツ、キニテアケヨト云テ即アケサセテ打出事之根元

美濃國ニ有郎等爲國房 光國笠トカメノ間弓ヲ被切云云仍以飛脚告其由之間義家聞レ之不拘父ノ制止所出也打出之時三騎於關山十五騎翌日令寄國房館之時廿五騎云云懸火令打入之間無防禦之人國房着紅宿衣放本鳥鷹ヲスエテハツマニ乗リテ入後山云云義家郎等云敵ハ目ニカケテ候可打取候哉云云義家云サホドノモノ、誠不可過之云云サヤカコテアリナムトテ打歸此事ヲ手心トハイヒケルナリ とあるを百練抄に承暦三年八月十七日右兵衛尉源重宗依美濃國合戰事解却可追討其身之由被仰前下野守義家 とるし 扶桑畧記にも承暦三年己未八月十七日令前下野守源義家追討右兵衛尉源重宗之狀被下宣旨募不翅之勳賞是則與散位源國房於美濃國擅興軍兵合戰之過也 と見えてはしめ重宗と國房と私に合戦せし過によつて義家に重宗國房を追討すへきの宣旨を下されて美濃に打出しよしなり古事談に義家私の意恨によりて國房を追しよしにかきしはあやまりなるべし此戦争の事を前太平記といふ俗書にことごとく書なし青野が原にて大合戦ありしよしに附言したるの信しかたし猶青野村の條にもあるす 藤原朝臣長實公卿補任に從五位下藤原朝臣長實、應德三年二月三日任美濃權守 同年四月五日任左兵衛佐年十二寛治二年正月五日叙從五位上 見えたり 朝臣公俊寛治二年記の十二月廿一日勸學院衆參賀の條に三献右大辨左大辨次居汗物次朗詠次四献美乃守公俊朝臣左京權大夫敦基朝臣 と見えたり 藤原朝臣行房經實記

の寛治八年四月十四日殿下御賀茂詣の條に諸大夫卅三人云云前美濃守行房朝臣云云 見えたり
 其以前當國の守なりし也 辨宣補任の天治二年乙巳の條に右少辨正五位下藤宗成大納言宗
 忠卿二男母美濃守藤原行房女 見えし 本朝世記殘缺に康和元年八月十四日正四位下行武藏
 守藤原朝臣行實卒、行實者前美濃守正四位下行房第一子 見え 又分脈系圖にも閑院左大臣
 冬嗣末孫、尾張守邦恒子行房美乃守正四位下 見えたり 源朝臣義綱百練抄に嘉保二年
 十月廿四日天台衆徒爲訴申美濃守義綱殺害山僧一事相具神興參陣之間中務丞頼經相禦
 之射殺神人大衆一件事依爲赦前犯不被裁許十一月山僧行五擅法奉呪咀國家之輩注
 進交名並日吉神興可奉迎取本社之由宣下之 見えし 源平盛衰記に嘉保二年 平家物語
には嘉保二年三月二日とす に伊豫入道源頼義が子に美濃守義綱朝臣當國新立の庄を倒しける故に事出來て山
 門の久住者圓應殺害せられたり云云 見えたり そのうち又神皇正統錄に嘉承二年丁亥
 歲源義家弟義綱 賀茂次郎と號す 子レ時美濃守也 経義忠殺害之事ニ依テ虚名ヲ得之間之ヲ追討スヘキノ旨源爲義
 宣旨蒙發向スル處ニ義綱ハ近江國甲賀山ニ楯籠ル即之ヲ責戮之間忽ニ出家テ降參スルニ依テ
 爲義之ヲ召具而上洛ス子息四人ハ其坊ニ而自害ス爰ニ義綱ハ入洛之後陣謝スルニ依テ死罪ヲ
 宥テ佐渡國ニ配流ス 見えしを外の古書にもは天仁二年の事とし歷代皇記また一代要記に天
 仁二年二月源義忠 義家子 爲二郎等殺害前美濃守義綱三男 義明 並腰瀧口季方等追捕 重時合戰季方等

自害云云 見えし 百練抄に天仁二年二月十六日仰廷尉源重時令追討美濃守義綱三男義
 明並前瀧口藤原季方等今夜義綱朝臣戀憤赴東關即公家遣追討使廿五日爲義於近江國甲賀
 郡尋得義綱義綱於大岡寺出家 廿九日前美濃守義綱勘罪名配流佐渡國背朝憲赴城
 外之故也云云 見えたり 源朝臣忠高公卿補任の源俊實權大納言を辭退する條に其子
 忠高天永二年正月任美濃守 見えし見たり 大中臣朝臣親定羣書類從の大中臣系圖に右
 大臣清万呂九代裔孫祭主正三位大中臣朝臣輔親孫祭主從四位上輔經子親定祭主從三位美濃權守
 神祇伯、保安三年正月廿八日薨八十 見えし 公卿補任に非參議神祇伯大中臣朝臣親定永久
 二年正月廿二日兼美濃權守 見えたり 藤原朝臣有光多武峯畧記に久安四年十二月八
 日破裂告文 美濃權守藤原有光下向式部大輔敦光一男 見えたり 藤原朝臣保成天祚禮
 祀職掌録の保元三年十二月廿二條院御即位の條に大將代左前美濃守藤原保成朝臣 見えし 半
 井通仙院瑞榮が藏本の保元物語の左府頼長上洛並著到の條に新院の御方へ参ける人々には云云
 美濃前司保成云云 見えし 分脈系圖に魚名公の十代參議正三位家保子保成美濃守從四位下
 見えたり 藤原朝臣脩範百練抄に仁安三年四月十八日賀茂祭也云云近衛使左少將美濃
 守脩範朝臣云云 見えし 公卿補任に少納言通憲五男初名脩憲後改脩範 見えたり 又平
 治物語の信西の子息關官の條に美濃少將長憲とあるも此人の事なり 藤原朝臣定經清御眼

抄の治承三年己亥十一月十四日戊辰松殿配流の條に十七日云云解官云云美濃守藤原定經 見えたり 藤原朝臣朝定分脈系圖に内大臣高藤末孫權大納言朝方子朝定母宮内卿師綱女美濃守正五位下壽永二年閏十月廿六日卒年十九 見えたり 源朝臣義廣皇帝紀抄に元暦元年正月廿日九郎源義經蒲冠者同範頼爲レ誅義仲入洛先於三宇治合戰美濃守義廣無レ程引了即入洛云云 見えたり これ迄はいつの年月補任せられしとたしかに古書にのせたる分と又任せられし年月は知れぬといつゝの頃當任にてありしと大概知られし人々を順と追てこれとあるす此末にはたしかに美濃守なりしとはあられたれといつゝの頃在任の人にや今考へ知りかたき分とのす定めて次第のたかへるもの多かるべし 大中臣朝臣繼麻呂群書類従本の中臣氏系圖に右大臣大中臣朝臣清麻呂三男繼麻呂美濃守正五位下 見えたり 藤原朝臣多雄分脈系圖に右大臣内麻呂子參議藤原眞夏四男多雄美濃守從五位下 見えたり 藤原朝臣季平同系圖に從二位權中納言贈太政大臣藤原長良卿末子季平美濃守從四位下 見えたり 橘朝臣氏繼同系圖に左大臣諸兄公孫從四位下島田麻呂子正六位上橘有三子氏繼美濃守 見えたり 源朝臣是恒皇胤紹運錄に光孝天皇御子是恒親王寬平八年十二月廿八日賜源姓從四位上美濃權守 とあるし 扶桑拾葉集の作者系圖には是恒從四位下美濃守 見え 分脈系圖には

美濃守 とかけり 橘朝臣敏通群書類従の橘氏系圖に參議廣相の四男中納言公頼の二男敏通從五位下美乃守式部太輔 見えたり 橘朝臣善根分脈系圖に左大臣諸兄公末孫橘氏繼子善根、美乃守 見え其子万角出家性空上人是也とあり 藤原朝臣基貞榮華物語根合の卷寬德二年上東門院白河に御すまひありし事をいへる條に山里もさびしからすよろつの人まいるりつかふまつり御めのごのたしまのかみたかふさ見のゝかみもさだあふみのかみのりすけなどつとひさふらふ 見えし 分脈系圖に堀川右大臣頼宗四男子基貞母近江守源高雅女從三位公子正四位下美乃守 見えたり 藤原朝臣良任續世繼に六條左のたごゝのたはかたきんたちあまたたはしき太政のたごゝにつきたてまつりての大納言雅俊とてたのしき御はゝみのゝみか良任ときこわしむすめのはらなり 見えし 公卿補任の寬治五年の條に源雅俊右大臣顯房公二男母故美乃守藤原良任女 見え 分脈系圖に中納言山蔭の裔孫安藝守季隨子良任正四位下美濃守 見えし 橘朝臣廣仲分脈系圖に左大臣諸兄公末孫信濃守橘廣房子廣仲從四位下美乃守 見えたり 藤原朝臣時明辨官補任の長元二年己巳の條に右中辨從四位上藤原任故前美濃守時明男 見えたり 藤原朝臣興方分脈系圖に左大臣武智麻呂末孫武藏守經邦子興方美乃守尾張守 見えたり 藤原朝臣光實僧官補任に延源權少付都長寬二年任寶幢院檢校美濃權守藤光實子 見えたり 平朝臣珍材同系圖に桓武天皇五代の孫

權中納言時武王子珍材美濃守 と見たり 藤原朝臣頼任詞花和歌集の藤原隆經朝臣の歌の詞書に藤原頼任朝臣美濃守にてくたり侍けるともによりて云云 と見ゆ 分脈系圖に左大臣魚名七代孫上野介時明子頼任正四位下右中弁美濃守母右兵衛督忠君女 とあるし 弁官補任に右中弁從四位上藤原任長元三年庚午七月日卒即詔宣云云頼任蒙伊勢太神宮對云云伊賀守源光清與太神宮神部致 行事頼任奉行之間爲光清致阿容云云自然有其各蒙天寵之狀最顯然也 と見たり 源朝臣滿仲分脈系圖に清和天皇皇孫經基王子滿仲母橘繁古女美濃權守正四位上長德三年八月廿七日卒 と見たり 高階朝臣業遠羣書類從の高階氏系圖に式部卿成忠弟左衛門佐敏忠子業遠美濃守正四位下 と見たり 源朝臣爲憲分脈系圖に源是恒孫筑前守忠幹二男爲憲美乃守從五位下拾遺作者 とあるし 扶桑拾葉集の作者系圖に正五位下伊賀遠江美濃等守文章博士寬弘八年卒 と見たり 此人の著述口遊一卷あり 橘朝臣親長分脈系圖に左大臣諸兄公末孫從四位下橘廣仲子親長美乃守 と見たり 源朝臣實基作者部類に中將美濃守源實基權中納言經房子 と見たり 源朝臣師良分脈系圖に宇多天皇末孫參議源朝任子、師良母俊賢卿女、右少將正四位下美濃尾張守号尾張少將 と見たり 藤原朝臣文行同系圖に式部卿贈左大臣宇合末孫出雲守藤原斯生子文行美濃守 と見たり 藤原朝臣隆經詞花和歌集に頼任朝臣美濃守にて下り侍けるともによりて其のち年月を

へて彼國の守に成てくたり侍とて云云藤原隆經朝臣 と見之公卿補任に藤原朝臣顯季參議實季男實正四位下美濃守隆經男 とあるし 分脈系圖にも藤原顯綱子右少將家通母美濃守隆經女 と見之今昔物語集に女御の御許に候ける若き女房有けり小中將の君となむ云ける云云定めたる男も无かりけるに美濃の守藤原の隆經の朝臣と時々通ひける云云又寛治七年五月五日都芳門院の根合に内美乃故隆經朝臣女とかきたるも美濃守のむすめ成し故なり 源朝臣資定分脈系譜に村上天皇の御子爲平親王の四男彈正大弼從四位上顯定の子資定美乃守正四位下 と 高階朝臣業敏作者部類に金葉集作者高階隆經成美濃守業敏子 と見之羣書類從の高階氏系圖に高階業遠子業敏美乃守正四位下 とあるし 分脈系圖にも法成寺關白道長公孫散位從五位下藤原忠實母美濃守高階業敏女 と見之のち長門守に轉せしにや野府記一名小右記に寛仁二年十二月七日の記に長門守高階業敏國人の愁訴に依て被解却し事をのせたり 源朝臣通理分脈系圖に光孝天皇末孫源信明子通理母大和守秘樹女正四位下美乃守 と見たり 藤原朝臣影同系圖に式部卿宇合末孫豐後守藤原吉緒子氏影美濃守從五位上 と見たり 藤原朝臣知房江談抄に近會謁美乃前司知房之次被談云四條大納言野行幸屏風詩借照飛沈雲夢月之句下三字本者靈園月被作タリ後被改雲夢 と見之又天仁三年前美州知房 和風曉扇恐吹音清景夜時須嗅香といふ詩句を人に贈りしよしとあるせり袋草紙に美濃守知房所詠之歌伊家辨

聊感歎云優讀給へり云云知房腹立云ク和歌頗劣彼如此被仰云尤奇怪也自今已後不可讀和歌云云優詞可用意事歎と云るし 寐覺記にもみの守知房かよみたる歌を伊家の辨優によりみ給へりとかんじけるを知房ふくりうしていはく詩をつくる事の對揚に及はす歌の彼にたとれる故にかくかるめいはるゝやすからぬ事なり今より後歌よむへからずとてそのちのよまさりけり と見わたり 分脈系圖に従一位太政大臣信長公子知房美乃守從四位下 と見わ諸門跡譜に上乘院覺智權僧正美乃守藤原知房男號美濃僧正と云るせり 藤原朝臣資家分脈系圖に美乃守知房弟法眼澄仁母美乃守資家女 と見わたり 源朝臣賴國辨官補任に右少辨正五位下藤爲隆春宮亮爲房朝臣一男母美濃守源賴國女 と云るし 公卿補任の永保二年の條に正三位藤家忠左大臣師實二男母故美乃守賴國女 と見わ分脈系圖に清和天皇末孫源賴光子賴國母伊豆守元平女美濃守正四位下 と云るせり 作者部類にも源師光美濃守賴國子 と見わたり 源朝臣賴信分脈系圖に鎮守府將軍從四位上伊勢美乃守源氏一流正統也康平三年九月一日卒六十 と見えたり 藤原朝臣共政同系圖に左大臣魚名五代孫備前介佐衡二男共政正四位下美濃守 と見えたり 藤原朝臣基房藤原基俊家集に美濃守基房の朝臣身まかりて後の事つかうまつりしに誦經物つかいすとて文の奥に書付侍りし 今日まさに泪にくれてこのぬかもかねてかくこのたもはさりさや と見えたり 源朝臣俊兼分脈系譜に醍醐天皇の皇子盛明

親王の五代の孫土佐守清長の子俊兼美濃守云云天永三年四月廿日卒五十三歳 と記せり 藤原朝臣清幹分脈系圖に藤原惠美朝臣押勝末孫從五位下能幹子清幹美乃守 と見えたり 藤原朝臣惟賴同系圖に閑院左大臣冬嗣末孫武藏守藤原惟風子惟賴美濃守從五位下 と見えたり 大江朝臣定經羣書類從の大江氏系圖に參議朝綱孫周防守清通子定經正四位下三乃守と云るし 公卿補任に藤原公定權中納言經家一男母美濃守大江定經女 と見えたり 藤原朝臣忠仲分脈系圖に堀川右大臣賴宗孫右馬頭藤原兼實子忠仲母中納言資仲女美濃權守正四位下 と見えたり 藤原朝臣定房同系圖に粟田關白通兼子兼隆二男定房美乃守從四位下嘉保二年九月九日卒七十六 と見えたり 藤原朝臣顯保作者部類に詞花集作者藤原保美濃守顯保子云云 と見わたり 源朝臣行業分脈系圖に美濃守賴國裔孫下野守源顯行子行業美濃守と見えたり 源朝臣國基同系圖に源通理子國基藏人美乃守正四位下 と見えたり 源朝臣賴綱辨官補任の保安三年壬寅の條に右少辨正五位下藤原賴權中納言顯隆卿一男母前美濃守源賴綱朝臣女 と見えたり 藤原朝臣有兼分脈系圖に粟田關白道兼末孫皇后宮亮藤原定兼子有兼美乃守從五位下 と見えたり 源朝臣雅長分脈系譜に右大臣顯房の子大宮權大夫顯雅の子雅長美乃守從五位下 とあり 橘朝臣康房同系圖に中關白道隆公末孫散位從五位下藤原經保子定經母美乃守橘康房女 と見わたり 源朝臣俊輔諸門跡譜に功德院濟尊律師美

濃守源俊輔男 とまゐるし 分脈系圖に宇多天皇末孫師良子俊輔母橘則理女從四位下美乃介と見えたり介の守の誤り成るへし俊輔の歌人兼昌の父也 藤原朝臣親重チカシゲ同系圖に左大臣魚名八代孫佐渡守親賢子親重美濃守從五位上 と見え古事談に鴨社禰宜季繼保延六年正月廿三日依當番通夜御社之間藤に入幡宮よりとて獅子頭や鉾など舂の神寶等多持運て舞殿に置ければ彼者何事哉と問への神人等答云八幡宮燒失候への大井是へ令渡御也云云夢覺て後朝に三乃權守親重宮廻しけるに斯る不思議の夢をこそ見つれと語る間自京參詣之人云其夜亥刻八幡宮燒失云云 と見えたり 源朝臣信邦ノブナカ同系圖に源賴光舍弟賴平孫淡路守季昌子信邦美乃守從五位下母上野守教基女 と見えたり 藤原朝臣成忠ナリヒ同系圖に中關白道隆公末孫駿河守藤原經雅子成忠母出羽守光國女美乃守從五位下 と見えたり 源朝臣宗光ムネミツ分脈系譜に小一條院の孫大藏卿行宗の三男下總守有通子宗光美乃守 と見えたり 藤原朝臣重實シゲサキ同系圖に小野宮實賴公六代孫右京大夫通家子重實從五位上美濃守母俊行女 と見えたり 藤原朝臣家明イヘアキ同系圖に魚名公の裔孫中納言家成子家明左少將美濃守母加賀守高階宗章女 と見えたり 藤原朝臣基宗キムネ同系圖に美濃守保成弟左衛門佐宗保子基宗美乃守從五位下 と見えたり 藤原朝臣宗友ムネトモ同系圖に中關白道隆公末孫修理亮宗季二男宗友美濃權守 と見えたり 藤原朝臣家教イヘウチ同系圖に中納言家成子家教美濃守尾張守母中納言經忠女 と見えたり 藤原朝臣季

忠チカ同系圖に美濃守重實弟季忠美濃守母大納言經任女 と見えたり 藤原朝臣賴季ヨリスズ同系圖に美濃守保成弟中宮大進賴保二男季保の子賴季美濃守從五位下 と見えたり 源朝臣則清ノボキヨ吾妻鏡の建久六年御上洛の條に六月廿五日戊寅將軍家關東御下向也云云前美濃守則清子息令相コト仲之給是皆平氏緣坐也 とまゐるし 分脈系圖に豐前守源光遠二男則清從五位下兵庫允美乃守と見えたり 藤原朝臣秀忠ヒデタカ分脈系譜に左大臣魚名公の玄孫鎮守府將軍秀鄉ヒデノカ八代の裔孫大屋次郎大夫秀基の子秀忠美濃守大屋三郎號大屋入道 と見えたり 時代の秀忠の孫秀康康能等後鳥羽院に官仕す 守カミ權守イシノカミの古書に見えたるかくのここと其うちはや卒去し或は日ならせして外官に轉しなせして任限短かく此國府コクノフに下らせしてやみにし人もあるべし今それをこまかに考へわけん事かたければすべて残りなく是とせしむるす下ののする介權イシノカミ介イシノカミも又同員外介イシノカミは任國ニヨクへ下らせ政務に關アツからぬ官なれども美濃員外介と呼べる因イナヒによりて是も又あるしむらさき其人イノヒトは 藤原朝臣麻呂アサヒ續日本紀に養老元年十一月癸巳授美濃守從四位下空朝臣麻呂從四位上介正六位下藤原朝臣麻呂從五位下 とまゐるし 分脈系圖に贈太政大臣不比等四男參議兵部卿麻呂養老元十一月癸巳從五位下元美濃介 と見えたり 上毛野公牛カミツチノウシ續日本紀に天平寶字五年正月壬寅以外從五位下上毛野公牛養為美濃介

と見えたり 池原公木守同紀に天平寶字八年正月己未以外從五位下池原公木守爲美濃
 介と見えたり 藤原朝臣家依同紀に天平神護元年十一月癸酉云云授美濃守正五位下小
 野朝臣竹良從四位下、介正六位上藤原朝臣家依從五位下神護景雲二年二月癸己以從五位上
 藤原朝臣家依爲侍從と見えたり 吉備朝臣眞事同紀に神護景雲二年二月癸己以從五位上
 位下吉備朝臣眞事爲美濃介 寶龜二年七月丁未以從五位下吉備朝臣眞事爲大藏少輔
 と見えたり 紀朝臣鯖麻呂同紀に神護景雲二年七月壬申以從五位上紀朝臣鯖麻呂爲美
 濃員外介と記し又寶龜元年十二月丙辰の條にも以從五位下紀朝臣鯖麻呂爲美濃員外介
 と見え 同二年七月丁未以從五位上紀朝臣鯖麻呂爲豊後守と見えたり 粟田朝臣公
 足同紀に寶龜元年六月甲午以從五位上粟田朝臣公足爲美濃員外介と見えたり 紀朝
 臣廣純同紀に寶龜二年五月己亥以從五位下紀朝臣廣純爲美濃介 同四年正月辛未授從
 五位下紀朝臣廣純從五位上とあるせる廣純の廣純の誤字なり 同五年三月癸卯新羅使云云
 到泊太宰府遣河内守從五位上紀朝臣廣純云云問其來朝之由とあるにてあるへし 藤
 原朝臣長道同紀に寶龜二年五月己亥以從五位下藤原朝臣長道爲美濃員外介と見えたり
 石川朝臣豊麻呂同紀に寶龜五年四月壬辰以從五位下石川朝臣豊麻呂爲美濃介
 同九年二月庚子以從五位下石川朝臣豊麻呂爲造宮少輔と見えたり 藤原朝臣末茂同

紀に寶龜九年二月丙戌以從五位下藤原朝臣末茂爲美濃介 同十年二月庚辰以從五位下藤
 原朝臣末茂爲左衛士員外佐と見えたり 藤原朝臣園人同紀に寶龜十年二月甲午以從
 五位下藤原朝臣園人爲美濃介 天應元年五月癸未以從五位下藤原朝臣園人爲備中守
 と見えたり 公卿補任も又是に同し 紀朝臣馬借續日本紀に天應元年五月癸未以從五位下
 紀朝臣馬借爲美濃介と見えたり 藤原朝臣繩主同紀に延曆四年正月辛亥以從五位下
 藤原朝臣繩主爲美濃介 同五年正月己未以從五位下藤原朝臣繩主爲中衛少將と見え
 たり 大宅朝臣廣江同紀に延曆五年正月己未以從五位下大宅朝臣廣江爲美濃介 同年
 二月丁巳以從五位下大宅朝臣廣江爲丹後介と見えたり 御使朝臣淨足同紀に延曆五
 年二月丁巳以外從五位下御使朝臣淨足爲美濃介 同六年二月庚申以外從五位下御使朝臣
 淨足爲參河介と見えたり 百濟王玄風同紀に延曆六年二月庚申以從五位下百濟王玄
 風爲美濃介と見え 板本の續日本紀に美作介とあるの誤字なり 同十年十月己亥授從五
 位下百濟王玄風從五位上と見えたり 殖粟連宗繼日本後紀に延曆廿三年二月庚午外從
 五位下殖粟連宗繼爲美濃權介 伴宿禰少勝雄補任の年月のえれされとも此年頃美濃介
 にて在し成へし 三代實錄貞觀八年九月廿二日甲子紀朝臣夏井の事をいへる條に夏井云云善
 園基伴宿禰少勝雄以善亦基云云堂父善岑爲美濃守少勝雄爲介夏井時年十餘歲習園基於

少勝雄一二二年間殆超_レ于少勝雄_一と見えたり 大神朝臣仲江麻呂日本後紀に延暦十六年正月庚 以_レ從五位下大神朝臣仲江麻呂爲_レ美濃介_一と見えたり 多治比真人今麻呂補任の年月知れず擬日本後紀に大同三年十一月甲午授_レ從五位下美濃介多治比真人今麻呂從五位上_一 同月甲辰以_レ從五位上多治比真人今麻呂爲_レ太宰大貳_一と見えたり 志可_口眞廣_口眞廣_口日本後紀に大同三年五月壬寅從五位下 志可_口眞廣爲_レ美濃介_一と見えたり 多治比真人育治日本後紀に弘仁元年九月丁未從五位下多治比真人育治爲_レ美濃介_一と見えたり 藤原朝臣家雄類聚國史に天長九年三月癸巳藤原朝臣家雄卒云云弘仁十三年叙_レ從五位下_一任_レ美濃介_一十四年遷_レ右近衛少將_一云云と見えたり 廣階宿禰眞象同國史の天長八年三月丙午丹波守高根朝臣眞象卒_一とある條に天長三年叙_レ從五位上_一任_レ美濃介_一 同年改_レ廣階宿禰_一贈_レ姓高根朝臣_一四年遷_レ任丹波介_一 五年轉_レ任守_一云云と見えたり 藤原朝臣高房文德實錄の仁壽二年二月壬戌越前守正五位下藤原朝臣高房卒_一とある條に高房者云云身長六尺臂力過_レ人甚有_レ意氣_一不拘_レ細忌_一云云天長三年爲_レ式部大丞_一 四年春授_レ從五位下_一拜_レ美濃介_一威惠兼施風託_レ不行發摘奸伏境無_レ盜賊_一安八郡有_レ陂渠_一隄防決壞不_レ得_レ蓄_レ水高房欲_レ修_レ隄防_一土人傳_レ曰陂渠有_レ神不_レ欲_レ過_レ水逆_レ之者死故前代國司廢而不_レ修高房曰苟利_レ於民_一死而不_レ恨遂驅_レ民築_レ隄漑漑流通民至_レ今稱_レ之亦席田郡有_レ妖巫_一其靈轉行_レ暗嗽_一心_一一種滋蔓_レ民被_レ毒害_一古來長吏皆懷_レ恐怖_一

不_レ敢入_レ其部_一高房單騎入_レ部追_レ捕其類_一一時酷對_レ由_レ是無_レ復讞心之毒_一後歷_レ備後肥後越前等守_一所在有_レ續直發_レ背卒_一時年五十八_一と見えたり 左大臣魚名公の孫參議藤嗣の二男にて勇威ありし人なり 高賀茂朝臣里人日本後紀に弘仁六年七月壬辰從五位下高賀茂朝臣里人爲_レ美濃權介_一と見えたり 出雲朝臣岑嗣續日本後紀に承和六年正月甲子以_レ從五位下出雲朝臣岑嗣爲_レ美濃權介_一とあるし 三代實錄に貞觀十二年三月卅日壬午散位從五位上菅原朝臣峯嗣卒峯嗣者左京人也父出雲朝臣廣貞長_一於醫師_一云云承和四年爲_レ尾張權介_一六年遷爲_レ美濃權介_一云云貞觀十年改_レ出雲姓_一爲_レ菅原_一云云菅奉_レ勅典_レ諸名醫_一共撰_レ定金園方_一云云と見えたり 伴宿禰成益補任の年月まれず續日本後紀に承和七年八月乙巳以_レ從五位上伴宿禰成益爲_レ兼右中辨_一美濃介如_レ故_一とあるし 文德實錄に嘉祥三年五月甲午以_レ從四位下伴宿禰成益爲_レ丹波權守_一と見えたり 藤原朝臣氏宗續日本後紀に承和八年正月癸巳以_レ從五位下藤原朝臣氏宗爲_レ兼美濃介_一右中辨右近衛少將如_レ故_一 同十三年九月壬子以_レ從五位上藤原朝臣氏宗爲_レ式部少補_一と見えたり 公卿補任に兼_レ美濃守_一とあるの介のあやまりなり 藤原朝臣豐仲續日本後紀に承和十三年正月乙卯以_レ從五位下藤原朝臣豐仲爲_レ美濃介_一と見えたり 紀朝臣好雄同紀に嘉祥三年正月甲午以_レ從五位下紀朝臣好雄爲_レ美濃介_一とあるし 文德實錄に天安元年六月丙寅從五位下紀朝臣好雄爲_レ侍從_一と見えたり 坂上大宿禰貞守文德

實錄に仁壽元年二月甲子從五位下坂上大宿禰貞守爲美濃權介一齊衡二年正月丙申從五位上坂上大宿禰貞守爲丹波權介一と見えたり 二統宿禰眞淨キヨノ同書に齊衡元年辛巳從五位下三統宿禰眞淨爲美濃介一同年五月乙巳從五位下三統宿禰眞淨爲美濃權介一天安二年四月癸巳從五位下源朝臣舒シユ同書に齊衡二年正月丙申從五位下源朝臣舒爲美濃權介一天安二年四月癸巳從五位下源朝臣舒爲雅樂頭一と見え 公卿補任もこれに同じく正月丙申を五日とし四月癸巳を二日とかけり 良岑朝臣清風キヨカゼ文德實錄に天安二年正月巳酉從五位上良岑朝臣清風爲美濃介一左近衛少將如故 同年二月甲子朔戊辰從五位上良岑朝臣清風爲播磨權介一と見え 三代實錄に貞觀五年五月十五日丁亥從四位下行近江權守良岑朝臣清風卒清風者大納言贈從二位安世第三子也云云天安二年遷美濃介一云云貞觀二年春除美濃介一少將如故云云卒時年三十四 と見えたり 廣階宿禰眞雄マコト文德實錄に天安二年二月甲子朔戊辰外從五位下廣階宿禰眞雄爲美濃介一と見えたり 豐階眞人安人同書に天安二年三月庚辰從五位上豐階眞人安人爲東宮學士大頭從五位上兼行美濃權介豐階眞人安人正五位上一と見えたり 紀朝臣全吉同書に天安二年八月己巳朔七日乙卯 文德天皇崩云云從五位上守右近衛少將兼行主殿頭美濃權介紀朝臣全吉云

云陳於皇太子直曹云云 同年九月廿三日辛巳美濃權介紀朝臣全吉爲備前權守一と見えたり 二善宿禰清江キヨエ同書に貞觀四年正月十三日壬午散位外從五位下三善宿禰清江爲美濃介一 同五年三月十九日辛巳外從五位下三善宿禰清江爲美濃介一云云以父憂去職今詔赴之 と見えたり 御春朝臣豐宗トヨムネ同書に貞觀七年三月廿八日己酉外從五位下行主計助御春朝臣豐宗爲美濃權介一 同八年正月七日甲申授外從五位下美濃權介御春朝臣豐宗從五位下一と見えたり 晨の豊の誤字なるへし 藤原朝臣飽永アキナガ同實錄に貞觀八年正月十三日庚寅從五位下行式部大丞藤原朝臣飽永爲美濃介一と見え 分脈系圖に右大臣內麻呂孫民部少輔藤原濱雄子飽永美乃守從五位下 と見えたり 藤原朝臣是行コレユキ三代實錄に貞觀十二年正月廿五日戊寅刑部少輔從五位下藤原朝臣是行爲美濃介一と見え 分脈系圖に左大臣武智麻呂曾孫藤原三成子是行美濃國史 と見えたり 紀朝臣冬雄フユヲ三代實錄に貞觀十一年正月十三日辛未從五位上行大皇太后宮亮紀朝臣冬雄爲兼美濃權介一と見えたり 藤原朝臣遠繼トホツグ同書に貞觀十二年八月二日壬午從五位下行大皇太后宮大進藤原朝臣遠繼爲亮美濃權介如故 同十四年二月廿九日己巳前皇太后宮亮從五位下兼行美濃權介藤原朝臣遠繼爲右衛門權佐一と見えたり その前後の記文遠繼遠經兩やうにかかり今いづれをよしも定めかたし 藤原朝臣維範ユキノリ同書の元慶元年四月廿六日丁酉大嘗會の事を記せる條に從五位上美濃權介藤原朝臣維範云云 と見え

同年十一月廿一日戊午授從五位上左衛門權佐兼行美濃權介藤原朝臣維範正五位下 見えたり
 藤原朝臣時長同書の元慶元年四月廿六日丁酉大嘗會の事を記せる條に從五位下美濃介
 藤原朝臣時長云云 見えし 分脈系圖に越前守高房末子時長母參議藤原眞夏女鎮守府將軍民
 部卿飛海路一如在超人以為神仙人 見えたり 強力の神異ある奇人なり時長の兄山陰
 父高房また時長の子利仁將軍何れも強力或ひは輕捷神異ある奇人なるよし古書に往々見えたり
 藤原朝臣清瀨三代實錄に元慶元年十二月廿一日戊午授從五位下美濃介藤原朝臣清瀨
 從五位上 見えたり 前の四月廿六日丁酉の條には從五位下行備中介藤原朝臣清瀨とあり
 て備中美濃と國たがへり今何れをよしとも定めかたし 島田朝臣忠臣同書に元慶七年四月
 廿一日丁巳縁瀨渤海客諸司官人雜色人等客徒在京間聽帶禁物以從五位上菅原朝臣道
 眞權行治部太輔事從五位上行美濃介島田朝臣忠臣權行女番頭事爲對瀨海大使斐邇故爲
 之矣 見えし 雜言奉和の七言惜秋飯殘菊應製の詩の作者に前美濃介從五位下臣島田朝
 臣忠臣上 見えたり 本朝文粹紀納言の延喜以後詩序に伊州別駕田大夫作當代之詩匠昔爲
 美州別駕秩滿歸洛云云寛平年中田大夫臥病遂死とあり 田氏家集は此朝臣の詩集にて羣書類
 聚に板刻す其うちの詩

病愈擬赴濃州留奉別諸舊僚

扶懶扶羸擬出關、餞筵先醉少歡顏、知名惟我府城去、老未深藏病
 未閑、

和藤進士秋日過關門問美州風俗新詩

自分元知命在天、彫蟲曾未學亨鮮、武城下邑牛刀鈍、何用無才報
 有年、
來章有秋稼吐
 香鮮之句故云

また日本紀竟宴和歌の橘朝臣直幹の歌の前詞に承平六年之冬令阿州別駕田大夫説之云云天慶
 二年季冬之末東西邊州風塵不靜于才之備嚴肅云云別駕累遷美州紀州 見え釋日本紀の日
 本紀講例をいへる條にも同じさまにゑるしたる田大夫美州紀州に累遷すとあるは此朝臣の事な
 るへし 藤原朝臣村相三代實錄に仁和元年二月廿日丙午從五位下行織部正藤原朝臣村相爲
 美濃權介 見えたり 藤原朝臣良積同書に仁和三年二月二日丙午從正位下守左衛門權
 佐藤原朝臣良積爲美濃介 見えし 分脈系圖に式部卿宇合末孫藤原良代子良積美乃守從五
 位上 見えたり 守の介の誤字なるへし 源朝臣當時公卿補任に右大臣贈正一位能有公
 一男從五位下源朝臣當時仁和四年二月十日美乃介 寛平二年閏九月廿日左京亮 見えのち從
 三位中納言にて延喜廿一年五月四日薨年七十五 見えせり 藤原朝臣清貫同補任に從五
 位下藤原朝臣清貫、昌泰二年正月廿一日美乃介 同年三月七日兵部少輔 參議從四位上保則朝

臣四男母在原業平女正三位大納言にて延長八年六月廿六日於清涼殿爲雷被震薨逝年六十四
 と見えたり 橘朝臣良殖同補任に從五位上橘朝臣良殖昌泰二年三月七日美乃介 と見えたり
 り まんの守の條にも記す 紀朝臣貫之古今和歌集目錄に紀貫之延喜十七年正月七日叙從
 五位下 同十八年二月任美濃介 延長元年六月任大監物 天慶九年卒 と見えたり 歌
 仙傳にも同じさまにしるし延長八年正月任土佐守天慶六年正月七日叙從五位上同八年三月
 廿八日任空權頭同九年卒と見えたり 橘朝臣遠保日本紀略に天慶五年六月卅日壬午檢非
 違使等圍故致仕大納言家爲追捕橘遠保也雖搜索不獲也 同七年二月六日巳酉夕美濃介
 橘朝臣遠保還宅間於途中被斬殺 と見えたり 藤原朝臣伊尹大鏡裏書に九條右大臣
 師輔公一男伊尹母贈正一位藤原盛子武藏守經邦女云云天曆二年正月七日叙從五位上 同卅日
 任右近少將公卿補任 同三月十九日補藏人 同三年正月廿四日兼美乃介 同五年正月卅日兼
 紀伊介公卿補任 紀伊權介 と見えたり 藤原朝臣齊敏公卿補任に正五位下左兵衛權佐藤原齊敏天
 曆八年三月十四日兼美乃權介 同九年二月十七日藏人 と見えたり 前の守の條にも記す
 大江朝臣齊光同補任に從五位下東宮學士兼權右少辨大江朝臣齊光康保二年正月兼美乃介
 同三年正月從五位上 同四年正月補五位藏人 と見え又安和二年二月七日兼美乃介 と
 見えたり 再任なるへし太神宮諸雜事記に安和二年左大臣源高明公被企謀反之由有聞天被

配流太宰府大宮司仲理者彼左大臣殿相傳御家人也而伴謀反企可被成就之由日夜朝暮祈禱於二所
 太神宮之由有_ニ其風聞_一可_レ處_ニ重科_一之由被_レ下_ニ宣旨_一了_ニ三月廿九日_一停止_ニ仲理之職_一奉行右中辨正
 五位下兼春宮學士美濃介大江朝臣齊光 と見えたり 前の守の條にもせたり 三善朝臣
 爲長朝野羣載の諸國雜事のうち寛治二年十二月廿五日備後介周防權介等の闕に改任せられん
 事を請ふ狀に從五位下行算博士兼美濃介三善朝臣爲長誠惶誠恐謹言 と見えたり 藤原朝臣
 實政公卿補任に從五位上大内記東宮學士藤原實政永承七年二月廿六日兼美乃權介云云康平
 四年正月五日叙從四位下 同七年三月四日兼甲斐守 治曆四年七月十九日叙正四位下
 同五年正月廿七日任備中守 云云從三位行式部太輔資業三男にて參議從二位太宰大貳まてな
 り昇り寛治二年依正八幡宮訴辭大貳上洛十一月卅日配流伊豆國 年七三年月日於途中近江
 國出家 然而被追下 七年月日於配所薨 と見えたり 藤原朝臣俊憲辨官補任に右少辨
 從五位上藤俊憲保元二年丁巳正月廿四日兼美乃權介 三月廿六日叙正五位下 と見えたり
 少納言通憲入道の一男なり 源朝臣國忠分胤系圖に清和天皇皇子式部卿貞保親王子源國
 忠從四位下美濃介 と見えたり 藤原朝臣良貞同系圖に左大臣武智麻呂末孫因幡守藤原秋
 常子良貞美濃介 と見えたり 藤原朝臣定家拾遺愚草に八月十五夜詠詭月應制和歌正四位
 下行左近衛權中將兼美濃介臣藤原朝臣定家上 万代の今宵そはしめ宿の月半の秋の名ゆりぬ

とも 據は職員令に上國一人とあれども當國には大掾少掾の二員ありて補任せし人くと國史にのせ目も一人なるよと同令に見えたりとも續日本紀に寶龜六年三月乙未始置美濃少目二員とあると見れば是ものちに二員と定まりしなり 史生も大國の例に一人多く置れしよし延喜式部式に凡諸國史生者大國五人上國四人中國三人下國二人但遠江美濃讚岐等國准大國云云並未得任當國人と見えたり 其人くは 門部連御立續日本紀の和銅二年九月己卯吉蘇路を通せし功によりて美濃の國司に位階を進められしうちに少掾正七位下門部連御立と見えたり 山口忌寸兄人同紀の同し條に大目從八位上山口忌寸兄人 と見えたり 村國連島主同紀に天平寶字八年九月甲寅美濃少掾正六位上村國連島主坐逆黨被誅 と見えたり 鳥取連大分同紀に神護景雲三年十一月丙寅以外從五位下鳥取連大分爲美濃大掾 と見えたり 菅原朝臣清公公卿補任に菅原清公延暦年美濃少掾 と見えたり 藤原朝臣吉野文華秀麗集に

錢美州掾藤吉野得花字一首
淳和天皇令製

今宵儻忽言離別、不慮分飛似落花、莫怨白雲千里遠、男兒何處是非家
と作らせ給ひ 續日本後紀の承和十三年八月辛巳藤原朝臣吉野亮とある條に弘仁四年自主藏

正一任美濃少掾七年春遷東宮少進とあるし 公卿補任これに同しく分脈系圖に式部卿宇合末孫參議藤原繩繼子吉野美濃少掾 と見えたり 登美真人直名文德實錄の仁壽三年六月己巳前豊後權守登美真人直名卒とある條に天長二年七月爲美濃大掾三年正月遷爲近江大掾云云 と見えたり 春瀧宿禰氏成績日本後紀に承和三年閏五月癸巳河内國人美濃國少目下村主氏成散位同姓三使等賜姓春瀧宿禰其先遠祖出自後漢光武帝之後者也 と見えたり

安吉勝眞道同紀に承和七年九月壬辰近江國人美濃國大掾正六位上安吉勝眞道男澤雄等五人賞附右京三條 と見えたり 紀朝臣夏井三代實錄の貞觀八年九月廿二日甲子從五位上行肥後守紀朝臣夏井仲宿禰善男か惡事に與して土佐國へ配流せられし條に夏井者左京人云云嘉祥三年七月擢拜少內記仁壽四年兼美濃少掾讓之異母兄大枝齊衡二年轉大內記 と見えたり 紀朝臣大枝仁壽四年美濃少掾を異母の弟夏井より譲り請けしよし三代實錄に 見えたり 藤原朝臣高藤公卿補任藏人藤原高藤貞觀八年正月廿八日兼美乃權大掾 同十年正月七日從五位下 同十一年二月十六日播磨權介 と見えたり 良岑朝臣晨省三代實錄に元慶元年十一月廿一日戊午授正六位上右近衛將監兼美濃權少掾良岑朝臣晨省從五位下 と見えたり 藤原朝臣清保同實錄に同し日授正六位上美濃少掾藤原朝臣清保從五位下 同二年正月十一日丁未從五位下行美濃少掾藤原朝臣清保爲遠江守 と見えたり 藤原朝臣紹基

同實錄元慶元年十一月廿一日戊午の條に授正六位上美濃權大掾藤原朝臣紹基從五位下と見えたり 紀朝臣春常ハルツチ同實錄の同し條に授正六位上美濃大掾紀朝臣春常從五位下と見えたり 平朝臣隨時公卿補任に延喜十七年正月廿九日美乃權掾 と見えたり 前の守の條に委しく記せり 大江朝臣維時コレトキ同補任に延喜十八年正月美濃權大掾 と見えたり 前の守の條にも記す 橘朝臣好古ヨシコ同補任に延喜十九年正月廿八日美乃權少掾 延長二年二月一日少内記同八年十一月廿一日從五位下 と見えたり 大江朝臣齊光ナリミツ同補任に天曆十一年正月任美乃權大掾 と見えたり 前の守の條介の條にも記す 菅原朝臣是綱コレツナ續本朝文粹の對策のうち江湖勝趣藤原明衡間に文章侍業生正六位上行美濃大掾菅原朝臣是綱對 と見えたり 眞髮五武朝野群載の朝議上に承徳三年正月廿二日以眞髮五武任美濃大目任符 と見えたり 眞和元年御給同年正月以眞髮五武任美濃大目任符 とも見えたり 藤原朝臣忠信タケノブ分服系圖に右大臣内麻呂公末孫從五位下藤原清能子忠信美濃掾 と見えたり まへの守の條にのせたる藤原忠信とは別人なり 等なりまた續日本紀に天平寶字五年正月壬寅以鎮國騎將軍從四位上藤原惠美朝臣眞先兼美濃飛驒信濃按察使 六年正月癸未以下鎮國騎將軍兼美濃飛驒信濃按察使從四位上藤原惠美朝臣眞先爲參議 續紀流布の本に眞先を眞光にあやまる今金澤本によりて訂す と見えたり 按察使も出羽陸奥等の按察使の彼國の國府に在應せし例に同じく美濃飛驒等の府館に在りし成

るへし 又公卿補任に貞觀十四年九月四日太政大臣從一位良房公薨年六十九同四日贈正一位諡曰忠仁公封美濃國と見え三代實錄の貞觀十四年十月十日丁未の條に去月四日詔書贈於故太政大臣藤原朝臣以正一位又以美濃國封之爲美濃公諡曰忠仁云云とあるしその外の古記録ともに同じさまにあるしたる追贈の封國公は淡海公をはしめ何れも其國の政務に關かぬ例なり 民安寺皇居跡 村内にありて今字によべの小島のすさびにたるもの願宮は當り又御幸道といふもあり 國の守護頼康うけたまはりてつくりまうく云云風いみしう吹出てくれ行まゝに物も見えずすねひたしく吹まさはして山の木とも多く吹たふし云云神なりひらめき落かゝる云云願宮のくろ木のはしらなれつよからすかくて渡らせ給べきならねば民安寺といふ所へ臨幸あり云云つきのおしたもこの願宮修理して還御あり とあるし 藤川記に鏡島をたちてこの路をへて垂井に至る民安寺と云律院にとまる駄餉なごり僧都の被官たる人たか屋の何がしに仰付てねん頃なる事ともありくだしくしけれいもらしつ誠や文和の頃後光嚴天子南軍にたそのれましゝて小島に行幸のありしつひてにこの寺にもわたらせ給ひけるとなむかり宮の礎イシタマなご今にあり其ときみつから植させ給へる松の老木となりてあるを見て 世にたほふ君がみかけにたくふらし民安かれと植し若松 と見えたり 初音か原 ゆるよし詳かならす本願寺教如上人の腰掛松といへる老木の松あり 國府宮社 の村の西南にありて南宮の行宮俗に御旅の社といふ祭

神の 埴山姫命 金山姫命 豊玉姫命 の三座也毎年五月五日南宮の祭事に神與此社まで行幸あり 南宮御饌井 の民家の中にあり 御旅の社にて南宮の神事ある時此水を汲みて神膳を調ふる故井の名とすむかし弘法大師加持して鑿ちしゆる大旱にも涸れず井の傍に石ありて梵字を彫りたるか今の磨滅して讀取かたく或の大師の 蹴りたりし衣痕の、こりたるなりと濃陽志畧に見えたり 白髭大明神社 神明社 二祠ともに村内にあり 安立寺の浄土真宗にて京都東本願寺直末なり

新井村 垂井の北にありて和名類聚抄に不破郡新居とある里なり今分ちて二村とし東新井西

新井といふ 尾張御領御旗本領 ともに 三百七十七石七斗九升 神明社 金山權現社 山神社 三祠ともに村内にあり

岩手村 新井の西にあり 御旗本領千八百六十四石 菩提山古城 岩手山に

ありはしめ岩手氏の居城なりしが永祿の頃岩手彈正竹中重元に攻取られしのも竹中家領城となる岩手氏のふるき地主にて承久記に信濃國住人岩手三郎と見えしも信濃の美濃を誤りたるにて此あたりの人なるへし 竹中半兵衛重治 法號神の清和源氏竹中遠江守重元の子にて重元永祿年中大野郡大御堂公編より岩手彈正が菩提の城を攻取りて移りしもの其跡を繼て居住し當郡のうち又近江國淺井郡の中を領知して信長秀吉の兩公に歴仕す 小瀬甫庵か太閤記

の竹中半兵衛尉か傳に此竹中の濃州菩提の城主にして安藤伊賀守か孫也十四歳の頃より武畧の智。人に加はり何事も平人の及へき行ひも多くなく眼さしなども一廉有て度量の江海にひとしくのごめる心かちに見えさとかかりし事たこがましき事打交へつゝきりめていふべき所もなかりし之をか物をもいはざりしがいへり理にあたりし小信にも屈せず小利にも溺す正に歸しようつの緩急も利にたかふ事なく傑出の地位二十ばかりの頃より漸く見えそめし也戰場の出立のまつかなる馬に乗り虎御前といふ刀重をつねのごとくにさし具足は馬皮のうらをとちもてに用ひつづ漆にてあらゝとぬりたるをあさきの木綿糸にてたごし立兜の一谷の立物うちたるを猪首に着なし餅のつきたる青黄の木綿筒服を長々と打はをりゆらりゝと打見えし也誠に雷電左にたつれども動せず麋鹿右にたこれとも目瞬かぬ躰の素性にして惣軍をたのか任ごし勇道の工夫の外に雑事なりと心得しゆるえまゐて小事にくのしからず萬自然に任せし之此人魁殿にありし時の軍中何となう心を安んしけり世人此半兵衛の心ばへ大やうにのび國守の長子となしつかへまほしきやうにいひしを竹中相打聞腹ぐるに腹立し隣國迄も耳目をたごろかす程の事をして見せんとはかり稻葉山の城をたのれ一身の手からをもつてかつき見んと支度し先人質に出し置し舍弟久作を持病再發と披露し看病のためと云つゝ勇士六七人山上させ置し之かくて三月十八日只一人登城し案内もなく廣間に入見れり齋藤飛騨守番頭として歴々並居たりしを上

意候といひもあへずぬきうちに打たれり意得たるといふよりはやくぬき合せ戦ひしか共難なく
 飛驒守を切伏むかふ番士を五六人なき伏てけり龍興とは口たしき次第と息まきて切て出んと
 ひしめきあへりしを長井新八郎同新五郎押さめ今日の謀反竹中一人の覺悟にて有へからず
 それかし馳出ふせき候べしと兄弟切て出しが竹中善左衛門其外六七人こみ入しもの
 共と渡り合せ散々に戦て兄弟忠死をそしたりける善左衛門鐘の丸へ走り上の鐘と
 つきしかは相圖の勢安藤伊賀守並半兵衛か手勢二千餘人ごつと山上し即龍
 興へ使者を立急き下山し給へ何かと時を移しなば打果すへきよし申ければ歸りせめの忠義のも
 の來る事もやと權現まてのきしを又使者を立終にたしろし城主となりかはりぬ信長公
 此旨聞召稻葉山をわたし置候へ左もあらぬ濃州半國扶助せらるべきの旨御内狀ありしかごも他
 國へ相渡し國を領しなり後難も口惜とて曾て同心せざりしか期年の頃龍興へ城をかへしけり其
 後信長へつかへ奉り秀吉を親長とし属せし頃秀吉江北横山の城に向て要害をかまへ對陣ありし
 折ふし淺井下野守七千餘騎と卒し朝妻として發向せしを秀吉公御覽しよき取物な
 りと勢をはや推出さんと有しを半兵衛いやくあの勢は朝つまへ行やうに見せしか共左には非
 ず合戦を思ひこめし勢なり大略是へ切てかゝり候へし御勢出過申候急き上の段へ引上させ給ひ
 合戦をかけ候共一人も御出しなされず來説を避情歸をうち給へと諫しか尤なりとて上の段へ

引上るなへをかたくし有し處に案のとく秀吉公の備に向て眞黒になりてぞかゝりける半兵衛合
 戦の儀はそれかしに御まかせ置候へと思度計なげにいひつゝ手勢千はかりを二手になし節所を
 前にあて一足も出さず弓鐵砲遠矢など射ぞかたく制し置し處敵あなとり來りしを五間十間に
 引付すうてや射よもの共と下知し廿騎はかり射たふしけれりそれに辟易してすゝみ得すま
 かれ共猶もつまりかへつて一人も出さず備をかたくし有しなりとかうせし間に晩日に及ひしか
 り敵引とらむと見えにける茲に至て半兵衛手勢の者共に送る事も有べし其分心得候へといひ
 つゝ馬引よせゆらりと打乗左右の山々谷々へ弓鉄砲其組頭どもを相そへよきにはからひうたせ
 申へし敵歸し候いさつと引くいよく日をくらし方々より曳々勢をわけ付候へしと申付し
 かは其道に得たる者共にて嶺々谷々よりむつかしきやうにまかけ送りけるに日はいよくくれ
 道もたごしく成しにより足ばやに引とらむとしける所を半兵衛とつと時をつくり立引付て
 首少々討捕鯨波を上さつと引取る云云と見えたり天正七年卯六月十三日播磨の三木平山
 の陣中に病死す年三十六其時菩提の城を不破河内守攻取りといふ河ある時重治同僚の人々を集めて武邊
 内守は安藤伊賀守か掣にて重治とは相掣なり
 のはなしをしけるに重治か幼少の子息左京其座に在しか俄に立て何方へか行し少時
 ありて歸りけれり重治殊の外怒りて物語の半に何しに立しそと咎む左京が返答に用所にまかり
 しといひしかり重治猶いさごほりてされりそ小便が催しなばなご座敷にて致さざる竹中が子息

武邊の物語に聞入立事を忘れて居なから小便まりしといはれなは我家の面目也といひしよし武邊咄聞書といふ物に見えたり重治の子 丹後守重門は七歳にして父の家を繼ぐ 幼少の故領知減少し當郡のうち岩手關ヶ原玉村山中藤下等にて五千石を知行し秀吉公に仕ふ十六歳にして叙爵丹波守と號し軍奉行となり河内國玉手村にて千石加増し六千石を領し慶長五年より 神君に仕へ奉る 重門武勇のものとより文事にも通達を豐鑑とあらわして 秀吉公のなり立より豊臣家繁榮の事實をくはしくしるすむかしの大鏡今鏡などに准しやさしき卷の名をつけてたもしろき實録なり その子越中守重常その子左京重高五千石にて當所を領し 重高の弟竹中彦八郎分地し河内の玉手千石を領す重高の子竹中主殿重長その子主膳元信號三取その子丹後守元般代々を領して交代寄合なり 羅山詩集に 巳酉 慶長之仲冬自駿府 還路過濃之磐手 磐手者竹丹君之采地也先是有約因尋之而問其寒暄 留語三二日云云賦 卑語一首以呈焉云

深情永不忘、尋徑到濃陽、開席欣迎我、讀書設机床、風雲興感慨、雪月滿心腸、筆下唯臨趙、幄中每慕張、青山低眼目、泉石入膏肓、隱逸主人意、籬邊菊傲霜、

菩提寺 は真言宗にて一乘山觀音院と號し弘法大師の開基淳和天皇の勅願寺也類聚國史に天

長五年十月乙卯美濃國菩提寺伊豫國彌勒寺肥後國淨水寺ヲレム定額寺とある官寺にて本尊は弘法大師の作佛聖觀音掣侍不動毘沙門なり當國三十三所の十六番に配し參詣の人多し古殿堂宇ことく廢して今存れるものなく又此寺號によりて村の舊號をも菩提といひしを岩手と改めしより傳へを失ひて寺の境内に菩提樹のある故寺號とすさへいへり其菩提樹は翻譯名義集等にものせてふるき木なれども日本へ傳へしは榮西千光國師入宋し歸期の時はしめて其種を持來りて筑前國香椎の神宮にうるしよりのち諸方へ傳へりし樹なれり此寺の開基より數百年のちに日本へ渡りし木なりこゝを以其誤りを知るへし 禪幢寺 曹洞宗にて普賢山と號し領主竹中家の菩提寺也半兵衛重治の法名禪幢寺殿といへるをもつて寺號とす 祥光寺 同宗 貞讚寺 淨土宗なりまた 不退寺 一足寺 辨才天社 八幡社等當村にあり

伊吹村 岩手の西伊吹山の東南の方にありて野上庄といふまた此山の西北の方近江國坂田郡にも伊吹村ありとも山麓の里なれども山上まで道遠くして甚近からず 尾張御領七百

七十七石二斗七升七合 枝村大高 尾高の村の西にあり 伊富貴大明神社

村北の山の上のありて老樹生茂れり祭神の 鷓鴣草葺不合尊にて野上伊吹兩村の生土神とす 延喜神名式に不破郡伊富岐神社 とあるし 美濃神名記に正一位

伊富貴大明神 とのせたる祠にて 文德實錄に仁壽二年十二月癸亥以美濃國

伊富岐神列於官社 ところし三代實錄に貞觀七年五月八日戊子授美濃國從五位下伊富岐神從五位上 同十一年十二月五日戊子授美濃國從五位上伊布岐神正五位下 元慶元年二月廿一日癸巳授美濃國從四位下伊富岐神從四位上 見え朝野羣載の康和五年六月十日神祇官の奏狀のうちにも 坐美濃國伊富岐神 見えたり もと神領もありしにや濃陽志畧に里老曰古爲大祠有僧房十二且社產若干中頃值亂世寺院蕪廢社產皆沒只存一椽祠としるせり 淨休寺 淨土真宗京都東本願寺直末なり 伊吹山 當國不破池田近江の國坂田淺井の四郡にまたがれる故古書に近江國の山とし又美濃國の山とす山上に長十三間横十二間ほどの池ありて水常に涸れざる事駿河の富士山頂上の銀明水金明水兩井のごとし 此山を近江の國の山としたるもの 三代實錄に元慶二年二月十三日巳卯詔以近江國坂田郡伊吹山護國寺列於定額沙門三修申牒備少年之時落髮入道脚歷名山莫不周盡仁壽年中登到此山即是七高山之其一也又この山を 美濃國の高山 ところせし物の 天祿元年十二月廿七日に撰へる 源爲憲の口遊の七高山云云伊吹山在美濃國不破郡 但伊吹山字國史所注異吹也猛風常異他山義也今改異字爲伊字 見え塵添盛彗抄に七高山云云 伊吹美濃國不破郡ニアリ 本ハ異吹ト書ク也ところし 拾芥抄にも 伊吹在美乃國不破郡 本異吹也見えたり 又八雲御抄にいぶさの嶺美乃とかせ給ひ

紹巴の建保名所三百首抄にも伊吹美濃

ところせり 卜部兼邦の神道百首に また こんといふきの山の神ならぬさしも契りしことなわすれそ ところよみ亞槐集に美濃國へ下り侍し時伊吹山を見れぬ雲たちかくして見え侍しか漸はれ行くに雪いと白く見えけれぬよみ侍し權大納言雅親 雪けともえらぬいふきの嶽の雲晴てそつもる程を見せける 尊海僧正のあつまの道の記に伊吹か嶽を見れぬうちくもりさなから雪のふるけしきを見て 寒さゆる空の日影のさしなから伊吹たらしや雪とふるらむ 老の木曾越に伊吹山より雲のはれまに月のほのくさし出けれぬ さしも艸さしも名高き伊吹山玉もてわくる夏の夜の月 見え建保七年二月十一日歌合に春戀 順徳院 伊吹山もゆる思ひの烟をも霞める頃めたる人もなし ところよませ給へり 宇治拾遺物語 にむかし 美濃國伊吹山 にくく行ひける聖ありけり阿彌陀佛より外の事をえらす他事なく念佛申てそ年へにける夜深く佛の御前に念佛申てゐたるに空に聲ありてつげていはくなんぢねんごろに我をたのめり今の念佛の數多くつもりたれぬあすの末の時にかならずくきたりて迎へしゆめく念佛たこたるへからすといふ其聲をききて限りなく念頭に念佛申て水をあみ香をたき花をちらして弟子ともに念佛もろともに申させて西にむかひてゐたりやうくひらめく様にする物あり手をすりて念佛申て見れば佛の御身より金色の光をはなちてさし入たり秋の月の雲間より現れたるがごとしさまよひの花をふらし白毫の光聖の身をてら

す此時聖屍をさかさまになしてたかみ入すのをもきれぬへし観音蓮臺をさしあげて聖の前により給に紫雲あつたなびき聖はひよりて蓮臺にのりぬさ西の方へさり給ひぬさて坊に残れる弟子共なくくたうとがりて聖の後世をさぶらひけりかくて七八日過後坊の下す法師原念佛の僧に湯わかしてあむせ奉らんとて木こりに奥山に入たりけるに遙かなる瀧のほとりにさしたほひたる樞の木あり其木の梢にさけふ聲しけりあやしくて見あげたれの法師をはたかになして梢にまばりついたり木のほりよくする法師のぼりて見れば極樂へむかへられ給し我師の聖をかづらにてまはりつけて置たり此法師いかに我か師のかゝる目を御覽するぞとてよりて繩をときけれの今むかへんするぞ其程まばしかくてあたれとて佛のたはしまししをば何しにかくときゆるすぞといひけれどもよりてときければ阿彌陀佛の我をころす人なりをうくぞさけびけるされとも法師原あまたのぼりてときたろして坊へぐして行たれば弟子とも心うき事とぞ歎まごひける聖の人心もなく二日三日ばかりありてまにけり智恵なき聖のかく天狗にあさむかれけるなりと見え

十訓抄 には延喜年中の頃美濃國伊吹の山に千手陀羅尼の持者住けり二三日なれども斷食して驗得の方に不思議多かりける間遠近の貴賤集り拜みける時に善宰相清行卿是を聞きとりて彼所へたのしして此僧に對面して物語し給ひけるが傍の人々に語云此人のかく行徳あるやうなれども無智の間終には魔界のためにたぶらかさるへしと云て歸り給に

けり云云其外は大概宇治拾遺に於けるに同しと見え 今昔物語集にかけると宇治拾遺に同じと云るしたるは此あたりの事なるへし彼日本武尊の故事によりて世の人此山の神をたそれかしこみてのほる事もなかりしに近世美濃よりも近江の方よりも六月極暑の頃頂上に至りて朝日の昇るを拜望すといふされとも古くより山上にのほりし事もありと見えて 延慶法師が作の左大臣武智麻呂傳に和銅五年六月爲近江守於是因按行至坂田郡寓目山川曰吾欲上伊福山頂瞻望土人曰入此山疾風雷雨雲霧晦冥群蜂飛螫昔倭武皇子調伏東國惡神歸到此界仍即登也登欲半爲神所害變爲白鳥飛空而去也公曰吾從少至今不敢輕慢鬼神鬼神若有知者豈其害我若死知者安能害人即澡洗清齋率五六人一披蒙籠而發行將至頂之間忽有兩蜂飛來欲螫公々揚袂而掃隨手退歸從者皆曰德行感神敢無被害者終日優遊徘徊瞻望風雨共靜天氣清晴此公勢力之所致也

大石村 岩手の東北にあり 尾張御領御旗本領 ともに 五百六十石八斗一升

天王社 天神社 山神社 三祠ともに當村にあり

大瀧村 大石の東にあり 御料二百二十二石六斗一升三合 瀑布泉 丘嶺寺

山にありて高サ八九間太き瀧なる故村名にも呼來れり瀧壺深く山間陝く茂りたるゆる遠方より望み見る事かたし 雷明神社 美濃神名記に不破郡從五位下火雷明神と見えたる祠なり

るへし今雷除の守りを出す靈驗ありといふ

敷原村 ハシノ 大澗の東にあり 尾張御領 百二十一石四斗一升 熊野權現社 ハシノ 村

内にあり 美濃神名記に不破郡正二位敷原大明神 ハシノ 見えしハ此祠か考へ訂すへ

し 觀音堂 ハシノ むかしハ如意山名勝寺といひて大伽藍なりしか悉く廢絶して其本尊傳教大師

彫刻の觀音の像のみ此堂にのこれり今も田圃を開墾して石垣を掘出す事ありといふ又智證大師

の彫たる不動明王の像をも堂内に安置す 石像地藏尊 ハシノ 村の南にあり靈佛にして祈禳はな

いたざるしありといふ

梅谷村 ウメノ 敷原の東にあり 御旗本領 三百四十二石九斗九升 梅溪川 ハシノ

より流れ出る小流なり府中村をへて藍川に落合ふ

市尾村 イチノ 府中の北にあり 御旗本領 百四十五石五斗五升三合

平尾村 ヘラノ 市尾の東にあり 御旗本領 四百八十八石三斗八升 眞德寺 ハシノ 淨土

眞宗京都東本願寺直末の院家にて觸下三百餘ヶ寺あり

新撰美濃志四の卷

尾張文園岡田 啓編輯

美濃簡齋神谷道一修正

不破郡下

青野村 アヲ 東山道筋垂井の東にあり 御料 八百六十三石六斗四合 青野原 アヲ むか

しよりの廣野にて國號の起れる三野の其一所なり結城戰場物語に昔日本開關の御時あらゆる外
道此國を我儘になさむとて此所に寄きたる又我朝にハ伊勢の神明を始め參らせ大小の神祇悉く
天降らせ給ひて御合戦有けるに忽外道理を失ひ手負打死して血は川の如し頃は六月半の頃さし
もに青き此野へも紅ちしほと色變ずか様に惡鬼を退けて目出度御代の神遊ひに青野赤原なるう
へハ幾千世までも靜りて民万世の世成るべしとうたはせ給ふ御言葉にまかせて今末代に至るま
て青野か原との申なり 見えたり 此物語文つたなく其意解しかたしと雖とも四五百年以往
の古書なれば定めて風土記などの本縁の説の傳へ残りたるをかくざるしとごめしにてもあるべ
けれハ若ばらく捨すしてこハにあぐ 名所方角抄に青野原垂井より五町計東なり此原をすぐれ

ばあふはかの宿なり 見え 爲家集にあを野 風寒み青野をゆけばまなのちや遠の高ねに雪
 降にけり 永正後柏原院御日次結題和歌に野外朝霞従一位權大納言伊長 わか草の青野かはら
 の朝霞かすみはてたる野邊の遠かた 爲尹卿千首和歌に原郭公 伊吹山さしも待つる時鳥あを
 のか原をやすくすきぬる 正徹の慰草に青野か原に出たれり國の堺はるかに南の方はるくご
 山も見えず 命あらに花にかへらむ青艸の青野かはらをけふの行とも 雅世卿の富士紀行にあ
 をのか原と申所を過るとて 艸の葉の青野か原も見えわかで夜深く分る露そ寒けき 堯孝の覽
 富士記に青野か原とかやにまかのねかすかにきこゆ 鹿そなく青のかはらの青つらくるもま
 られぬ妻をうらみて 太田道灌の文明二年の平安紀行に青野か原にて 色わけて千種の花も咲
 ぬれり青野か原は名のみえけり 老の木曾越に青のか原にいとふりたる松一木たてるを見て
 へてやこし幾世あらしの松ひと木なれそ我身の老の友なる ことよめり 古戰場 扶桑零記
 百練抄 古事談 等に承暦三年源國房と同重宗と合戦しまた義家當國に下り國房を追し事ご
 もを前大平記といふ俗書に此青野か原にて大合戦ありしよしことくしくかきなし重宗此原に
 て討死したりしよしまるしたるの附會にして信しかたしされとも藤川記にあをのか原を過侍
 れのむかしものふのありしかうちにしたる所とかやいへり 分行は四方の草木の色も猶青
 のか原の夏の一ころ あかさかをやこゆとて たかひの昔のにはも庭鳥のあかさか越て思ひ出

つゝ、とかいれしうち死したるものふの此佐渡前司重宗が事かとも聞へたり また暦應元年
 の合戦の事 太平記に桃井播磨守直常土岐彈正少弼頼遠 態と銳卒をすぐつて
 一千餘騎渺々たる青野原に打出て敵を西北に請てひかへたり是には 奥州の國司鎮守府
 將軍顯家卿副將軍春日少將顯信出羽奥州の勢六萬餘騎を卒して相向ふ敵
 に御方を見合すれり千騎に一騎を合すとも猶當るに足らずと見ける所に
 土岐と桃井と少しも機を吞れず前に恐へき敵なく後に退くへき心有りと
 も見えさりけり 時の聲を擧ぐる程こそ有けれ千余騎只一手に成て大勢の中に颯と懸入半
 時計り戦てつと懸ぬけて其勢を見れり三百餘騎の討れにけり相殘勢七百餘騎を又一手に束ねて
 副將軍春日少將のひかへたる二萬余騎が中へ懸入て東へ追靡け南へ懸散し汗馬の足を休めす太
 刀の鐔音止時なくや聲を出てぞ戦合たる千騎が一騎に成までも引くなくと互に氣をはけまし
 てこゝを先途と戦けれとも敵雲霞の如くなれりこゝに圍まれ彼に取籠られて勢もつき氣も屈し
 けれり七百騎の勢も縦に二十三騎に打成され土岐の左の目の下より右の口脇鼻まで 鋒 深に切
 付られて長森の城へ引籠る桃井も三十余箇度の懸合に七十六騎に打成され馬の三圖平頭二太刀
 切られ草摺のはづれ三所つかれて餘りに戦疲けれり此軍是に限るましいざや人く馬の足休
 めんと洲俣河に馬を追濱て太刀長刀の血を洗て日も暮けれり野に下居て終に河より東へ越給

はずと見えたり 幣懸松 シテカサノマツ の青野か原にあり 朱雀天皇の御時南宮の社に將門調伏の御祈禱ありしとき幣をかけしより名木となりしよしひ傳へまた盜賊熊坂長範このわたりに住みて旅人を襲ひなやましけるか此松のもより遠見せし故 熊坂か物見の松 ともいふまた北の山下に 長範か腰かけ岩 また田の中に 熊坂かかくし廐の跡 と呼ぶ地なごもありて 貝原篤信か岐蘇路の記にも赤坂の宿のむかへ熊坂の長範か源九郎義經にうたれし處也とあるせり されとも熊坂長範といふ者いすべてたしかなる古書ともにあるしたるものなし雑々拾遺に熊坂太郎といふ人をのせたるは長範の事なるへし義經勳功記といふ俗書に牛若九十六歳にて承安三年奥州へ下向の時青墓の長者か許に宿られしに其夜 熊坂張樊といふ強盜 其黨の惡賊とも多く夜に打入橋次季春が資財を奪ひ取むとせしかし遮那王殿輕捷の武術を以長範以下數人を討殺し危難を救われしよしあるしたるは虚實今詳かならず 古松 ハ正徳年中大風に倒れて今のは植續の松なり

路傍古松 俗曰熊坂物見松

平岩 仙挂 甲辰紀行

青野原頭度幾冬 鱗皴蟠屈奈 龍蛇恨容 盜跡妄姦計 千歲人呼謀者松

青野原孤松 俗名熊坂見人松

那波道 圓東山道紀行

青野原頭路孤松大數圍閑懷興廢事向爾更獻欵

青野古城 ハ城主小寺掃部いつの頃の人によ今定かならずまた村内に 稻葉石見守の屋敷跡 あり是ハ古城のあとにてあらず 國分寺 ハ村北の山下にあり真言宗にて金銀山と號し 聖武天皇の勅建なり本尊藥師丈六座像ハ行基菩薩の作 延喜主稅式に美濃國正稅公廩云云國分寺料四万束 と見えたり 交替式に勅比見伊勢美濃等國所奏爲風被損官舎數多非但毀額亦失人命昔不問馬先達深仁今以傷人朕甚悽歎如聞國司等朝委未稱私利早着倉庫懸磔稻穀爛紅己思懲勞永逸之心遂致雀鼠風雨之恤良宰任職豈如此乎自今以後永革斯弊宜令諸國具錄歲中修理官舎之數付朝集使每年奏問國分二寺亦宜准此假事神異不得驚聽主者施行 天平神護二年九月五日とあるし 續日本紀に 寶龜六年八月癸未伊勢尾張美濃三國言九月日 續紀の板本かくのとし九月ハ 異常風雨漂没百姓三百餘人馬牛千餘及壞國分並諸寺塔十九其官私廬舎不可勝數と見え 三代實錄に 仁利三年六月五日丁未美濃國司上言國分寺災梵宇佛殿一時成煨燼席田郡定額尼寺野堂宏麗令修御願請爲國分寺許之とあるしてかく風雨の災また火災等にかへりしゆゑ席田郡の尼寺を國分寺とせられしよりはやく此寺ハ廢絶したりしを後世にいたり 信長公當國に御在居の頃此山の麓に再興しどの本尊佛を安置ありとなり往古の堂宇の礎石の跡ハ今猶のこりて寺の

門前なる田の中にあり 解脱寺 眞言宗にて寶生山と號す寛文三年山城國八幡の岩本坊の僧増周建立して隱居所とす増周の其ころ青野村あるはの領主稻葉石見守正休の伯父なる故此地に開基すといふ則八幡の梅本坊の末寺なり 石見守正休將軍綱吉公に奉仕し一万二千石を領し若年寄の職なりしか貞享元年八月廿八日御城御殿中にて大老堀田筑前守正俊を殺害し家名斷絶領知も公收せしかとも寺の今に存在して繁榮す

青墓村

青野の東にあり平治物語に美濃國青墓宿と見え 吾妻鏡の建久六年御上洛御下向の條に六月廿八日辛巳令著御干美濃國青波賀驛相摸守惟義獻餉就相州美濃守護也 とあるしたるごとくふるく東山道の宿驛なりしか後世廢して今の如き小里となる古來より青塚とも青塚ともかく皆青はかよひへし藤川記にあふはかといふいたるのよりこなた也名寄に青墓の里といへる此事にや 契りあれ此里人にあふはかのはかなからすのまたもきて見ん 御料 六百七十四石四斗五升八合 長者宅跡 村内にあり丙辰紀行に美濃の青墓遠江の池田駿河の手越いつれも長者遊君ありてむかし往還の武士輕薄の少年鞍馬を門につなぎ千金のわらひを買とこなりと林道春のかきしごとく長者か許に遊君傀儡等ありて繁花なりし也 大炊 青墓の長者にて内記平太行遠かむすめなり源爲義同義朝の縁者たるによりその若君達何れも親しくしてこゝに往來し交り深かりし也

吾妻鏡の建久元年十月廿九日庚戌於青波賀驛被召出長者大炊息女等有纏頭故左典廐都鄙上下向之每度令止宿此所給之間大炊者爲御寵物也 仍被重彼舊好之故歟 とあるし保元平治物語等に大炊か事を多くのせたり 延壽 大炊かむすめに左馬頭義朝の愛妾なり神皇正統錄に爰に義朝の東國を志し漸美濃國に赴之處に寒風膚を破白雪路を埋行歩進退ならず而に定康と云者忽然而其處に參向平氏之追捕を遁ん爲に先氏寺大吉堂天井之内に隠し置院主阿願房を始めて住僧等を以て警固して後私宅に請し相勞奉る又青墓宿之長者大炊之許に而休息し給彼女延壽の義朝之妾たるに依て也 とあるし平治物語の義朝落著青墓の條に義朝の兎角して美濃國青墓宿に着給ふ彼長者大炊か娘延壽と申の頭殿御志淺からすして女子一人ははしましけり夜叉御前とて十歳に成給ふ云云翌年二月十一日夜夜叉御前云云抗瀬川に身を投失給云云延壽の頭殿にも後れ奉り其形見とも思慰し姫君にも別れにけれの一方ならぬ物思に同流に身を沈むと歎きけるを大炊様々にこしらへけれの母の心も破りかたくてせめての悲しさに尼に成亡夫並姫君の後世を他事なく吊ける と見えたり 夜叉御前 義朝の女にて母の延壽こゝにて養育せしなり平治物語の京師本等の異書に大炊か女延壽と申の頭殿御志淺からす彼腹に夜叉御前とて十歳の姫君ははしけり云云佐殿頼生捕れ給ひて後湯水をもきこしめし入す歎悲まれけれの大炊も延壽も如何様に歎給ふぞ御

命なからへてこそ頭殿の御菩提をも帛給のんすれと申せの其後の少し慰給へる氣色に見えける云云油断して在ける處に二月一日夜に入て只一人遙に隔りける株瀬川に尋ね行御歳十一にて身を投給ふ夜明けれの乳母の女房姫君渡り給のぬそやと云けれの火炊延壽周章騒き尋奉れ共見へ給のす云云終に空しく成給ひしかの中宮大夫進の御墓にならへて供養す云云と見えたりさてこゝに 遊女くぐつ のありし事は拾玉集六百番歌合夫木抄ともに寄^ク傀儡戀大僧正慈鎮 ひと夜見し人の情に立かへる心にやとる青はかの里 ことみ朝野萃載の傀儡子記に傀儡子者無^ニ定居無^ニ當家云云東國美濃參川遠江等^ヲ黨爲^ニ豪貴云云となき無題詩集に

傀儡子詩

藤原敦光

穹盧蓄妓各容^レ身山作^ニ屏風^ニ苔作^レ茵接類^ニ胡中無^ニ定地^ニ歌傳^ニ梁上有^ニ遺塵^ニ旅亭月冷夕尋客古社嵐寒朝賽神貞女峽邊難^レ接^レ跡望夫石下欲^レ占^レ隣秋籬花悴螢知^レ夜青冢草踈馬待^レ春^ニ濃州傀儡子所^ニ居謂^ニ之青冢^ニ短榭閑亭談笑好一時輕勿訝交親

名叟

の青墓のくぐつなり十訓抄の大江玉淵の女白女をはしめ遊女くぐつの歌よみをいへる

條に青墓の傀儡名叟の詞花集をゆり江口の遊女妙の新古今の作者也云云 と見えたり ^{詞花和歌集に}

佐以の阿古丸の青墓の遊女にてうたうたひの名を得たり 梁塵秘抄口傳集

嘉應元年

三月中旬の頃これをえるに上達部殿上人のいはす京の男女所々のはしたものの雜仕江口神崎のしをわりぬと奥書あり ^{遊女}あそひ國々のくぐつ上手はいはず今様をうたふものゝき及びわれかつけてうたはぬものはすくなくやあらむ或人申云 さいのあこまろ ことあをはかのもの歌をまたえりたる上手てのはごのぼりたりと申す朝方^{トモカガ}がもとにあるよし式部少輔定正いまだ六位なりし時申すときと尋ねしかばとごめ置て 足柄 だみ 伊地古 舊川 舊古柳 少々ならひしほどに近衛院うせさせ給ひしかばなにさなくてやみにき と見えたり 乙前 もこの女にて有し成へし同口傳集に保元二年のとしとごまへが歌を年頃いかてきかむと思ひし物語をし出たりしに信西入道これをきいて尋ね候のむそれか子我もここに候とて木工允清仲をよびてかの五條にいひやる云云 れとごまへ かやう あこまろ がにのこの外にかりたれ 延壽 がはあこまろが同しさまなれとそれ末はかはる事多けり云云 目井 が子にしてまばらく美濃にありしかごとく京にのには清經^{尾張}などがやうをこそならひたらめ目井も誠の子どものやうにはたしへざりけむ云云監物清經をはりへ下りしに美濃國に宿たりしに十二三にてありし時目井にぐしてまかりたりしに歌をきいてめでたき聲かないかにまれ末とげむことよとてやがて相ぐして京へ登り云云ひとつ家にいことをしくして置たりし云云 と見えたり 目井 の青墓の遊女なりこれも同口傳集に清經目井をかたらひて相ぐして年頃住侍りけり歌のいみじさに心さしな

くなりにつれど猶ありけるが近く寄るもわびしく覺へれど歌のいみじさに得のかでありけるにねたるがあまりむつかしくてさらねをしてうしろむきてねたりせなかにめをたへ起し此文解まつけのあたりしもたそろしきまてなりしかどもそれをねんじてあを青墓はかへゆく時のやがて具てゆきまたむかへにいて具てかへりなごしてのちに年たひては食物あてゝ尼にてこそまぬるまであつかひてありし云云とあるせり また後拾遺和歌集に源頼綱朝臣ちゝのともに見のゝ國にくたり侍ける時かの國の女に逢て又たともし侍らざりければ女の讀る あさましや見しの夢かごとふ程にたところかすにもなりぬへき哉 と見えし女も遊女くゞつの彼頼經朝臣になれしにてもあらむか今定かならねど前條の同じ因ナナにまばらくこゝにゑるす また鎌倉の武士小栗判官兼氏の愛女 照手姫 横山庄司かむすめなりしが庄司と判官と互ひに恨みをむすひ横山小栗を害せんとせしかば照手をつとをたすけて父の勘氣を蒙り美濃に來り青墓の長者につかへ朝ゆふ清水を汲みなんごし賤き勤をなしけるよしいひ傳へ近きあたりに照手姫が汲し清水とて今にのこれり此外にも小栗判官照手姫が古跡諸國にありていろゝに申傳ふれどもすべて慥なる古書どもにのせたるものなければ俗説のみにて定かならず鎌倉大草紙に應永三十年の頃常陸國の住人小栗孫太郎或は孫五郎 満重といふ人謀叛を發し左兵衛督源持氏に退治せられけるが其子小次郎或は助重郎と名乗る 忍ひて關東に居り鎌倉の権現堂といふ所に行強盜か家にやどりけるに盗人ども小次郎

を殺し隨身の寶を奪とらむとて毒酒を進めけるが照姫といふ遊女其謀計を知りてひそかに小栗に告げしかば小次郎酒をのむやうして香ます醉臥たるさまにあざむき夜中にひそかに宿りをのがれ出賊等か盗みてつなぎ置つる惡馬に取のり鞭を打て藤澤の道場にはせ入り又逃のびて三河國に來り居れり強盜等の小栗か家人遊女等の醉伏したるを川に沈め寶を奪取りしか照姫のもごより酒をのまされば川より這上りて存命せしこそ永享の頃小次郎三河より鎌倉に歸り照姫を尋出し種々の寶をあたへ盜賊どもを誅しけるよしまるしたるを傳へあやまりたる成るべし三河に小栗か子孫住みしよし同草紙に見えたれり近き美濃の此青墓に彼照姫か來りて在りし事もはかりがたけれりまゝらくまゝして後の考をまつ世に流布する小栗實記といふものは無下ムカの俗書なれり尤信しがたし安八郡結村の條にも照手姫か事をあるす合せ考ふへし 鍛冶外藤のこのわたりに住せしにや文治の頃美濃に住せしよしいひ青墓の長者外藤に命して髭切丸の劔を一夜のうちに打換させしといひ傳へたり 平治物語に頼朝卿關原にて囚われ給ひし時青墓の長か計らひにて隨身せられし髭切の太刀の代りに泉水とて同程なる太刀を柄鞘に納め替て清盛の許へ遣しけるよしにゑるせり 外藤と泉水とは別鍛冶なり 源朝長墓の北のかた山の麓にあり左馬頭義朝の二男中宮大進朝長十六歳にて平治の合戦に疵をかふむり父と共に青墓に來りて生害ありしを爰に葬めしよし平治物語に見たり 又分脈系譜に義朝、二男中宮少進

朝長母修理大夫範兼女平治元大乱敗北之時隨父沒落之處於路次病出不堪行步之間依本人請死於濃州遺墓宿父判官殺之埋其頭畢と云るせりまた村内の北側なる圓願寺に正徳年中義平義朝朝長の墓を建立して石塔をたつ 義經葭竹 圓願寺にあり牛若九陸奥へ下られし時大炊か許に立寄り源氏再ひ榮えなば枝葉生ひ繁れよかしと梓置かれし葭竹なりといひ傳へ其時義經の歌に さし残すかたみとなれや後の世に源氏さかへの葭竹となれとよまれしよしいへるは俗説の甚しきにてもとより信するにたらず圓願寺の本尊薬師佛をよし竹のやくしごもいふ

牧野新田 は青墓の東南にあり 大垣領 百十二石八斗五升二合

畫飯村 は青墓の東にあり 大垣領 六百三十六石七斗七升 藍川山 花岡山

近きわたりには有れも高からず 甲塚 戦死の人の首塚なるよし上に松樹生たり 陶器

寛政年中當村にて焼はじむ 梨子 此邊の村に梨樹を多くうゑて利とす當村殊に多し

如來寺 村内にありて花岡山と號し淨土宗の西山派なり本尊の三尊佛の信濃の善光寺如來の分身也といふ善光寺分身四十八願所の卅六番に配す

赤坂村 畫飯の東に並びて井頭庄といふ東山道の宿驛にて東の方美江寺宿へ二里余あり雅世卿の富士紀行に赤坂と申所にていまた夜も明侍らす友なひ侍る人くも跡にたくれ侍をまはし

まち侍しほごに 行つれぬ友さへ跡に残るよをまはしやこゝにあかさかの里 堯孝の覽富士紀に赤坂の宿にて たりに逢秋の梢のあか坂に袖ふりはへていそく旅人 と見え藤川記にも庭鳥の赤坂こえてとよまれたり 大垣領 千八十一石一斗四升 勝山 村の南西にありもと岡山といひしか慶長五年の合戦に東照宮御出陣と遊のされしに御勝利あらせられしより今の名を呼ぶ南の方に御陣營御殿の跡あり 金生山 村の北にありて池田郡にまたがる江村綴が濃北紀遊に驛之北有金生山蓋濃越濃越接界之諸山北來南馳山脉窮于此者東南斗絶矣以故山不高而望極開敞矣云云斯山中雖無峭壁峻巖滿山渾是大石小石其中出視材良者又有花紋石盤渦石及石弩雷斧 等京攝關驗每入山搜索得之以貨四方故邑吏桂榜以禁他邦人入山中一山不負金生之名云云 とかきしごとく種々の奇石を出す本草正譌に 代赭石 濃州赤坂山に出る淡波と申し と見えたり續日本紀に和銅六年五月癸酉令獻美濃青礬 とあるもこゝより出し成るへし銀葉夷歌集題しらす安原貞室 時の聲あげて責しは鶏の赤坂山の城のよせ手か 株瀨川 邑の東にありて常郡と安八郡のさかひをむかしの流れの大野池田兩郡より出呂久川とたがひに合流あるひに分派したりしかいつの頃か淵瀨かひりて今こゝなる大川ならず川下大垣の西に久世川村あり是此川の名の残れる也むかしの赤坂を杭瀨川の宿といひて旅人休泊せしよしなまづ赤染衛門家集の尾張に下りける條に

くひせ川といふ所にどまりてよる鶴つかふを見て、夕やみのう船にともすがかり火を水なる月の影かどを見る。とるるし吾妻鏡に寛喜四年十一月十三日凡去年飢饉武州被_レ廻_二撫民術_一之餘美濃國高城西郡大久禮以上千餘町之乃_ナ貢被_レ停_二進濟之儀_一遣_二平出左衛門尉春近兵衛尉等_一於當國_ニ於_二株河驛_一被_レ施_二于往反浪人等_一於_二尋_二緣邊_一上下向輩_一者勤_二行程日數_一與_二旅糧_一至_二稱_二可_二止住_一由_二之族_一者預_二置_二于此庄園之間_一百姓被_レ扶_レ之云云。と見え、源平盛衰記の太政大臣師長公尾張の井戸田へ下向の條にみの、國關山にもかゝりつゝ云云ふの關やの板ひさし年へにけりと見をきつゝ、株瀨川、にもどまり給ふとるるし、仁治三年の東關紀行に、くひせ川と云所にとまりて、夜更るほとに川端に立出てみれり秋の最中の晴天清き河瀬にうつろひて照月なみも數見ゆはかりすみ渡れり二千里の外の古人の心遠く思ひやられて旅のたもひいと、たさへかたくたほゆれば月のかけに筆を染つゝ花洛を出て三日、株瀨川、に宿して一宵まば、幽吟を中秋三五夜の月にいたましめかつゝ遠情を先途一千里の雲にたくるなどある家の障子に書つくるついでに、さうさうき秋の半の今宵しかもかゝる旅ねの月を見んとり、と見えたり何れも宿驛のよしなり、川をよみしうたひ覽富士記に、くひ勢川、わたるごとく夕されは霧たどくし河の名のくひせもとめて船やつなかも、藤川記に株川といふ所をふねにてわたりて、わたし守ゆき、にまもるくひせ川月のうさきもよるや待らむ、老の木曾越に

杭瀬川わたるとて、あさみそと思ひたかひてくひせ川くひてもこの浮世渡れる、と見えたり、この川の名のゆゑよしは風土記にありしにや、當代記、の東照宮に、に御陣營あらせられし條に入條村の、瑞雲寺申上げるは、御合戦御勝利無_レ疑事に候傳へ承る、昔大友の皇子に天武天皇襲はれ給ひ吉野山を回り美濃國へ御下向の時も此岡山御本陣也此所より關ヶ原へ御出不破の關にたいて大友と清見原と御合戦なされ則清見原御勝利にて候於_二杭瀬川_一洗_二矢疵_一其苦治_レ給故に其名を苦瀨川といふと風土記にも書申候と言上仕れり殊の外御威被_レ成、岡山はさらば勝山なりとの御諺にて其後は岡山を勝山とを申ける、と見えたり風土記はたえて久しく世に流布する事なけれと慶長の頃迄猶のこりありて此禪僧の見たりし故かく申上し成るべし、谷氏屋敷跡、村内の南町にあり、谷七郎左衛門源衛友、天正文祿の頃こゝに住しのお出羽守と稱す其子孫御當家に仕へ奉り、丹波國何鹿郡山家一萬石餘を領知す、飯沼道關もこゝの人なり源經基の五男満快の裔孫飯沼左兵衛尉常遠八代の孫道關長常享祿二年下總國豊田郡飯沼の郷より赤坂にうつり住みて土岐家に屬す其位牌修善寺にあり其子對馬守長就安八郡池尻の城に移住す、また、土岐頼忠の子徳山七郎二郎貞長、始頼、於_二濃州赤坂_一戰死其子出羽守貞次その子出羽守貞輔其二男兵庫頭貞政その子五兵衛秀親東照宮につかへ奉り御旗本に屬したりしよし徳山系圖に見えし、此わたりに住し人か定か

ならずといへども赤坂にて戦死とある因にまのらくこゝにしるす 鍛冶兼元の孫六と號して赤坂に任す信濃守兼定の弟子にて三代同銘をうつ代金三枚あるひり二枚斗なり 兼貞も兼定の弟子にて文正の頃こゝに住す 兼角の太永の頃こゝに住す 兼岩もこゝの鍛冶なり 子安明神社の北の方山の麓にありむかし南町にありしをのちこゝに遷座せしといふ八雲御抄に こやすの社美乃と見え美濃神名記に不破郡正二位兒安大明神 とある古社にて祭神は神功皇后なり 三代實錄に貞觀十八年七月十一日丙戌授美濃國正六位上兒安神從五位下 といへたり 將軍家綱公御誕生の時戸田左門氏鐵主此社内の竹にて御産刀を造りて献上せられけれぬ靈驗ありて御産安かりしといふ 平治物語に佐渡式部太輔重成義朝に代つて子安の森にて討死せしよしひ分脈系圖にも重成於美濃國子康森邊云云自害 といへしこゝ成へし 若宮八幡社 祭神應神天皇なり 御嶽藏王權現 は村北の山上にありて寶光院の鎮守也といふ此社の鏡のふるく 銘に明德の年號と彫たり 例祭三月十一日近郷の人羣集して賑へり 寶光院 金生山俗にいふ赤坂山の上にありて金生山明星輪寺 といふ號す弘法大師の開基にて真言宗なり大師真作の虚空藏菩薩の像を 大巖窟の中に安置し 三月十三日を緣日として法會あり山上より東南の方を眺望する風景殊にすくれたり 屏風岩百足岩 などいへる奇石多く 本堂棧門等

嚴麗なり寺領十石領主より附らる

同北海先生諸子登明星閣得僧字矢橋徹

突兀明星閣寒天晴景澄稻黃斜照淡山紫暮烟凝林表爭棲鳥溪邊歸院僧

澹然幽意愜爲伴謝公登

徹の矢橋勝三郎字美甫號の赤山江村北海の弟子にて當村の人天明年中に死すそれが作りし詩な
り 安樂寺 勝山にあり淨土宗にて紫雲山と號す境内一山の領主よりの除地なり山峯の法篋印五重塔の大友皇子の菩提の爲にたてし古塔といふ四重目の石壺箇離れて峯にあり大きき二尺四方ほごに見ゆ 寺中の鐘の甚ふるくして其形よのつねならず銘に 播州印南郡平津庄生石權現撞鐘願主小川備中入道沙彌玄助奉行笠原入道金阿神吉左京亮貞清大工瀧野伊豆守宗友應永二十六年己亥八月十二日年行事永秀と見えたり慶長亂の時人持來りて陣鐘にかけしといふ はなれた重き物にして遠國より來る誠にふしきといふへし又一説ニ此鐘ハ慶長五年關ガ原ノ役大谷吉繼ノ陣中ニ殘シ在シヲ關東方ヘ分捕シ此寺ヘ寄附セシ物ナリト云 天晴院 淨土宗西山派にて青蓮山と號す戸田采女正氏信の七男戸田内藏允氏親法號天晴院の菩提寺なり氏親の兄氏清の譲りを得て新田五千石を領知す 修善寺 一道山と號し淨土宗なり此寺に當所の住人飯沼氏の位牌あり 東光寺 も

當村にありて淨土宗なり 妙法寺 日蓮宗にて妙蓮山と號す

與市新田 赤坂の南にあり諸國ともに新田を墾開したる人の名をもつて村名とする例なり當郡に 關ヶ原與市長江與市 などいふ古人ありといへともあまりにふるければ其人くの開發にてあるへからすそれよりこのちにひらきし新田なるへし 大垣領 五十四石六斗七升一合

荒尾村 牧野の南にあり和名類聚抄に不破郡有資とあるのこゝ成るへし 技郷一所喜呂村大垣領 八百十五石五斗一升 御頭明神社 平將門の靈を祭る藤原秀郷等將門を誅戮して其首を都に送りしに其首獄門をぬけて關東に下らむとせしを南宮にいます軍人の神矢を放ちて射落し給ふ則こゝに祭りて首の社に稱す 神社考に朝敵平將門頭傳言飛入洛時神放矢射其頭今俗稱箭路御首宮者是其緣也 とある是なり 又里民の説には將門の首形を作りて南宮社にて降伏を祈請ありしに其作りたる首靈異ありて動搖し人民を驚ろかしけれ荒尾村の土中に埋みて祠を立御首社と名つけしよしへり境内九反半の除地にて今宇留生社とも稱し首のあたりの諸病を憂ふるもの祈願すれり靈驗ありといふ就中耳聾を憂ふるもの此社にいのれり必ず靈驗あり本復すれり穴のあきたる石をさへげて奉養すといふ 安養寺 淨土宗西山派にて寶林山自性院と號す戸田采女正氏信の五男戸田攝津守

氏清法號自性院の菩提寺にて其墓碑あり 氏清 將軍家綱公に仕へ新田五千石を領知す

圓城寺 當村にありて臨濟宗也 滑土 荒尾村晝飯村このねば土を鍛冶の燒刃をきたふ料に用ひて甚よきゆゑ他國より取りに来る事ありと里老いひ傳へたり

榎戸村 青墓の南にあり 尾張御領 二百四十二石四斗六升 照手姫清水 濃陽志畧に照出姫清水在榎戸與青墓間有老松清泉不絶 と見えたり猶青墓の條に

合せ見るべし万治年中板本の小栗判官の淨瑠璃に照手姫人買に勾引され美濃國青墓の長者か許に賣渡され常陸小萩と名をかへて仕へけるが流れをたてざりしを長者憤りて六所の籠にて藁火の消ざるやうに焚十八町かなたなる清水を七桶汲來れさらす遊女になれとて難題をいひつけ又錢七文にて どうなん せいなん うごもり かごもり かいらう いちじ やみの夜のつれをのこ、此七色を買ひ來れ一色違ふ物ならん流れをたてよといひけれり姫の料足請取りてどうなんとい、春のはじめのつくづくし、せいなんとい、芹の事、うごもりとい、山の芋、かごもりとい、野老なり、かいらうとい、海老の事、いちじと云て、ひごもじと、暗の夜のつれ男の、小殿原、ごまめの事での御座らぬかといひければ長者聞わけて何様にも此姫のよしある者と見えたるとて十六人の水仕女を元の如く引たらし姫をわかめて情をかけてつかひけるよしと云るし説經者祭文うたいと云者みな此よしをうたへり 天王寺彼岸櫻 豊流撰良といふ俳諧の書に庚

申堂を七色の難題姫が思ひや歌によむ正友とあるに此てるて姫が故事をいへるよし柳亭種彦か
用捨箱にいへり 八幡社 は當村にあり

矢道村 綾戸の南西にあり神社考に箭路御首宮とありて神矢の通りし路なりし故名つけし村

名也といふ 大垣領 四百四十石七斗九升

綾戸村 矢道の西にありあや戸の渡戸にてむかし唐人ともを不破方縣の南郡に置かせられし
それが戸口の地なるゆる里の名となりしなり日本書紀の齋明天皇の卷に獻唐俘二百餘人今美

濃國不破片縣二郡唐人等也 見えたり 御料 二百八十五石三斗六升

島村 綾戸の南にあり 御料 五百四十九石五斗八升一合 藍川 村の西に

流る

長松村 島村の東にあり 大垣領 千六百三十四石四斗一升二合技郷 一所小

寺村といふ 古城 村の西にあり竹中遠江守重元の子竹中源助重成はしめ

信長公の代官として美濃飛驒のうち四五万石の地を治めしが伊豆守と名乗りし頃天正年中此城

を築き在城し五千石を領す秀吉公もたひく入來ありしといふ豊饒に秀吉公清須より上洛せら

れし時柴田勝家道に兵を隠し秀吉を討へきとひそかに告げれり引違津島に越きましむいもうの

渡りをして美濃國長松といふ所に一夜明し夜をかけて爰を出て長濱の城に至り給ふとある類な

りのち豊後國竹田に移り三万五千石を領知しのも又同國府内に移る其のち 武光式部五千

石にて居城し慶長五年八月退きて伊勢の桑名にゆく關ヶ原御合戦の時一柳監物守りしのも廢城

となる

拾六村 綾戸の南にりて 藍川庄 といふ 尾張御領 千百二十石三斗四升

名古屋まで十三里 枝郷一所大野村 十六井 村の東にあり濃陽志畧に清泉進出雖

盛夏極冷不涸鄰邑井皆有驗此井獨清冽人稱曰十六井 見えたり 八幡社 山王社

白鬚大明神社 石神社 四社ともに當村にあり 光照寺 慶圓寺 ともに淨土眞

宗京都東本願寺直末なり

中曾根村 拾六の東にあり 大垣領 七百十石三斗一升八合 季瓊日録 に寛正

三年午八月廿八日美濃國中曾禰郷之事阿野大納言家押妨云云以治部河内重伺之任理非可

有御成敗之由被仰出仍命治部也 見えたり

荒川村 長松の東南にあり 御料 千五十七石一斗八升 荒川七郎頼道の土岐

彈正少彌頼遠の六男にてこゝに住みしよし土岐系圖に見たり

檜木村 荒尾の南にありて郡村記に 笠木庄 見えたり 御料 七百八十三石

五斗一升四合

福田村

檜木の東にありて笠毛庄と郡村記に見えたり

御料 八百四十七石七斗四

升二合

古城址 村の西にあり

城主那波和泉守正澄の信長公また秀吉公に属す

その子和泉守正信始名の秀吉公につかへて

こえひさくら村上下 下有里 ひる

井 大墓

かさけの中 荒尾 都合千九百八十一貫六百文の地を領知す

其證文に

於濃州西方所々千九百八十壹貫六百文之事目録別紙有之令扶助之訖金町

領知者也

天正十四年九月廿一日 那波和泉守との 秀吉 と見えたり 正

信のちに稻葉貞通に属して曾根にうつる

笠毛村

奥市新田の南にありて宇留間庄ウラマノシヤといふ御料の福田と一村なりしかのちわかれて二

村となりし也

尾張御領 二百六十三石六斗七升技郷二所 熊野村 酒井村 濃

陽志畧には枝郷の事見えす

荒橋大明神社 村内にあり 古株瀬川 慶長五年八月

十四日石田が軍將島左近と御方の軍勢と杭瀬川にたかひしなり今大川廢して田となる

笠毛八郎光時の土岐隠岐守光定の四男にてこゝにすみよし土岐系圖に見えたり

久徳村

荒川の東南にありて此わたり三四村の本郷なり 續日本紀に曳常ヒキトコとまゐるし美濃神名

記に引常と見えし地名のこゝかといふ人あれど定かならず

御料 七百十六石二升

徳光村

は久徳の南にありて久徳郷といふ 大垣領 五百五石五斗二合

鹽田村

久徳の東にありて是も久徳郷なり 御料 三百五十二石七斗二升

綾野村

塩田の南にありて郡村記に久徳郷 と見えたり 御料 二千四百二十二石

二升 報恩寺

曹洞宗にて四石一斗四升八合の除地あり

青柳村

川を隔て、塩田の東にありとも安八郡枝延庄と郡村記に見えたりのち今の郡に属

し成るへし 保元物語の新院召ニ爲義二條に爲義云云六人の子供相具して白河殿へを参りける新

院御威の餘に近江國伊庭庄美濃國青柳庄二箇所を賜て判官代に補せらるゝとあるのこゝか又池田

郡の青柳か今定めがたし 大垣領 五百七十七石一斗一升七合 青柳城址

隣村安八郡割田村の北の方に土居の形のこりて西の方を本丸東の方を二之丸のあと也といふも

この青柳の地内なりしか後世割田の地となる 城主和田奥田丸のいつの頃の人にや今定か

ならず太閤記にのせし 和田彌太郎のその一族なるへし又 市橋下總守長勝當城よ

り今尾の城にうつるといふ

また小寺掃部も青柳村居住の士なりしよし美濃名細記に

若森村

青柳の南東にありとも安八郡大井庄と郡村記に見えたり 大垣領 七百四十

五石三斗二升

古城跡 若宮の邊に土居のあとのこれり土岐家の風土 宮川吉左

衛門安定のち左衛門三千貫の地を領してこゝに在りしが天文四年大垣の城を築きてうつり

其弟但馬守此城に住みて信長公に仕へしといふ但馬守の氏家ト全か妹鯉にて 安土創業
録信長記等の元龜二年五月十二日信長公長島へ被_レ發向_一し條に氏家が先手 種田信濃守宮
川但馬守等_ヲ殿_ヲを請受引退きけるよしにまゐるし又天正元年八月朝倉義景を退治ありし條に十
三日に朝倉敗軍して救賀をさして引退きけるを刀禰山にて追討三千余騎うちとりける内に美濃
より流率して越前に在ける 齋藤龍興_ヲを氏家か家子 宮川但馬守討けるよしにまゐるせり

新撰美濃志五の卷

尾張文園岡田 啓編輯

美濃簡齋神谷道一修正

多_ク 藝_ノ 郡

橋爪_{ハシヅメ} 村 _ハ郡のうち_ノの戌亥のはてなる里にて西は石津郡北は不破郡のさかひなりむかし牧田川

に長橋ありて其東の橋詰_{ハシヅメ}の里なる故かく名づけし物なるべし今_ハ橋なし 大垣領 五百五
十三石九斗五升六合 枝郷 別所新宮 の二所あり 篠塚大明神社 は三反余

の除地ありて境内ひろし新六帖の逍遙院の歌に 神もさぞふりくる雨のまの塚のうまやの鈴の
小夜深き聲 とあるは此神の事なるへし南のかたに隣れる高田の里ハ舊名篠塚といひて古驛の
跡なるよし 埴生の涼風 にいへるにもかなひ此橋爪にてむかしより幾を作りて家業とす
るもの多かるも彼百篠_{ヒヤクシノ}のみのとつ_ハけし枕言葉にもかよひたるにやと思われかた_ハ此あたり
をむかしは篠塚の里篠塚のうまやともいひしなるへし

五日市村 _{イツカイチ} は橋爪の南の方牧田川の向ふにありむかし月毎の五日に市のたちし里にて伊勢の四日

市上野の七日市など、同し例の村名なり 御料 七十七石四斗一升

櫻井村 牧田川を隔て、橋爪の西南の方にあり和名類聚抄に石津郡櫻樹とあるはこゝかされ

の里とよみしつこなり 大垣領 二百十八石二斗五升

上方村 櫻井の南にあり 康正二年造内裏段錢國役引付に小積善庵領濃州上方段錢と見え

り 大垣領 二百五十四石四升九合

龍泉寺村 上方の南にあり 大垣領 二百二十六石二斗八升 大垣へ三里半名古屋へ十

一里あり 威徳山龍泉寺廢跡 むかし多藝七坊の内なりしか今廢寺となる

石畑村 龍泉寺の南東にあり とも椿井郷石幡村といひしよし郡村記に見えたり 大垣領

五百二十八石二斗一升 また伊勢神領の御朱印地もあり 枝郷 二軒屋 一所あ

り 石畑喜多新田 大垣領 五十八石二斗六升三合

勢至村 龍泉寺の南にありてもと清子とかけり 大垣領 五十一石四斗六升 勢

至寺廢跡 むかし多藝の七坊のうちに椿井山勢至寺ありしが今廢額せし申 はひふのす

々風 に見えし此あたり或隣村勢至村其舊地なるへし 季瓊日録に寛正六乙酉五月七日

常徳院領濃州椿井郷就海道之事自勢至寺致違乱被成御奉書可被仰付于守護方之事

披露之仍命于飯尾左門大夫也彼院主以遠和尚也 燐火 白石村千人塚の古戰場なるか彼塚

より一ツの火の玉夜毎に出て勢至に飛ひ來り或上方櫻井などの村くを飛行して白石にかへ

る里人勢至のひとつびと名づく

柏尾村 勢至の南にあり 大垣領 八十九石七斗七升 柏尾新田も 同領

四十九石七斗六升九合 柏尾山觀音寺跡多藝七坊の一所なりしか今の廢額す

鷺巢村 勢至の南東にありむかし白山權現の示現によりて里民大木の枝上にのほり鷺の巢の

中より十二の卵を得しかみな金銀の寶珠となりしよし養老寺の縁起にいへる此地名の起れる

ことのもとなるよしなれどあやしき説なり 大垣領 五百一石七斗三合 鷺栖玄光

俗名平三實遠はこゝの人なり 平治物語の義朝、野間の内海へ下向の條に 去程に義朝は大

炊がもとにたはせしがかくても有べきならねばやがて立出給ふ云云鎌田を召て海道へ宿々通り

得かたし是より内海へ著かばやと思ふの如何と宣へ鷺栖玄光と申の大炊が弟なり隠れなき強

盜名譽の大剛者にて候憑て御覽候へと申せの可然とて此よしを仰せらるゝに玄光悦て云云小

船にて下る云云二十九日尾張國智多郡野間内海へ著給ふ云云と見え 同物語の岡崎本に内

記平大夫行遠か子俗名内記平藏さねとを出家して玄光法師と申云云 と見え 吾妻鏡の建久元

年十月廿九日の條に平三實遠の内記大夫行遠子息云云 と見え その割註に出家後號鷺栖

源光平治敗軍時爲左典廩御共廻秘計奉送于内海也。と見えたり。また 鷺巢六郎
光敦は土岐左京大夫頼藝の弟にてこゝに住せし由土岐系圖に見えたり。鷺巢北畑新

白石村

の柏尾の南にあり 御料 百六十石五升 養老瀧 村の西なる山手にありて

田の同領 四十三石二斗九升三合 同所南新田の無高なり

高さ七丈餘世にたぐひなき美泉なり 續日本紀に元正天皇養老元年八月甲戌遣從五位下多治
比真人廣足於美濃國造行宮九月丁未天皇行幸美濃國甲寅至美濃國云云丙辰幸當耆郡
多度山美泉云云戊午賜從駕主典以上及美濃國司等物有差郡領以下雜色四十一人進位一階
又免不破當耆二郡今年田租及方縣務儀二郡百姓供行宮者租甲子車駕還宮十一月癸巳天皇
臨軒詔曰朕以今年九月到美濃國不破行宮留連數日因覽當耆郡多度山美泉自盟手面皮膚
如滑亦洗痛處無不除愈在朕之昭甚有驗續紀板行本甚有有其又就而飲浴之一者或白髮反
黒或額髮更生或關目如明自餘痼疾咸皆平愈云云符瑞書曰醴泉者美泉可ナリ以養老蓋水之精也
寔惟美泉即合大瑞朕雖痛虛何違天賦可大赦天下改靈龜三年爲養老元年云云美
濃國司及當耆郡司等加位一階又復當耆郡來年調庸餘郡庸云云癸巳授美濃守從四位下笠朝
臣麻呂從四位上正六位下藤原朝臣麻呂從五位下十二月丁亥令美濃國立春曉退醴泉而貢
於京都爲醴酒也 養老二年二月壬申行幸美濃國醴泉云云己巳行所經至美濃尾張伊賀伊勢

等國郡司及外散位以上授位賜祿各有差三月戊戌車駕自美濃至 見えたり。それよりは
はるかまへつかつた 雄略天皇の御時本集郡に源丞内といへる里民在りしが母に孝行なりしを天
感ありて醴泉湧出せしよしに養老寺の縁起にゑるし 世俗の謠曲にも父母に孝ある天感に涌出
しよしうたへるのふるきつたへなれどあやまりなるべし雄略の御世に源氏なごいふ性もなく
又俗名にも源丞内なごいふ人あるべくもあらず元正帝といふ御諡をきあやまりケンジャウナ
イとせし物ならんか今考へ定めがたし縁起に母といひ十訓抄著聞集等には父とし謠曲に父
母と諷ふたぐひのたがひ改むるに及はずといへども事實にたいての國史の正しきに從ふへし
十訓抄また古今著聞集に昔元正天皇の御時美濃國にまつしくいやしきをのこありけり老たる
父をもちたりけるを此男山の本草をとりて其あたひをえて父を養けり此父朝夕にあなちち酒
を愛しほしがりければなりひさごといふものをこしにつけて酒をうる家に望てつねに是をこひ
て父を養ふある時山に入て薪をとらんとするに苔ふかき石にすへりてうつふしにまろひたりけ
るに酒の香のまければ思はずにあやしくて其何たるを見るに石の中より水なかれ出る所ありそ
の色酒に似たりけれのくみてなむるに目出たき酒也うれしく覺えて其後日々是を汲てあくまで
父をやしなふ時にみかど此事を聞召て靈龜三年九月日其所へ行幸ありて觀覽ありけり是則至
孝の故に天神地祇あはれひ其徳をあらはすと感せさせ給て美濃守になされにけり家ゆたかに成

ていよ／＼孝養の心ふか／＼りけり其酒の出る所を養老の瀧と名つけられけり是によりて同十一月に年號を養老とあらためられけるとぞ ところせりその美濃守になされけるとあるはあやまりにて續日本紀のむねにはたがへり同じ續紀に天平十二年十月壬午行幸伊勢國云云十一月己酉到美濃國當伎郡云云十二月癸巳朔到不破郡不破頓宮云云 ところし また萬葉和歌集に天平十二年美濃國多藝行宮 大伴宿禰東人 從古人之言來流老人之變者云水曾名爾負瀧之瀨 大伴宿禰家持 田跡河之瀧乎清美香從古宮作兼多藝乃野之上爾 見えてみかざたびく行幸し給ひしゆゑかりみやもありしなり 又鹿苑院義滿將軍も明德四年九月此瀧遊覽ありしよし足利治乱記に えるし その外古書にも此瀧の事をえるせる甚多くしてかそへ盡しかたし細川幽齋の老の木曾越に醒井の養老の瀧のなかれはるかなる山の下をく／＼りて岩根よりわき出る水となむいひけれり わきてあはん下く／＼る水のす／＼しきをむすふ心のきよくも有かなと見え又玉滴隠見に美濃國の養老の瀧壺へ粉糠を入ぬれば一日一夜有りて江州の醒井の町の河へ彼粉糠流れ出るとなむとえるせるはふるき俗説なれと信しがたし和歌の夫木和歌抄に建長七年顯朝卿家千首歌 故郷 權少僧都玄覺 みの、國たきの、上に宮のせし跡に流れて瀧のこれる 關藤川記に兼良公 わかえつゝ見るよしもかな瀧の水老を養ふ名に流れなば 類題に風早實積卿 名も老を養ふ瀧と聞くからに菊の泉のわかえつゝ見む 山姫の老を養ふいこなみ

にくりてや落す瀧の白糸 水の歌 田中道磨 老人をやしなふ瀧の水てや田跡の川音きこえさるらん と見えたり 養老神社 は瀧より五町はかり東の麓にありて本社鳥居石階等あり美濃神名記に多藝郡從四位上養良 畧本 明神とあるこのにて祭神は菊理媛命なるへし 如是院年代記に養老元丁巳美濃國山中醴泉出飲之者白髮變黒云云白山權現顯迹とありまた源丞内か子孫の者或夜の夢に七句はかりの老翁來りこゝなる大木の梢に鷺の巢あり其中に寶のあるを汝に與ふ我の白山權現也といふと見て覺ぬ告の如く木にのぼりて十二の卵を得たりしが鷺一羽梢に來り又北の方に飛行しが赤坂の大岩にて羽根をやすめ文殊といふ里に至り我の白山の使也といひて飛去ぬそれより加賀の白山にまうてけるに夢見し老翁顯りて我長く養老に跡たれむこゝに心さしあらむものゝ養老に來るへしと告て失給ひぬ家に歸りて彼卵を見れぬ金銀の寶珠となれり扱山の麓に白山權現を勸請し養老寺を建けるよし養老寺縁起又埴生の涼風等に えるし たれと信しかたき説なり 菊水泉 この境内にあり清冷にして潔き事世に類ひなき名水なり靈龜に涌出せし美泉の瀧にはあらで此菊水なるへしといへるの誤りなるよし飛驒人田中大秀が養老美泉辨にくはしく論したれこのには省けり 養老寺 この瀧壽山と號し淨土眞宗東派にて瀧の不動堂を中古寺となしたるなり天正年中豊臣秀吉公連歌師紹巴その外の學僧に命して諸百番の注釋を作らしめられしが其うちなる養老の注本を高須の領主徳永壽昌申請て

當寺に寄附ありし今に傳へて寺寶とするの後慶長十二年末の秋法印堂宇坊舎を再建し寺前一株の松を植られし今 徳永松 と稱する是なり當寺縁起に不動尊の當國生津といふ所より鯰魚に乗じて來現ましまし故鯰を食せしもの參詣をゆるさす と記せり寺寶に小野萱の作れる天神の像といふ物あり萱の仁壽二年に薨し菅相公の延喜三年薨し其後三十八年を歴て右近馬場に天神と現われ給へり萱薨卒の仁壽二年より九十年後に天神となり給へるを作り刻むよしあるべからず 元亨釋書等に萱生前朝廷に仕へながら焰魔王宮に遊しよしまるしたれば十王の類の像を作り置しを天神也とあやまりたる物成へし境内山林とも六石の除地あり 芹菜セリの養老溪に産するもの、名物とす 享保の頃養老の流の芹をたてまつりけれの林丘寺宮玄瑤光内親王は後水尾天皇の御むすめ法照山元瑞禪尼公天皇崩御のち、薙髮して淨業を修し給ふ比叡山雲母坂の下なる林丘寺の開山にて賢女のほまれはします 根芹つむ是や千年の種ならむ老をやしなふ瀧の流れに 蛙 養老谷にあり鳴聲清亮にして愛すへし當郡高田の人栢淵藤大夫名嘉一字純甫號二俗號一か深蛙歌に

啼レ花鶯兮栖レ水蛙絶妙好辞古骨誇驚則其調高以巧禽中何物更有レ加蛙也何爲可レ得レ匹聒々吾常厭二其譁一鶯蛙並稱殊可レ怪古人之言似レ有レ差杖策偶遊二老泉澳忽聽二溪蛙一驚二舌妙一坐疑羽客弄二仙笙一或似幽人發二清嘯一始知古人言信然唯鶯可レ以稱二同調一捕來放二之我池汀一清風朗月澄レ耳聽孔蛙之後誰能愛東方只有二一蛙亭一蛙亭則嘉笑レ以二田蛙一當レ鼓吹レ不知妙音有二寧

馨二溪田蛙蛙種一不レ別何由其聲太殊絶水土之性不二相同一從二其清濁一見二優劣一微々小蟲有レ如

斯伊人也復不レ可レ湮詞人苟欲二其言高一處レ已必要二居二清潔一

と作れるがごとし 養老酒 近き栗笠村の竹光堂といふ家にて製造ツヅて諸方にうる瀧津瀬

と名つけて名産とす其精厚甘味他に比するものなしよりて價も又貴タカし高田の町にて作るをも亦

養老酒といふ 舟岡山 養老寺の北なる小山なり歌によめる 濃州養老泉碑銘備藩侍讀近

藤篤識

元正御極王道平々問二民疾苦一閔レ物則レ天當レ普之郡多度之山天降二嘉瑞一地出二奇泉一清潔可

レ食養而不レ窮人受二其福一王明之功一飲一浴不老不死衰耄再盛癯瘠可レ起有レ本如レ是萬古混

々君子是取監戒堪レ存陵谷變遷溷海是懼於是建碑以識其所

乾隆五十年歲次乙巳正月吉旦吳趨程赤城書

乾隆五十年者當日本天明五年也 七十九翁 墨 川

且かへる當馬しもよゝに汲やまる老をやしなふたきのなかに

若宮村 是鶯巢の南にあり 大垣領 十二石六斗一升 今の新田墾て百五十余石とな

小倉村 是鶯巢の東南にあり 御料 四百六十四石五升

舟見村 是小倉の東南にあり 大垣領 四十二石八斗四升
津屋村 舟見の南にありて郡村記には津也とかけり 大垣領 五百二十石五斗六升

慈眼寺

は浄土宗にて観音領二石あり多藝七坊のうちの一ヶ寺なり本慶寺澁州養老瀧の麓なる露村といふ在所ありそこの本慶寺といへる一向宗の住僧無智にして殺生を好みけるが寛永廿年十月十三日の夜家の破風より大入道二人入來坊主引立伴ひ行けるよし因果物語にまゐるせしはこゝ成へし 津屋中島新田 も 同領 三十七石七斗五升八合 枝郷津屋一色等の原 の二所あり 等の寺舊跡 等の原にあり多藝七坊の一所なりしが今廢寺となる 津屋新田 は 御料 二百八十八石六斗二升七合

有尾村

は津屋の北東にあり 御料 七百四十三石四斗一升六合 有尾新田 も 御料七百八石四斗

横屋村

は津屋の東北にありてもと新開横屋と呼へり 御料 五百十一石四升三合

志津村

は津屋の南東ありて此郡のうち南のはてなる里なり 大垣領 八百四十八石五斗九升六合 善教寺 は志津山と號し浄土宗西山派なり廢寺の古跡に元祿三年大垣の領主より建立ありて戸田肥後守氏西の菩提香火の地とせらる 什寶に志津三郎兼氏か用ひし砥石あり 貞享の頃里人鍛冶谷にて掘出せしがたゞりをなせし故此寺に納めしといふ

鍛冶兼氏は正宗の弟子にて志津三郎といふ 鍛冶譜に澁州多藝志津鍛冶志津三郎兼氏後來相州爲正宗弟子能作薙刀一稱之世號志津像と見えたり はじめ包氏といひ

て大和國にありしが元應の頃こゝに來り住めり其舊居の地は鍛冶屋谷と呼へるが慶安三年の洪水に山崩れて跡なし兼氏名作にしてあたひ七十枚より百枚に及ふものあり 兼氏の父長包も建治の頃美濃に來住すといふ また 兼則の兼氏の弟子にて明徳の頃美濃に住すあたひ七八枚 兼行の兼則の子長祿の頃美濃に住す 兼守の兼行の子にて清金兼守といふ長祿の頃美濃に住す 兼長の兼氏の弟子にてあたひ六七枚 兼吉法名善定應永の頃美濃に住すあたひ三枚五兩 兼國は法名三阿彌應永の頃美濃に住す 兼重は善定兼吉の子文明の頃美濃に住す 兼善兼重に同し 兼定は和泉守と號し信濃守兼定の子にて甲斐より美濃に來るあたひ三枚五兩外に兼定は和泉守を稱せず 兼舎は明應の頃の鍛冶也熱田の神寶刀澁州關住兼舎とあり 兼命の文龜の頃 兼安は長亨の頃 兼直の文龜の頃美濃に住す 兼常の應永の頃美濃に住すあたひ二三枚同名二代あり天正記のいなは山にて道三か子息を殺害せし條に其時ひねの備中めいよの物きれかたなのさく手ぼうかねつねをぬきもち上座にゐる孫四郎を切ふせ又右兵衛のすけをきり殺し云云と見えたり 兼清の應仁のころ美濃に住す兼平か弟なり 兼春の四郎左衛門入道と號し文安の頃美濃に住す長身の鎗あり 兼房の大永の頃美濃に住す

